

令和7年度 第1回丹波市介護保険事業運営協議会次第

と き 令和7年7月24日（木）午後2時～

ところ 丹波市役所第2庁舎 2階 ホール

1. 開 会

2. あいさつ

3. 報告事項

- (1) 介護サービス事業所の新規指定申請について . . . 資料 No. 1-1, 1-2
- (2) 介護サービス事業所の更新指定申請について . . . 資料 No. 1-3
- (3) 福祉人材確保対策の取組について . . . 資料 No. 2
- (4) 地域包括支援センターの令和6年度運営状況及び令和7年度事業計画について . . . 資料 No. 3, No. 4
- (5) 認知症高齢者等個人賠償責任保険の実績について . . . 資料 No. 5
- (6) 補聴器購入費助成の申請状況について . . . 資料 No. 5

4. 協議事項

- 第9期介護保険事業計画の進捗について . . . 資料 No. 6

5. その他

- 第10期介護保険事業計画の策定スケジュール(案)について . . . 資料 No. 7

6. 閉 会

[illegible]

新規指定申請の概要

項目	内容	備考・詳細
事業所の名称	丹波市社会福祉協議会西部ケアマネジメントセンター	
事業の種類	介護予防支援	
指定予定日	令和7年10月1日	指定年月日（居宅介護支援）： 平成16年11月1日
申請者・代表者	シャカイフクシ ホウジン タンバシ シャカイフクシ キョウギカイ 社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会 カイチョウ ナカガワ タイイチ 会長 中川 泰一	
事業所の所在地	兵庫県丹波市氷上町常楽209番地 1	中央小学校区（氷上）
利用定員	－	
管理者	カワバタ コウジ 川端 浩司 年齢 46歳 常勤、管理者兼介護支援専門員	
従業員の職種・員数	管理者兼介護支援専門員：常勤1人 介護支援専門員：常勤6人、非常勤1人 実人員：管理者以下 8人	
営業日	月、火、水、木、金、土	国民の祝日及び国民の休日、並びに12月29日から1月3日までを除く
営業時間 (サービス提供時間)	午前8時30分～午後5時15分	
その他の費用	運営規程に定める料金のとおり	
通常の実施地域	丹波市立氷上中学校区、丹波市立青垣中学校区、丹波市立山南中学校区、丹波市立柏原中学校区及び丹波市立春日中学校区	

指定申請（介護予防支援）審査＜介護保険法第115条の22第2項＞

項目	審査状況	適否
申請者要件① (法人であること)	社会福祉法人	適
申請者要件② (禁固刑以上の刑に処せられ、刑未執行でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件③ (罰金刑に処せられ、刑未執行でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件④ (保険料等の滞納及び滞納処分なし)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件⑤ (指定取消、廃止等から5年経過)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件⑥ (申請前5年に不正・不当行為なし)	該当しない旨の誓約書により確認	適
役員要件① (禁固刑以上の刑に処せられ、刑未執行でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
役員要件② (申請要件③④⑤⑥の法人役員でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
人員基準	指定申請書類により確認 (管理者及び介護支援専門員の人員・従事・資格要件) ※指定居宅介護支援事業所の管理者及び介護支援専門員と兼務可	適
設備基準	指定申請書類により確認 ※事務室又は区画について、指定居宅介護支援事業の用に供するものと同じのものであっても差し支えない	適
運営基準	運営規程の確認	適

新規指定申請の概要

項目	内容	備考・詳細
事業所の名称	丹波市社会福祉協議会東部ケアマネジメントセンター	
事業の種類	介護予防支援	
指定予定日	令和7年10月1日	指定年月日（居宅介護支援）： 平成16年11月1日
申請者・代表者	シャカイフクシ ホウジン タンバシ シャカイフクシ キョウギカイ 社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会 カイチョウ ナカガフ タイイチ 会長 中川 泰一	
事業所の所在地	兵庫県丹波市春日町黒井1500番地	黒井小学校区（春日）
利用定員	－	
管理者	イノセ ジュンコ 猪瀬 淳子 年齢 59歳 常勤、管理者兼介護支援専門員	
従業員の職種・員数	管理者兼介護支援専門員：常勤1人 介護支援専門員：常勤6人、非常勤2人 実人員：管理者以下 9人	
営業日	月、火、水、木、金、土	国民の祝日及び国民の休日、並びに12月 29日から1月3日までを除く
営業時間 (サービス提供時間)	午前8時30分～午後5時15分	
その他の費用	運営規程に定める料金のとおり	
通常の実施地域	丹波市立市島中学校区、丹波市立春日中学校区、丹波 市立柏原中学校区及び丹波市立氷上中学校区	

指定申請（介護予防支援）審査＜介護保険法第115条の22第2項＞

項目	審査状況	適否
申請者要件① (法人であること)	社会福祉法人	適
申請者要件② (禁固刑以上の刑に処せられ、刑未執行でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件③ (罰金刑に処せられ、刑未執行でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件④ (保険料等の滞納及び滞納処分なし)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件⑤ (指定取消、廃止等から5年経過)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件⑥ (申請前5年に不正・不当行為なし)	該当しない旨の誓約書により確認	適
役員要件① (禁固刑以上の刑に処せられ、刑未執行でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
役員要件② (申請要件③④⑤⑥の法人役員でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
人員基準	指定申請書類により確認 (管理者及び介護支援専門員の人員・従事・資格要件) ※指定居宅介護支援事業所の管理者及び介護支援専門員と 兼務可	適
設備基準	指定申請書類により確認 ※事務室又は区画について、指定居宅介護支援事業の用に 供するものと同一のものであっても差し支えない	適
運営基準	運営規程の確認	適

指定更新申請の概要

項目	内容	備考・詳細
事業所の名称	一期一会デイサービスセンター	
事業の種類	地域密着型通所介護	
指定更新予定日	令和7年7月1日	当初指定年月日：平成25年7月1日
申請者・代表者	株式会社ライフタイムチャンス 代表取締役 中井 隆文	
事業所の所在地	丹波市市島町上田537番地1	
利用定員	18人	
管理者	オギノ ヒロシ 荻野 浩 年齢43歳 常勤	
従業員の職種・員数	管理者兼生活相談員：常勤1人 生活相談員兼介護職員：非常勤2人 介護職員：常勤1人、非常勤2人 看護職員兼機能訓練指導員：非常勤3人 実人員：管理者以下 9人	
営業日	月曜日から土曜日	
営業時間 (サービス提供時間)	午前8時15分から午後5時15分 (午前8時45分から午後4時45分)	
その他の費用	運営規程のとおり	
通常の実施地域	丹波市市島町、春日町黒井小学校区及び春日部小学校区	

指定更新申請の審査＜介護保険法第78条の2第4項＞

項目	審査状況	適否
申請者要件① (法人であること)	株式会社	適
申請者要件② (罰金刑に処せられ、刑未執行でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件③ (指定取消、廃止等から5年経過)	該当しない旨の誓約書により確認	適
申請者要件④ (申請前5年に不正・不当行為なし)	該当しない旨の誓約書により確認	適
役員要件① (禁固刑以上の刑に処せられ、刑未執行でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
役員要件② (申請要件②③④の法人役員でない)	該当しない旨の誓約書により確認	適
人員基準	管理者、生活相談員、機能訓練指導員資格要件 看護職員又は介護職員の人員・従事要件	適
設備基準	食堂・機能訓練室面積要件(3㎡×利用定員)	適
運営基準	運営規程の確認	適

地域を支える福祉人材の 「確保」「育成」「定着」に向けた 取組方策

丹波市福祉人材確保対策会議

令和7年3月

地域を支える福祉人材の「確保」「育成」「定着」に向けた取組方策 目 次

はじめに

1	取組方策の策定にあたって	2
2	福祉人材をとりまく状況	5
3	福祉人材確保の課題	11
4	福祉人材確保に係る意見に対する検討経過と結果	12
5	課題解決に向けた取組方策	14
6	取組方策に係る体系表	16
7	資料編	20

はじめに

福祉サービスのあり方や体系等については、社会情勢等の変化に応じて、その姿や形は少しずつ、時には大きく変わってきました。

代表的なものとして、平成12(2000)年に介護を社会全体で支えることを目的に創設された「介護保険法」、平成18(2006)年に急速な少子化と家庭や地域の環境によるさまざまな保育ニーズに応えるために施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)」、平成25(2013)年に障がいの有無に関わらず国民がお互いに人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すとしてされた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」、平成30(2018)年には関係法令の改正によって介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供することができるよう設けられた「共生型サービス」、平成31(2019)年10月から導入された3歳児以上の保育料無償化などがあげられます。

これらの法律は、それぞれ報酬に反映されるとともに、各種加算要件に応じた職員配置体制の充実、そして既存職員のキャリア形成が併せて取り組まれてきました。このことは、運営する法人等の健全な運営(経営)にも大きく影響を及ぼす出来事となりました。

また、地域住民のニーズに対する既存の支援と生きづらさや困難さの多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことにより、各専門職種の機能強化が求められ、複数の課題をもつ困難事例(生活困窮者等)の増加に対応できる体制の必要性も高くなってきています。

このような状況下において、本市では福祉人材を確保する対策の一つとして、元来、福祉の仕事に携わる方に女性が明らかに多いことから、即戦力を求めるため、平成29年度以降、出産や育児が落ち着いて復職を望まれる女性の有資格者等が復職しやすい条件を整えることを中心に住居費、引越費用、就労に必要な資格の講習受講費、被服費及び奨学金返還支援等の補助制度等に取り組んできました。

しかし、社会全体として生産年齢人口が減少している中で、量的な確保のみを目指すには限界があることから、離職防止のための働きやすい職場づくりも含め、安定的かつ持続ある福祉人材の確保に努める必要があると考え、令和4年8月に丹波市福祉人材確保対策会議を設置しました。

本市では、この会議において策定した、本市の福祉を支える人材の「確保」「育成」「定着」に向けた丹波市版の取組方策を推進することにより、市民が住み慣れた地域で安心安全に望む生活を続けられる丹波市を目指します。

I 取組方策の策定にあたって

丹波市の各計画に示している福祉人材確保等の施策

●第3次丹波市総合計画〔期間：令和7年度～10年間〕

「みんながつながるために必要な支援体制の構築」で、福祉人材の確保策による公的サービスの安定的な提供を行うこととしている。

<抜粋>

まちづくりの目標4 【健康福祉施策】すこやかでしあわせに生きるまち
施策分野2 地域福祉
施策の展開 01 みんながつながるために必要な支援体制の構築
複雑化・複合化した生活課題に対応するため、福祉人材の確保策による公的サービスの安定的な提供を行うとともに、市民や事業者、社会福祉法人などの多様な主体が連携・協働した地域の支えあいによる支援活動や、社会的に孤立する人とつながる取組（農福連携、各種ボランティアの養成など）を支援します。

●第2期丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略〔期間：令和2年度～5年間〕

「地域を支える福祉人材の確保・育成・定着に向けた方策の検討」で、不足する地域産業の担い手確保・育成に位置付けている。

<抜粋>

基本目標2 魅力的なしごと・多様な働き方・働きやすい職場をつくる
施策2-1 魅力的なしごとをつくる
【手段5】
キャリア教育を実施し、子ども・学生時代に市内企業を知ることで、市内での就職について考える機会をつくるとともに、不足する地域産業の担い手を確保・育成する。
※ KEY：キャリア教育、福祉人材確保

●第3期丹波市地域福祉計画〔期間：令和3年度～5年間〕

「基本目標 福祉現場に関わる人材の確保・育成」において、福祉の職場に従事する人材を確保するため、「福祉業界のやりがい・魅力の情報発信」「福祉学習の場としての社会福祉法人の位置づけ」を充実し、市を挙げて福祉業界のイメージアップと職場定着を推進していくこととしている。

<抜粋>

重点視点4 人づくり

基本目標 福祉現場に関わる人材の確保・育成

基本的な施策の方向性

(3) 福祉教育の充実

学齢期からの福祉教育や地域での人権学習や公民館活動など、生涯を通じて福祉学習を推進することで、若い世代の福祉意識を高め、「我が事」として捉えることのできる人材を育成する取組みを進めます。

- ① 丹波市社協や社会福祉法人と連携した福祉学習プログラムの開発検討
- ② 学校での福祉教育を支援する地域人材の養成
- ③ 教育委員会と一体的に連携した福祉教育推進

(4) 福祉現場の魅力アップと職場定着支援

現場の魅力ややりがいを発信し、職業として選んでもらえる職場づくりと、長く働けるような体制づくりを、福祉業界と連携しながら取組みます。

- ① 現場の魅力発信を主眼に置いた広報活動の強化
- ② 丹波市独自の処遇改善策の検討

(5) 多様な施策による人材確保

丹波市社会福祉法人連絡協議会をはじめとした福祉業界の意見を聴きながら、丹波市内で各種資格を取得し、スキルアップできるような仕組みの構築を行い、福祉業界が安定的に運営できるよう多様な施策を講じます。

- ① 各種補助制度のより一層の充実と資格取得がしやすい仕組みの構築
- ② 丹波市社会福祉法人連絡協議会を中心とした市内事業所全体での人材確保策の検討と実施
- ③ 福祉現場の専門職を支える人材の確保・育成

(6) 研修体制の充実による人材育成の強化

福祉現場において、それぞれの職場内外の研修を充実するとともに、関係団体との横のつながりを深め、福祉業界全体の資質の向上を進めます。

- ① 後進育成のためのマネジメント力の強化
- ② リスクマネジメントの強化とマニュアルの作成支援

(7) 業務改善による効率化と安全性向上の推進

I C Tを活用し、安全性を保持したまま効率化による業務改善を進めるための取組みを検討します。

- ① 安全性と業務効率とやりがいを追求した業務改善モデル事業の検討
- ② 業務の円滑化のためのI C T導入補助の検討

- 丹波市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画〔期間：令和6年度～3年間〕
「基本目標4 介護保険適正化」において、福祉・介護人材の確保及び育成により、介護サービスの質の向上を図ることとしている。

<抜粋>

基本目標4 介護保険適正化

(1) 介護人材確保等による介護サービスの質の向上

①福祉・介護人材の確保及び育成と介護現場の生産性向上

【今後の展開】

- 介護人材確保につながるよう、ハローワーク及び市内の社会福祉法人等との共同開催による就職面接会や介護体験セミナー、また、人材育成や介護サービスの質の向上のため介護職員初任者研修を引き続き支援していきます。
- 介護に対する理解を深め、在宅生活を支援するため、また、介護人材のすそ野を拡げるために市民を対象とした入門的研修を実施します。
- 福祉事業所の福祉人材の安定的な確保を目的として、関係各部署と連携し丹波市福祉人材確保支援補助制度等の周知に努めます。
- 限られた人材で無理なく、多くの利用者に質の高いケアを届けるために必要な施策及びICTの普及を推進し、介護職員の負担軽減に努めます。

- 丹波市障がい者・障がい児福祉プラン〔期間：令和6年度～5年間〕

「分野3」において、福祉人材の確保及び育成により、障害福祉サービスの質の向上を図ることとしている。

<抜粋>

分野3 生活支援

(3) 障がい福祉サービスの提供体制の確保および質の向上

【今後の展開】

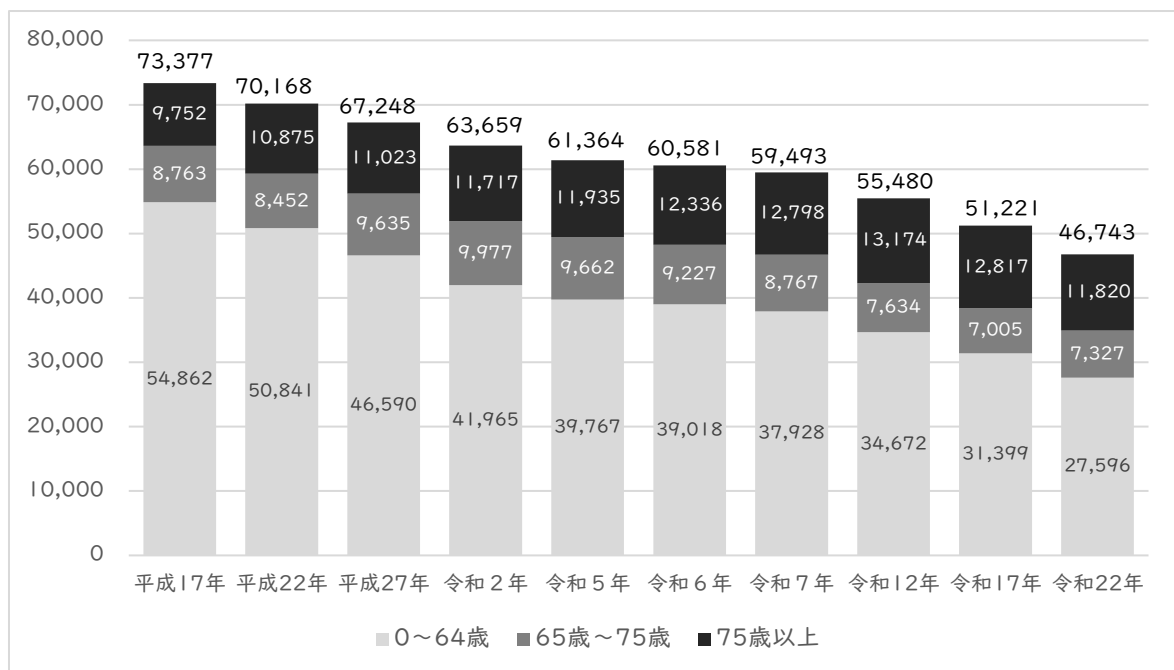
- サービス等利用計画作成時など、相談支援専門員と障害福祉サービス事業所等が連携を図り、切れ目のないサービス提供を行っています。
- 丹波市障がい者施策推進協議会療育支援部会や相談支援事業所連絡会で、医療的ケア児等コーディネーターの役割や機能に関する協議を行い、令和4（2022）年度に2名の医療的ケア児等コーディネーターを関係部署に配置しました
- 福祉人材の就職フェアでは、施設紹介のほか人材確保に向けた啓発を行うとともに、庁内外の関係者と福祉人材の確保に向けた施策の協議を行っています。
- 研修会等のグループワークやイベント等を通じ、各事業所が一緒に活動を行う機会や情報交換をする機会を確保しています。

- 重症心身障がい者等の日中活動の場の確保に向けて、重症心身障がい者等生活支援事業に関する取り組みを進めていますが、具体的な施策形成には至っておらず、今後引き続き重点的な取り組みが必要です。
- 利用者一人ひとりに寄り添った、質の高い障害福祉サービスを提供するためにはサービスを行う人材の確保や定着が欠かせませんが、ほとんどの事業所で人材不足が運営上の課題となっており、障害福祉サービスの質を確保するためには、関係機関と連携して人材確保や質の向上に向けた取り組みをさらに推進する必要があります。

2 福祉人材をとりまく状況

(1) 人口推移と推計人口

- ・65歳以上の人口は、令和2（2020）年をピークに減少しているが、75歳以上人口は令和12（2030）年まで拡大する。
- ・0歳から64歳は、緩やかに減少していたが、平成22（2010）年より減少の割合はさらに大きくなり、今後も減少が続くと推計される。



出典：令和17年～令和5年 年齢別人口統計表データ（市民課調べ）
令和6年～令和22年 丹波市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

(2) 本市の要介護、要支援者等の動向

高齢分野では、支援が必要な高齢者の増加とともに介護サービス利用は増加すると見込んでいる。

障がい分野では、障害者手帳所持者等は増減を繰り返しており、障害福祉サービス利用者も大きな増加はないが、横ばいに推移すると考えられる。

また、児童分野では、乳幼児や児童は減少すると考えられるが、比例して人材を減少できるわけではないため、どの分野においても今後もより一層の人材確保等が必要である。

人口と福祉サービス受給者の推計

項 目	令和6年3月 (2024年3月)	令和7年 (2025年)	令和22年 (2040年)
総人口	60,581 人	59,493 人	46,743 人
就学前児童数	2,319 人	2,195 人	585 人
65歳以上	21,563 人	21,565 人	19,147 人
高齢者比率	35.6 %	36.2 %	41.0 %
75歳以上	12,336 人	12,798 人	11,820 人
後期高齢者比率	20.4 %	21.5 %	25.3 %
生産年齢人口	32,100 人	29,689 人	22,931 人
生産年齢人口比率	53.0 %	49.9 %	49.1 %
生産年齢人口／高齢者数	1.5 人	1.4 人	1.2 人
要介護（要支援）認定者数	4,446人	4,680人	4,323人
居宅介護サービス受給者数	2,644人	2,822人	2,606人
地域密着型サービス受給者数	954人	1,101人	1,016人
施設介護サービス受給者数	724人	781人	721人
障害福祉サービス			
障害福祉サービス受給者数	583 人		
児童通所サービス受給者数	237 人		
認定こども園等入園希望者数 (委託児含む・受託児含まず)	2,070人 (うち入所保留93人)	1,800人	570人 (こども誰でも通園制度適用)

出典：丹波市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画
介護保険事業状況報告 他担当課調べ

(3) 本市の福祉人材の確保状況

① 「丹波市の福祉人材確保対策に向けた取組方策の検討に対する法人・事業所における人材マネジメントの状況調査」から抜粋

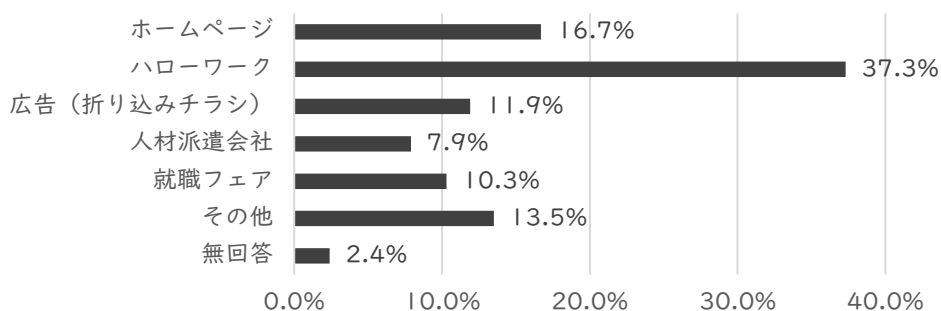
実 施：令和4年12月

対 象：市内福祉法人及び事業所 90法人・事業所

回答率：64.4%

㊦ 職員募集方法について

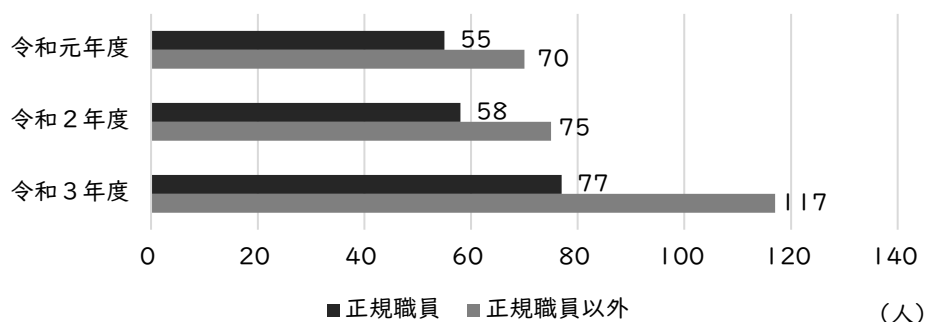
約4割がハローワーク、次いで約2割がホームページとなっている。広く必要な人材の情報提供を行い、希望者を募る形式が多い。



① 入職者の状況

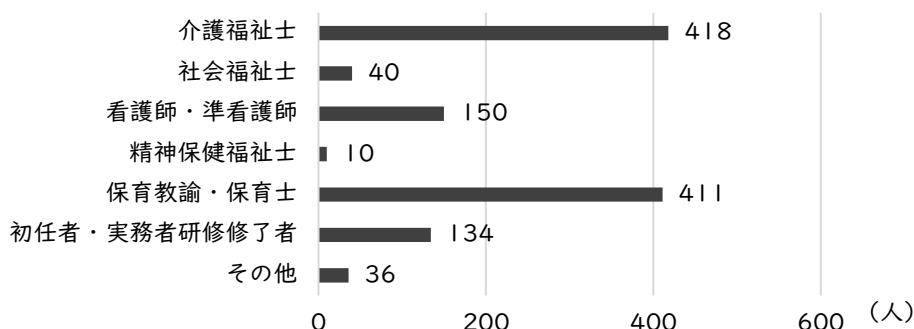
令和元年度からの3か年の入職者数は正規職員、非正規職員ともに年々増加している状況となっている。

就業されている職員は、正規職員(45.6%)よりも非正規職員(53.6%)の割合が若干高くなっており、子育て世代においては、子どもを認定こども園に預けながら正規職員として働く人と、雇用形態をかえて非正規職員で働く又は退職する人に分かれるようである。人材を確保するため、定年後の職員を雇用している事業所もあるが、この先も継続して運営できるかは不透明である。



⑦ 職員の資格取得状況

有資格者は、介護福祉士（418人）、保育教諭・保育士（411人）が大半を占めている状況ではあるが、高齢分野では、初任者、実務研修修了者が134人となっており、職員の負担軽減、報酬の増額、介護サービスの質の向上のためにもキャリアアップにおけた支援が必要であると考えられる。



② 「介護サービス提供事業者実態把握調査」より抜粋

実施：令和5年6月

対象：市内介護サービス事業所 133事業所

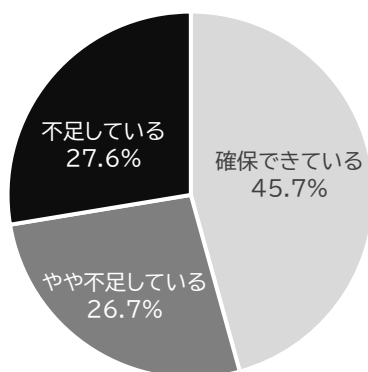
回答率：87.2%

⑦ 介護サービス事業所における人材確保の状況

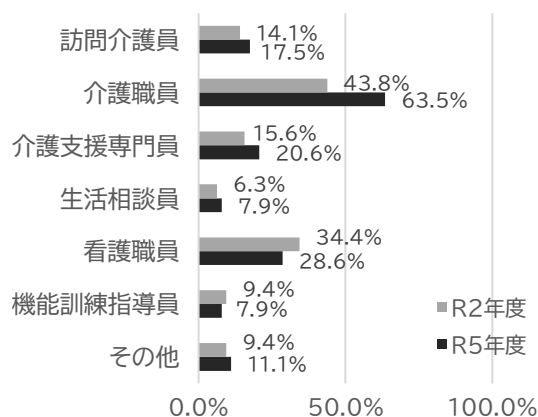
第9期介護保険事業計画の策定に向けた実態把握調査では、「介護人材を確保できているか」の質問に対して「やや不足している」が26.7%、「不足している」が27.6%と、合計すると54.3%の事業所において人材が十分に確保できていない状況がある。

なお、不足している職種は、夜間勤務を要する施設等の「介護職員」が63.5%と最も高く、次いで「看護職員」（28.6%）、「介護支援専門員」（20.6%）となっている。

【人材確保の状況】



【不足している職種】



③ 丹波市の介護職員数の状況（国・県の動向から推計した介護職員数）

	必要数	推計による 介護職員数	不足数	充足率	増減率
2020年	1,432人	1,231人	201人	86.0%	-
2025年	1,464人	1,198人	266人	81.1%	△4.8%
2040年	1,512人	923人	589人	61.1%	△25.4%

※表中「必要数」は、第8期計画策定中に国から配布された「市区町村用ワークシート」（介護人材の受給推計ワークシート）により算出

④ 市内福祉関係サービス等の施設数

区 分	施設数
高齢分野（介護サービス）	146
障がい分野（障害福祉サービス）	52
児童分野（就学前教育・保育サービス）	15

- ⑤ 「地域を支える福祉人材の「確保」「育成」「定着」に向けた取組項目に係る調査結果」に対して、高齢・障がい・児童の各分野からいただいた意見
- ・令和5年12月に市内福祉法人及び事業所を対象に、「キャリアアップのための資格取得支援」、「賃金水準の確保」、「DXの対応」等18項目について、事業所の取組状況を調査
 - ・意見徴収：上記調査の集計結果について、各事業所から意見を徴収した

●DXの対応（職員の身体的及び業務負担の軽減）について

- ・ケアプランデータ連携システムは、全ての事業所が導入することで効果があるが、導入している事業所が少ないとメリットが少ない。

●キャリアアップのための資格取得支援や経験・技能に対する各種手当の支給について

- ・キャリアアップのサポート体制が整うことで、資格取得の意欲へつながる。
- ・ケアマネジャーの人材不足として、更新研修の費用、時間的な負担が大きい。この負担が軽減できれば、継続しやすい環境になる。

●賃金水準の確保や柔軟な働き方の実現について

- ・賃金や処遇改善、フレックス制の導入、休暇取得などに取り組まれている回答も多くあり、働く意欲へと繋がると感じた。

[参考]

問：非正規職員の給与体系(給与表)を定めることができる

区分	取り組んでいる	今後取り組む	取組ができない
高 齢	15	1	8
障がい	10	0	1
児 童	6	1	1

問：就労を希望する時間帯、時間数など柔軟に対応することができる（フレックス制）

区分	取り組んでいる	今後取り組む	取組ができない
高 齢	20	2	2
障がい	8	1	2
児 童	7	0	1

●介護に関する研修等の開催について

- ・学生のインターンシップ等を受け入れることで、在宅介護に興味のある学生の関心が高まり、未来の人材確保につながる可能性が大いにあったと感じた。

[参考]

問：事業所、施設等を見学、体験（インターンシップ等）をしてもらえる機会をつくることができる

区分	取り組んでいる	今後取り組む	取組ができない
高 齢	13	5	5
障がい	7	0	4

- ・訪問介護に従事する一人ひとりが仕事に誇りを持ち、ヘルパー自身がその魅力を発信することが重要であり、誇りをもって働いている姿を見ていただくことで、「自分も働きたい」を思っていただけと思う。

3 福祉人材確保の課題

- (1) 人材不足対策として、業務効率化を図るため、現在働いている福祉人材の負担を軽減し、効率化を図ることで生産性を向上させる必要がある。
その中でも、福祉サービスの情報を効果的、効率的に入手できるシステムの導入、また、事業所が連携し共同で実施する業務については、メリット・デメリットを調査研究する必要がある。
- (2) 中途採用、非正規職など多様な人材の受け入れに向けた対応策として、複数の補助事業を実施しているが、効果等の検証を行い、就業者（当該補助事業を活用されて就職された方）が求める事業となるよう見直しを行う必要がある。
- (3) 就業希望者の様々な「就業の条件」と福祉事業所が求める採用の条件とのマッチング等、実際の現場を熟知している社会福祉法人等が連携し、就職相談やマッチングを行う仕組みが必要である。また、福祉事業所が行う人材確保策に対する支援を検討する必要がある。
- (4) やりがいのある働きやすい職場づくりに向けた、経験や労働内容に沿い、福祉人材のモチベーションを向上させるような労働環境や賃金体系の見直しが必要である。
- (5) 生産年齢人口が激減している中で、若い世代だけでなく、第2の人生の活躍先としてもらえるよう第一線を退く方々にも周知啓発を行うとともに、再就職のための資格取得や、家庭・地域で行う支援の一助としてもらえるよう研修会を実施し、支援を行う市民の増加を目指す必要がある。

4 福祉人材確保に係る意見に対する検討経過と結果

当会議等からの意見を踏まえ、令和4年11月に福祉資格を養成する学校の誘致又は丹波市立看護専門学校（以下「看護専門学校」という。）を活用した福祉学科の設置等について調査を行った。

（１）福祉学科設置に必要な設備や人員配置

① 既存の施設を活用した場合

【設備】

- ・普通教室の確保（生徒一人当たり 1.65 ㎡以上）

現在、看護専門学校には3教室（1学年1教室）あるが、日中は使用ができないため、新たに2教室の設置が必要となる。

通信制で休日や長期休暇期間を利用することは可能であるが、通学期間がその分長くなる。（2年→3年）

- ・介護実習室の整備

現在の施設の併用は可能であるが、家庭浴槽やシャワー設備を備えた入浴実習室、調理設備や裁縫作業台（6人に1台）を備えた家政実習室の設置が新たに必要となる。

- ・機械器具類の整備

成人用ベッド、ストレッチャーなどは看護専門学校に備え付けられているが、移動用リフトの新設、簡易浴槽の購入が新たに必要となる。

【職員配置】

教員については、生徒の総定員 80 人までで、介護福祉士、社会福祉士などの資格を有し、実務経験が5年以上の専任教員が3人必要となる。専任教員のうち、介護福祉士学校や養成施設において専任教員として3年以上の経験を有する者が1人必要となる。

その他、教科に応じて、医師や看護師などの資格を有する者も教員として必要になるが、看護専門学校の教員と兼務することも可能である。

② 看護専門学校以外の施設を活用した場合

【設備】

- ・①に加えて、既存施設並み設備の整備

例えば、市内の廃校を利用した場合、上記①に記載した新たに設置する必要がある教室などのほかに、図書室、保健室、更衣室などが必要となる。

また、成人用ベッド、ストレッチャー、歩行補助杖など看護専門学校に既設の器具についても、新たに必要となる。

【職員配置】

教員については、①の記載と同様であるが、看護専門学校と離れたところの施設となると、兼務できる教科も減少することが考えられる。

(2) 調査内容による課題整理

- ・看護専門学校を活用するためには、既存の施設に増築するか隣接地に新築する必要があり、学科としての職員配置も必要である。
看護師の育成も重要な課題である中、看護専門学校入学希望者の減少を招くことは避ける必要があり、また、学科整備に対する費用対効果が図れるかどうかという課題がある。
- ・看護専門学校等以外を活用する場合には、新たな学校法人として整備をすることになり、多額の費用と多くの人材が必要となる。看護専門学校は、兵庫県からの補助により運営しているが、現在の新設、併設案に補助制度はない。

(3) 結論

敷地や人員確保など、整備に関する大きな課題があるとともに、利用できる補助制度がない状況において、市の負担に見合う費用対効果が得られるかについても課題が残るため、福祉資格を養成する学校の誘致並びに福祉学科の新設は断念せざるを得ない。

5 課題解決に向けた取組方策（5つの柱）

（1） 業務効率化の推進

記録の電子化や勤務体制のシステム管理など、福祉事業所が行っている共通の業務において、ICT機器を活用した業務の効率化を図ることで、従事する職員の負担軽減につなげる。

- ・福祉サービス事業所の空き情報や社会資源（インフォーマル的なサービスを含む）等の情報把握システムを導入することで、最新の情報を簡便に入手可能となり、サービス調整に要する時間的な負担軽減を図る。
- ・福祉事業所が行っている共通の業務において、他の事業所と協働することにより、効率化を図り、負担を軽減することができないか検討する。

（2） 既存補助事業の見直しと新たな業務支援事業の推進

既存補助事業の見直しを行い、様々な年代や多様な働き方を希望される方に応じた施策や、専門職のみならず事業所が必要としている職種が確保できるよう新たな支援策を構築・推進する。

- ・令和4年度から令和6年度にかけて実施している福祉人材確保に関する補助事業の実績等を検証し、既存補助事業の見直し等を行う。

（3） 福祉人材連携・協働推進の構築

福祉事業所、市民、行政等がそれぞれ役割を持って協働した福祉人材連携・協働推進を行う仕組みの構築をめざす。

- ・丹波市社会福祉法人連絡協議会に「社会福祉連携推進法人等に関する情報提供」を行う。
- ・社会福祉法人をはじめ、福祉サービスを運営する法人が連携するための事業や、事業所と就職希望者とをマッチングする人材確保事業等を担える団体や機関の発掘、育成について検討する。（求職者と求人者のマッチング、人員不足時の斡旋、求職者向け・雇用主研修事業、相談機能及び広報活動等）
- ・市外からの移住と就業を併せた施策について、庁内各部署と連携しながら施策の検討を行う。

(4) 賃金体系の見直しに向けた福祉事業所の意識改革

労働対価にあわせた賃金体系の見直しが行えるよう福祉事業所に対する意識改革の醸成を図る。

- ・令和6年度報酬改定では、基本報酬の見直しと処遇改善加算の増額が行われた。令和5年度までは、市内事業所の多くが処遇改善加算の算定を行い、賃金のベースアップを行っているが、集団指導や日々の事業所への相談により、更に多くの事業所が加算算定できるよう実情に応じた指導・助言を行う。
- ・事業所独自の取り組みに対し、支援策を検討する。

(5) 新たな福祉人材の担い手確保と育成

新卒者対象の人材確保事業を行うとともに、団塊ジュニア世代を含む多様な人材が、働き方を柔軟に保ちながら福祉人材として活躍の場を確保し、福祉現場における担い手として育成を図る。

- ・若い世代への働きかけに加え、新たな視点として、第一線での活躍を終えた方など多様な人材の再就職先として、福祉分野への参入の促進を行う。福祉事業所での利用者の送迎、施設管理など専門職以外の分野を担う職員、また相談員、生活支援員、保育補助者・保育支援者となるための資格取得の場を確保するなど、地域の豊かな人材資源を活用して、多様な働き方ができる環境を確保していく。
- ・兵庫県が実施している「ケアアシスタント」や兵庫県福祉人材センターが実施している「福祉の職場体験」など既存事業を活用し、新たな福祉人材の育成を推進する。

6 取組方策に係る体系表

(1) 行政（市）が実施主体となって取組む内容

今後の方向性	主な取組方策	取組内容	区分	取組時期				
				R7	R8	R9	R10	R11
Ⅰ 業務効率化の推進 ・人材不足対策として、業務効率化を図るため、現在働いている福祉人材の負担を軽減し、効率化を図ることで生産性を向上させる。	(1) DXの対応（職員の身体的及び業務負担の軽減）	見守りセンサーや介護ロボットなど、業務効率を向上させるための機器を導入の補助を検討する。	定着	●	→			
		モバイル端末等の導入補助を検討する。	定着	●	→			
	(2) オンライン研修等の導入支援	オンライン研修に関する情報提供と事業所からの相談対応を行う。	定着	●	→			
	(3) 社会資源等情報把握支援システム（仮称）導入による負担軽減	高齢者等への支援に必要なサービスを介護支援専門員等が把握しやすいシステムの導入を検討する。	確保	●	→	→		
	(4) 福祉サービス共通の業務の協働による効率化	通所系サービス（児童分野を除く）の共同送迎について検討する。	確保	●	→	→		
Ⅱ 既存事業の見直しと新たな業務支援事業の推進 ・中途採用、非正規職など多様な人材の受け入れにむけた対応策として、既存補助事業の見直しを行う。	(1) キャリアアップのための資格取得支援	介護支援専門員又は相談支援専門員の資格取得費用の補助を行う。	確保			●	→	→
		保育補助者雇上強化事業の補助を行う。	定着	●	→	→	→	→
		子育て支援員研修への参加周知、市または県が主催する研修の案内、負担金の支援を行う。（市負担）	確保	●	→	→	→	→
		福祉事業所で従事するために必要な資格を取得するための研修受講料等を補助する。	育成	●	→	→	→	→
		事業所等が主催する介護職員実務者研修の開講費用の補助を行う。	定着		●	→	→	→
		兵庫県福祉人材研修センターの活用方法などを周知する。	確保	●	→			
	(2) 職員それぞれの状況に応じた柔軟な働き方の実現（労働時間、時間外勤務等）	子育て、介護などをしながらでも、継続して仕事ができる環境を整えた事業所への補助を行う。	定着	●	→	→	→	→
	(3) 職場における相談窓口の設置	管理職へのフォローアップや相談ができる窓口設置を検討する。	定着		●	→		
		メンタルヘルスなどの悩み相談の窓口を周知する。	定着	●	→	→	→	→
	(4) 福祉に関する研修等の開催	事業所、施設等の見学、体験（インターシップ等）イベントの周知啓発を図る。	確保	●	→			
		介護研修や介護職員初任者研修などの費用を補助する。	育成	●	→	→	→	→
		介護研修や介護職員初任者研修などの講師を行う。	育成	●	→	→	→	→
	(5) 兵庫労働局・ハローワーク柏原との連携	就職フェアなど就職説明や面談の機会をつくる。	確保	●	→	→	→	→
		「丹（まごころ）ワークサポートたんば」における福祉人材コーナーの運営、周知啓発を図る。	定着	●	→	→	→	→
	(6) 働きやすくやりがいのある職場づくりに関する事業者支援	事業主の取組や管理改善の支援を受けることができる介護労働安定センター等支援機関の周知啓発を図る。	確保	●	→	→		
	(7) 外国人の受入れ環境整備	外国人の受入れについて研修する機会を検討する。	確保	●	→	→	→	→
		多言語対応ができるシステムなどの補助を検討する。	確保		●	→		

今後の方向性	主な取組方策	取組内容		取組時期				
				R7	R8	R9	R10	R11
	(8)「帰ってこいよ」のまちづくりにつながる奨励策（既存補助制度の見直し）	ふるさと就職奨励金（就職奨励金5万円、継続奨励金5万円）を支給する。	確保	見直し				
		ハッピーバース手当（第1子・第2子10万円、第3子以降50万円）を支給する。	確保	見直し				
		U・Iターン者等福祉人材支援補助金（就職奨励金5万円、継続奨励金5万円）を支給する。	確保	見直し				
		奨学金返還支援補助金（上限10万円）を5年間支給する。	確保	見直し				
		家賃補助金（1月あたり上限1万5千円）を36月支給する。	確保	見直し				
		若者転入者向け引越補助金（上限10万円）を支給する。	確保	見直し				
		若者転入者向け住宅補助金（住宅の新築購入5%最大50万円）を支給する。	確保	見直し				
		若者転入者向け家賃補助金（特公賃1月あたり上限2万円）を支給する。	確保	見直し				
		保育体制強化事業補助金を支給する。	定着					
3 福祉人材連携・協働推進の構築 ・福祉人材の育成事業としての能力開発と教育研修体系の整備をめざす。 ・福祉事業所、市民、行政等がそれぞれ役割を持って協働した福祉人材連携・協働推進を行う仕組みの構築をめざす。	(1) リーダー的職員の育成とチームケアによる実践活動	リーダーを育成するための研修費用について補助を検討する。	育成					
	(2) 業務改善に向けたガイドラインの作成	業務マニュアルの内容を見直すなど改善への取組を支援する。	定着					
	(3) 福祉職員の交流推進	他事業所職員と交流する機会を検討する。	育成					
	(4) 福祉事業所で働く職員に対する表彰制度	勤続年数が節目となる職員への表彰制度、リフレッシュ休暇の導入を推奨する。	確保					
	(5)「住みたいくなる、帰りたくなる丹波市」の実現	住まい、仕事、子育て、教育、地域活性などの分野を横断的に捉えた移住促進施策に係る検討（お試し移住応援事業補助金等）を行う。	確保					
	(6) 丹波市版の福祉人材確保にむけた連携・協働推進を行う仕組みの構築	市内の事業所が連携する仕組みづくりを検討する。	確保					
	(7) 福祉職場の魅力向上（イメージアップ）	他法人、他事業所と合同で法定研修等を行う仕組みづくりを検討する。	育成					
		地域の方などに事業所の活動などを周知する機会を検討する。	確保					
		児童・学生への仕事紹介や体験の場を提供し、魅力発信を図る。	定着					
		厚生労働省が認定する「くるみん」などの周知啓発を図る。	定着					
4 賃金体系の見直しに向けた福祉事業所の意識改革 ・賃金体系の見直しが行えるよう福祉事業所に対する意識改革の醸成を図る。	(1) 賃金水準の確保	国県の情報提供等を行い、事業所からの相談等に対応する。	定着					
	(2) 経験・技能に対する各種手当の支給	国県の情報提供等を行い、事業所からの相談等に対応する。	定着					
5 新たな介護人材の担い手確保と育成 ・新卒者に加え、新たな世代に向けての人材育成を行う	(1) 連携協定大学等への情報発信	ホームページやSNS等を活用し、事業所、日常情報等を発信する。	確保					
	(2) 啓発活動、広報活動の実施	市ホームページにおける「福祉のしごと情報」の一元化を図る。	育成					
		福祉人材確保強化月間（11月）における街頭イベントを検討する。	確保					
		キャリアたん（就職支援ポータルサイト）により就職情報を発信する。	確保					
	(3) 地域の高齢者を含む多様な福祉人材の参入調整（施設等の介護補助者）	地域の方などに事業所の活動や職場体験をしてもらう機会を検討する。	育成					
		多様な人材や短時間労働の受入に関する周知啓発を行う。	確保					
		県や県福祉人材センターが実施している事業を活用する。	育成					
	(4) 現役就業者に対する、福祉サービスへの就業の環境整備	介護入門研修等の出前講座を検討する。	確保					

(2) 社会福祉法人（市連絡協議会）や福祉事業所が実施主体となって取組む内容

今後の方向性	主な取組方策	取組内容		取組時期				
				R7	R8	R9	R10	R11
1 業務効率化の推進 ・人材不足対策として、業務効率化を図るため、現在働いている福祉人材の負担を軽減し、効率化を図ることによって生産性を向上させる。	(1) DXの対応（職員の身体的及び業務負担の軽減）	見守りセンサーや介護ロボットなど、業務効率を向上させるための機器を導入を検討する。	確保	●	→			
		書類作成の手間や情報を探す手間を削減するため、モバイル端末等を導入を検討する。	確保	●	→			
	(2) オンライン研修等の導入支援	研修のオンライン化を検討する。	定着	●	→			
	(3) 社会資源等情報把握支援システム（仮称）導入による負担軽減	高齢者等への支援に必要なサービスを介護支援専門員等が把握しやすいシステムの導入を検討する。	定着	●	→			
	(4) 福祉サービス共通の業務の協働による効率化	通所系サービス（児童分野を除く）の共同送迎について検討する。	定着		●	→		
2 既存事業の見直しと新たな業務支援事業の推進 ・中途採用、非正規職など多様な人材の受け入れにむけた対応策として、既存補助事業の見直しを行う。	(1) キャリアアップのための資格取得支援	介護支援専門員又は相談支援専門員の資格取得費用の支援を検討する。	確保	●	→			
		介護職員実務者研修受講等への支援を検討する。	定着		●	→		
		研修の参加時間を就労時間として取扱うことを検討する。	定着	●	→			
		職員の研修先として、兵庫県福祉人材研修センターを活用する。	定着	●	→			
	(2) 職員それぞれの状況に応じた柔軟な働き方の実現（労働時間、時間外勤務等）	賃金、給与体系の見直し、処遇改善を継続して実施する。	確保	●	→			
		就労を希望する時間帯、時間数など、柔軟に対応できる体制を検討する。	確保	●	→			
		子育て、介護などをしながらでも、継続して仕事ができる支援を行う。	定着	●	→			
		副業、兼業等の多様な働き方を検討する。	定着	●	→			
	(3) 職場における相談窓口の設置	管理職へのフォローアップや相談先の確保を検討する。	定着		●	→		
		メンタルヘルスなどの悩み相談窓口や職員との定期的な面談を行う。	定着	●	→			
	(4) 福祉に関する研修等の開催	事業所、施設等を見学、体験（インターンシップ等）してもらえる機会をつくる	確保	●	→			
		介護研修や介護職員初任者研修などの講師を行う。	育成		●	→		
	(5) 兵庫労働局・ハローワーク柏原との連携	就職フェアなど就職説明や面談の機会をつくる。	確保	●	→			
	(6) 働きやすくやりがいのある職場づくりに関する事業者支援	事業主の取組や管理改善の支援を受けることができる介護労働安定センター等支援機関との連携を図る。	確保		●	→		
	(7) 外国人の受入れ環境整備	外国人の受入れについて研修する機会を検討する。	確保		●	→		
		多言語対応ができる研修などの機会を検討する。	確保		●	→		
	(8) 「帰ってこいよ」のまちづくりにつながる奨励策（既存補助制度の見直し）	市奨励金、補助金などを新規就職者に周知する。	確保	●	→			

今後の方向性	主な取組方策	取組内容	区分	取組時期				
				R7	R8	R9	R10	R11
3 福祉人材連携・協働推進の構築 ・福祉人材の育成事業としての能力開発と教育研修体系の整備をめざす。 ・福祉事業所、市民、行政等がそれぞれ役割を持って協働した福祉人材連携・協働推進を行う仕組みの構築をめ	(1) リーダー的職員の育成とチームケアによる実践活動	リーダー育成の研修や専門性を発揮できるような仕組や業務分担などを検討する。	育成		●	→		
	(2) 業務改善に向けたガイドラインの作成	業務マニュアルの内容を定期的に見直すなど改善に取り組む。	定着	●	→	→	→	→
		リスクマネジメント委員会の開催を検討する。	定着		●	→		
	(3) 福祉職員の交流推進	他事業所職員と交流する機会を検討する。	育成		●	→		
	(4) 福祉事業所で働く職員に対する表彰制度	勤続年数が節目となる職員への表彰制度の導入、リフレッシュ休暇を付与する。	定着		●	→		
	(5) 「住みたくなる、帰りたくなる丹波市」の実現	市の移住・定住施策に協力する。	確保	●	→	→		
	(6) 丹波市版の福祉人材確保に向けた連携・協働推進を行う仕組みの構築	市内の事業所が連携する仕組みづくりを検討する。	確保	●	→	→	→	→
		他法人、他事業所と合同で法定研修等を行う仕組みづくりを検討する。	確保		●	→		
		研修への講師派遣できる人材の育成を図る。	育成		●	→		
	(7) 福祉職場の魅力向上（イメージアップ）	小・中学生などに事業所の活動や職場体験をしてもらう機会を提供する。	確保	●	→	→		
児童・学生への仕事紹介や体験の場を提供し、魅力発信を図る。		定着	●	→	→			
厚生労働省が認定する「くるみん」などの取得を検討する。		確保	●	→	→			
適正なサービス利用に向けた契約内容の見直し、利用者への説明を検討する。		確保		●	→			
4 賃金体系の見直しに向けた福祉事業所の意識改革 ・労働対価に合わせた賃金体系の見直しが行えるよう福祉事業所に対する意識改革の醸成を図る。	(1) 賃金水準の確保	非正規職員の給与体系（給料表）やリーダー級職員の賃金水準を他の職員と異なるように検討する。	定着		●	→		
	(2) 経験・技能に対する各種手当の支給	取得した資格や技能に対して手当（職務給）を支給することを検討する。	定着		●	→		
5 新たな介護人材の担い手確保と育成 ・新卒者に加え、新たな世代に向けての人材育成を行う	(1) 連携協定大学等への情報発信	ホームページやSNS等を活用し、事業所等を発信する。	確保	●	→	→	→	→
	(2) 啓発活動、広報活動の実施	ホームページやSNS等を活用し、事業所、日常情報等を発信する。	確保	●	→	→	→	→
		キャリアたん（就職支援ポータルサイト）への情報提供を行う。	確保	●	→	→	→	→
	(3) 地域の高齢者を含む多様な福祉人材の参入調整（施設等の介護補助者）	地域の方などに事業所の活動や職場体験をしてもらう機会を検討する。	確保		●	→		
		多様な人材や短時間労働の受入に関する検討を行う。	確保	●	→	→	→	→
		県や県福祉人材センターが実施している事業を活用する。	確保	●	→	→	→	→
(4) 現役就業者に対する、福祉サービスへの就業の環境整備	介護入門研修等の出前講座の講師を検討する。	確保		●	→			

I 丹波市福祉人材確保対策会議

〔丹波市福祉人材確保対策会議設置要綱（令和4年告示第171号）〕

（1）設置目的

福祉人材の確保について横断的な検討を行い、福祉人材確保に関する施策の安定的な運営推進を図るとともに、2025年問題及び2040年問題を見据え、地域住民を支える福祉人材の確保、育成及び定着のために必要な取組を決定するために設置する。

（2）組織（構成員）

- ① 丹波市社会福祉法人連絡協議会の代表
- ② 丹波市介護保険サービス事業者協議会の代表
- ③ 丹波市障がい者施策推進協議会の代表
- ④ 有識者
- ⑤ 市民の代表
- ⑥ ハローワークの職員
- ⑦ ふるさと創造部総合政策課長
- ⑧ ふるさと創造部ふるさと定住促進課長
- ⑨ まちづくり部人権啓発センター所長
- ⑩ 産業経済部商工振興課長
- ⑪ 健康福祉部社会福祉課長
- ⑫ 健康福祉部介護保険課長
- ⑬ 健康福祉部障がい福祉課長
- ⑭ 健康福祉部子育て支援課長

（3）会議開催状況

	日程	内 容
1	令和4年 8月5日	○地域を支える福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組方策の検討について ○福祉事業所への実態調査等について
2	11月28日	○丹波市の福祉人材確保対策に係る体系表における取組内容の「確保」「育成」「定着」の構成項目の再構成（案）についての検討 ○丹波市の福祉人材確保対策に向けた取組方策の検討に対する法人・事業所の人材マネジメントの状況調査（案）の検討

	日程	内 容
3	令和5年 6月14日	○調査結果から、今後、丹波市福祉人材確保対策会議において議論する内容について ○各分野（高齢、障がい、児童）における取り組み可能な項目についての情報共有と意見交換
4	11月6日	○地域を支える福祉人材の「確保」「育成」「定着」に向けた取組方策の方針について（案） ○地域を支える福祉人材「確保」「育成」「定着」に向けた具体的な取組方策及び目標設定の検討について ○各分野（高齢、障がい、児童）における取り組み可能な項目についての情報共有と意見交換
5	令和6年 7月17日	○地域を支える福祉人材の「確保」「育成」「定着」に向けた取組方策（案）について
6	11月25日	○地域を支える福祉人材の「確保」「育成」「定着」に向けた取組方策（案）について

2 丹波市福祉人材確保各課連絡会議

〔丹波市福祉人材確保各課連絡会議設置規程（社会福祉課内規）〕

（1）設置目的

福祉人材の確保について庁内の関係部署が横断的な検討を行い、福祉人材の確保、育成及び定着のために必要な施策の推進を図るために設置する。

（2）組織（構成員）

- ① ふるさと創造部総合政策課
- ② ふるさと創造部ふるさと定住促進課
- ③ まちづくり部人権啓発センター
- ④ 産業経済部商工振興課
- ⑤ 健康福祉部介護保険課
- ⑥ 健康福祉部障がい福祉課
- ⑦ 健康福祉部子育て支援課
- ⑧ 健康福祉部社会福祉課

（3）会議開催状況

	日程	内 容
1	令和4年 7月5日	○地域を支える福祉人材の確保・育成・定着に向けた取組方策の検討について

	日程	内 容
2	10月26日	○体系表の見直しについて （各課の取組状況報告と取組方策の追記） ○福祉事業所への実態調査等について
3	令和5年 5月24日	○丹波市の福祉人材確保対策に向けた取組方策の検討に 対する法人・事務所の人材マネジメントの状況調査結 果について ○調査結果をふまえた体系表（案）の見直しについて
4	10月23日	○地域を支える福祉人材の「確保」「育成」「定着」に向 けた取組方策について（案）
5	令和6年 7月9日	○地域を支える福祉人材の「確保」「育成」「定着」に向 けた取組方策（案）について
6	11月13日	○地域を支える福祉人材の「確保」「育成」「定着」に向 けた取組方策（案）について

令和 6 年度丹波市地域包括支援センター運営実績報告

【令和 7 年 3 月末現在】

1 丹波市の概況

人 口（住基情報から）	59,699 人 (60,581 人) ▲882 人	65 歳以上人口	21,467 人 (21,563 人) ▲96 人
		高齢化率	35.95% (35.59%)
第 1 号被保険者数 要支援・要介護認定者総数 *【 】は第 2 号認定者数 認定率	21,467 人 (21,563 人) 4,505 人 (4,392 人) 20.70%	要支援 1	565 人【2 人】 (497 人【1 人】)
		要支援 2	505 人【7 人】 (501 人【4 人】)
		要介護 1～5	3,435 人【53 人】 (3,448 人【49 人】)
認知症高齢者数	2,405 人 (2,527 人)	合計	4,505 人【62 人】 (4,446 人【54 人】)
		(推計値 高齢者人口の 11.20%) (11.72%)	

*（ ）内は前年度（令和 5 年度）数値

*認知症者数については半期ごとに介護認定申請情報から抽出した「医師意見書Ⅱ a」以上で 2 号認定者数は含んでいない。

Ⅱ a＝日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態。

2 地域包括支援センターの事業等について

(1) 担当業務内容

事業名	業務内容
一般介護予防事業	住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築する。 実施事業：いきいき百歳体操サポーター養成講座、介護予防出前講座等
介護予防・生活支援サービス事業	要支援者に対して、要介護状態等となることの予防及び地域における自立した日常生活の支援を実施するとともに、要支援者の多様なニーズに対して、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより地域の支え合い体制づくりを推進する。 実施事業：訪問型サービス（現行相当、基準緩和、くらし応援隊）、通所型サービス（現行相当、基準緩和）
介護予防ケアマネジメント事業	要介護状態等となることを予防するため、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（ケアプランの作成）

事業名	業務内容
総合相談支援事業	心身の状況、居宅における生活の実態その他必要な実情の把握、その他関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な相談及び支援を行う。 相談内容分類：介護、介護保険サービス、高齢福祉サービス、医療健康、介護予防生活支援、認知症、精神疾患、権利擁護、関係機関との連携、その他の 10 分類
権利擁護事業	高齢者に対する虐待の防止、早期発見その他権利擁護のため必要な援助を行う。
包括的・継続的ケアマネジメント事業	保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による居宅サービス計画等検証、心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議等を通じ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業 実施事業：ケアマネジャー連絡会の開催等
地域支援事業の任意事業	家族介護手当事業、配食サービス事業、住宅改修理由書作成事務助成金交付事業、高齢者等早期発見 SOS システム・高齢者等見守りネットワーク事業、成年後見制度利用支援事業
一般高齢者福祉施策	緊急通報システム事業、訪問理美容サービス事業、老人保護措置事業、日常生活用具給付事業、丹波認知症疾患医療センター運営事業、高齢者外出支援事業等
地域ケア会議の推進	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた 1 つの手法 実施会議：自立支援型個別地域ケア会議（基幹型）、個別地域ケア会議（各圏域地域包括支援センター）、地域課題分析会議等
生活支援体制整備事業	生活支援の必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けていくために、多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する事業 実施事業：支えあい推進会議の推進、地域資源発掘・開発、くらし応援隊養成講座等
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく人生の最期までくらし続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築する事業 実施事業：在宅医療・介護連携会議の開催等（年 2 回）、ACP 講演会、自分ノート（丹波市版エンディングノート）の作成等
介護用品給付事業	在宅の要介護者等を介護している方等に対して、介護用品（紙おむつ等 45 品目）を現物給付（宅配）し、併せて安否確認等を行う。

（２）地域包括支援センターの職員体制

※（ ）内は前年度（令和5年度）人員

職種	人員				担当業務
	基幹	西部	南部	東部	
保 健 師	2 (3)	1 (1)	2 (1)		介護予防事業、認知症対策事業、生活支援体制整備事業等
看 護 師		1 (1)		2 (2)	介護予防事業、認知症対策事業等
社会福祉士	2 (2)	1 (1)	1 (2)	1 (1)	総合相談支援事業、権利擁護事業、認知症対策事業等
主任介護支援専門員	1 (1)	2 (2)	3 (4)	2 (4)	包括的継続的ケアマネジメント事業、認知症対策事業等
介護支援専門員	1 (1)	2 (2)	1 (0)	2 (0)	
栄 養 士	1 (1)				介護予防事業、総合相談事業等
歯科衛生士	1 (1)				高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、口腔ケア等
事 務 職	4 (6)				任意事業、高齢者福祉施策、センター総務事務等
合 計	12 (15)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	

(3) 介護予防事業実施状況

※（ ）内は前年度（令和5年度）数値

事業種目	事業内容			
介護予防普及啓発事業	(1) 出前健康講座（フレイル予防：運動・栄養・口腔、その他）			
	団体種類	団体名称	団体数	参加者数
	老人クラブ	本町菟楽会 他	8 (5)	139 (142)
	ふれあいサロン	ひなたぼっこ 他	3 (11)	40 (171)
	自治会	柏原下町自治会 他	18 (20)	328 (356)
	その他	柏原婦人会 他	14 (12)	303 (379)
	合 計		43 (48)	810 (1, 048)
	(2) 口腔ケア推進会議 介護報酬改定を踏まえた施設等における口腔ケアのポイントについて情報の共有をした。			
(3) 介護予防従事者研修 令和7年1月30日開催 参加者数15人(13人) 丹波市歯科医師会の協力のもと、加古川市の岩崎歯科衛生士を招いて、介護支援専門員・訪問看護師・訪問介護員を対象に、口腔ケアについての講演とマナボット（高齢者の口腔内を再現した歯科顎模型）を使っての口腔ケアの実技講習を実施。				

事業種目	事業内容
地域介護予防活動支援事業	(1) いきいき百歳体操の推進 地域での住民主体の介護予防活動を推進するため、運動機能向上に効果が実証されている「いきいき百歳体操」の実施を自治会や市内老人クラブ、ふれあいサロン等の団体に呼び掛け、実施団体には備品の貸与や体力測定、体操の技術支援を行う。 ・令和6年度開始団体： 9団体 (15団体) ・定点調査 (令和6年12月時点) 実施団体数 198団体 ※実団体数は202団体 休止4団体 参加者数 2,415人 (前年比 113人増) 新規参加者数 162人 (R6年1月～12月) 高齢者参加者数 2,299人 全高齢者に占める割合 10.7% (2,244人) (10.4%) (2) いきいき百歳体操サポーター養成講座 7/17～8/7 (全4回) 参加実人数 13人 (19人) 住民主体の介護予防活動である「いきいき百歳体操」の実施をサポートするボランティアの育成を目的に開催。 講師：健康運動指導士 森井明美氏 いきいき百歳体操指導者 足立成子氏 (3) いきいき百歳体操サポーターフォロー講座と交流会 9/13 (全1回) 参加人数 37 (24)人 いきいき百歳体操サポーター養成講座受講者のフォローと先輩サポーターとの交流を目的に実施。
介護予防・生活支援サービス事業	(1) 通所A指定事業所 27事業所 (2) 訪問A指定事業所 7事業所
地域リハビリテーション活動支援事業	(1) 市内医療機関等リハビリ専門職を通いの場へ派遣 医療法人敬愛会・社会医療法人社団正峰会 7回 (13回) 在宅のリハビリ専門職 (2) 自立支援アドバイザー事業 0件 (0件) 要支援等の高齢者が自立した生活に移行できるよう、リハビリ専門職による自立支援に資する助言を得て、本人、家族、介護支援専門員、介護サービス事業所が合意、連携し自立支援に取り組む。

(4) 総合相談支援事業の実施状況

※ () 内は前年度 (令和5年度) 実施状況

事業所名	総合相談 (件)
基幹型地域包括支援センター (直営)	49 (81) (実)
西部地域包括支援センター (委託)	652 (547) (延べ)
南部地域包括支援センター (委託)	668 (670) (延べ)
東部地域包括支援センター (委託)	505 (432) (延べ)

※ (実) は実人数、(延べ) は延べ人数を表す

(5) 権利擁護事業の実施状況

高齢者虐待事案の対応状況

相談・通報総件数 48 件 (R5 年度 : 28 件)					
(1) 養護者による虐待相談・通報件数 46 件 (内虐待判断件数 21 件【R5 年度 8 件】)					
相談・通報者内訳		事実確認調査の結果 虐待の種類 (重複あり)		対応状況 (重複あり)	
高齢者本人	2	身体的	13	契約による入所	1
家族・親族	2	心理的	5	施設等への措置	7
介護支援専門員	16	ネグレクト	2	医療機関への入院	2
民生委員・児童委員	2	性的	0	養護者への助言・指導	13
警察	9	経済的	6	高齢者への助言・見守り	9
介護サービス事業者	1	虐待の事実なし	10	ケアプラン見直しサービス継続	3
医療機関	3	判断できず (事実確認継続)	0	新たに介護サービス利用	1
市職員	7	虐待の疑いなし	15	成年後見制度申立	0
近隣住民・知人	1			他の親族が受け入れ	1
その他	3			その他	2
計	46	計	51	計	39
(2) 養介護施設従事者等による虐待通報 2 件 (R5 年度 0 件) (虐待あり 0 件)					

※ 被虐待者の性別 : 女性 14 人、男性 7 人

※ 虐待者 : 計 21 人 (内訳 : 夫 7、妻 3、息子 6、娘 2、子の妻 1、孫 1、甥 1)

(6) 地域ケア会議

※ () 内は前年度 (令和 5 年度) 実績

会議名	事業実施状況
個別地域ケア会議	利用者の個別課題を解決するために、支援を担う近隣者や関係機関が集う。 西部 5 (7) 件、南部 6 (3) 件、東部 2 (1) 件、基幹型 7 (3) 件 (自立支援型個別地域ケア会議) 計 20 (14) 件

(7) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント事業

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの直営、委託等対応状況（令和7年3月分）

※（ ）内は前年度（令和5年度）数値

事業所名	ケアマネ数 【事業所数】	担当件数	1人当たり 担当件数
西部地域包括支援センター（委託）	4 ※1	157 (153)	39 ※2
市内委託先 事業所	【15 (14)】	75 (74)	—
市外委託先 事業所	【1 (2)】	1 (2)	—
合 計	—	233 (229)	—
南部地域包括支援センター（委託）	3	144 (131)	48 ※2
市内委託先 事業所	【13 (11)】	53 (48)	—
市外委託先 事業所	【1 (2)】	3 (4)	—
合 計	—	200 (183)	—
東部地域包括支援センター（委託）	3	163 (169)	54 ※2
市内委託先 事業所	【12 (13)】	96 (84)	—
市外委託先 事業所	【2 (3)】	2 (4)	—
合 計	—	261 (257)	—

※1 4名のうち1名は看護師でプランナーとして配置しています。

※2 担当件数をケアマネ数で除した件数ですが、実際は、社会福祉士・保健師・看護師も数件のケースを担当しています。

(8) 地域支援事業・任意事業の実施状況

事業名	事業実施状況				
家族介護継続支援事業	要介護4以上認定者で、1年間介護サービスを利用しなかった場合に介護者に慰労金を支給する				
	令和6年度	0人：0円	令和7年3月末		
	令和5年度	0人：0円	令和6年3月末		
配食サービス事業	高齢者のみの世帯であって、食事の調理等が困難な方にお弁当の配達を行い、併せて安否確認等を行う。				
		業者数	実利用人数 (延人数)	延食数	委託料
	令和6年度	14社	269人 (3,470人)	45,517食	17,296,460円
	令和5年度	15社	285人 (3,568人)	46,158食	17,540,040円

事業名	事業実施状況									
介護保険住宅改修理由書作成事務助成金交付事業	介護保険制度の円滑な実施を図るため、住宅改修費支給の申請に係る理由書を作成した資格を有する専門職等に対し、助成金を交付する。 <table><tr><td></td><td>1 件当たり金額</td><td>件数</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>2, 000 円</td><td>190 件</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>2, 000 円</td><td>179 件</td></tr></table>		1 件当たり金額	件数	令和 6 年度	2, 000 円	190 件	令和 5 年度	2, 000 円	179 件
	1 件当たり金額	件数								
令和 6 年度	2, 000 円	190 件								
令和 5 年度	2, 000 円	179 件								
認知症高齢者見守り事業	高齢者等の地域見守りネットワーク体制として、「高齢者等早期発見 S O S システム」を広く市民に紹介している。 また、「丹波市高齢者等見守りネットワーク事業」として、戸別訪問する事業所との協定により日頃から見守り体制の構築を図り、協力事業所には「あんしん見守り隊協力事業所」ステッカーの掲示を依頼し、社用車用マグネットの配布を行っている。 【令和 7 年 3 月末時点】 通報があったケース 42 件 【令和 6 年 3 月末時点】 通報があったケース 26 件 協定締結事業所 社会福祉法人丹波市社会福祉協議会 丹波市商工会 丹波ひかみ農業協同組合 中兵庫信用金庫 丹波郵便局・市内郵便局 神戸ヤクルト販売株式会社 生活協同組合コープこうべ 丹波新聞社 神戸新聞丹波販売店会 北兵庫朝日会丹波ブロック 兵庫県読売会北部支部 毎日新聞兵庫県北部専売会丹波ブロック会 兵庫県 LP ガス協会摂丹支部丹波地区会 佐川急便株式会社京都支店 ヤマト運輸株式会社 布亀株式会社 丹波市デマンド会 N P O 法人ふくろう 介護タクシー猫の手 山南福祉タクシー 朝日生命保険相互会社神戸支店氷上営業所 日本生命保険相互会社京都支社柏原営業部 株式会社三ツ丸ストア 西日本旅客鉄道株式会社 住友生命保険相互会社篠山支部 ワタミ株式会社株式会社デンテックス 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 竹内薬品株式会社 八千代ケアサポート株式会社 株式会社石坪 株式会社コスモ									

事業名	事業実施状況			
認知症高齢者見守り事業	株式会社ケーエスケー柏原支店 株式会社たんぽぽ 以上 34 事業所（団体） ※前年度から 1 団体減			
成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の権利擁護の促進を目的として、審判の請求、審判請求に係る費用、成年後見人、保佐人及び補助人の業務に係る報酬に対する補助等を必要により行う。			
		報酬補助	補助金額	市長申立
	令和 6 年度	12 件	2, 594, 068 円	1 件
	令和 5 年度	12 件	2, 363, 776 円	3 件

(9) 一般高齢者福祉施策の実施状況

事業名	事業実施状況									
緊急通報システム体制運営事業	何らかの不安を抱えている方で自宅の固定電話機に専用電話番号を登録し、緊急時に短縮ダイヤルにより通報いただくことで、予め登録した個人情報と地図情報に基づき救急搬送等の対応を行う。 【令和7年3月末登録者：284人】 【令和6年3月末登録者：321人】									
訪問理美容サービス事業	心身の障害、傷病等の理由で理髪店まで行けない方に、出張交通費2,000円を理美容店に補助する。 <table><tr><td></td><td>延利用回数</td><td>補助金額</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>45回</td><td>90,000円</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>54回</td><td>108,000円</td></tr></table>		延利用回数	補助金額	令和6年度	45回	90,000円	令和5年度	54回	108,000円
	延利用回数	補助金額								
令和6年度	45回	90,000円								
令和5年度	54回	108,000円								
老人保護措置事業	自宅において環境上及び経済的な理由により、日常生活を営むのに支障がある高齢者に養護老人ホームへの措置を行う。 【令和6年度】（五輪荘14人、三相園5人、市外3人、計22人 令和6年度：新規3人・廃止3人）（令和7年3月末） 【令和5年度】（青葉荘9人、五輪荘10人、三相園2人、市外1人、計22人 令和5年度：新規6人・廃止4人）（令和6年3月末）									

事業名	事業実施状況			
要介護認定者等日常生活用具購入費補助事業	要介護認定者等で生活が困難と認められる高齢者に日常生活用具購入費の一部を補助する。(火災警報器 0 件 (補助限度額 8,000 円)、自動消火器 0 件・押しボタン式電話機 0 件・電磁調理器 1 件 (補助限度額 20,000 円))			
		補助金額		
	令和 6 年度	11,120 円		
	令和 5 年度	5,980 円		
緊急時高齢者等あんしん宿泊事業	要介護認定を受けた高齢者等への緊急的な短期入所生活介護の提供または、自立した生活ができる高齢者等への居室の提供を行う。			
		実利用者数	延利用日数	委託料
	令和 6 年度	3 人	103 日	800,000 円
	令和 5 年度	7 人	76 日	2,940,000 円
認知症疾患医療センター運営費補助事業	丹波認知症疾患医療センターが実施する認知症患者等の専門医療相談、鑑別診断及び地域保健医療・福祉関係者への技術的援助等保健医療・福祉サービスの向上を目的とした事業について丹波篠山市と共同して支援を行う。 (補助金 1,743,000 円)			
高齢者外出支援事業	外出の機会・社会参加の拡大を図り、閉じこもり、心身機能低下等を予防し、外出を促すためバス・デマンド (予約) 型乗合タクシー・タクシー共通券の交付を行う。 バス・デマンド (予約) 型乗合タクシー・タクシー共通券 100 円×30 枚			
		交付者数	補助金額	
	令和 6 年度	685 人	998,000 円	
	令和 5 年度	726 人	1,031,100 円	
生活管理指導短期宿泊事業	社会生活の適応が困難な高齢者が、養護老人ホームにおいて短期間宿泊し、自立した生活の助長を促すことを目的とする。 三相園・五輪荘・三愛荘・和寿園 (委託先: 市内 2 養護老人ホーム・市外 3 養護老人ホーム)			
		利用者	利用実績	
	令和 6 年度	4 人	37 日	
	令和 5 年度	6 人	77 日	

(10) 生活支援体制整備事業の実施状況

※ () 内は前年度 (令和5年度) 実績

項目	実施状況
支えあい推進会議	(1) 丹波支えあい推進会議 (第1層) 第1回 3/28 第4期丹波支えあい推進会議について (2) 各地区支えあい推進会議 (第2層) 設置状況 計24 (22) 地区 (崇広・新井・小川・久下・和田・中央・葛野・沼貫・生郷・幸世・佐治・神楽・芦田・遠阪・春日部・黒井・国領・大路・船城・前山・鴨庄・吉見・竹田・美和)
よろずおせっかい 相談所	(1) 設置状況 よろずおせっかい相談所 18 社会福祉法人 28 カ所 つなぎ (よろずおせっかい相談所サテライト) 10 地区 (佐治・神楽・芦田・遠阪・和田・春日部・国領・鴨庄・竹田・前山) (2) 相談件数 よろずおせっかい相談所 41 (36) 件 つなぎ (よろずおせっかい相談所サテライト) 0 (1) 件

(11) 認知症対策事業の実施状況

※ () 内は前年度 (令和5年度) 実績

項目	内容									
もの忘れ医療相談	丹波認知症疾患医療センターの専門医師と相談員、市の保健師を交えて、相談に応じる。									
	<table><tr><td></td><td>相談件数</td><td>参加者数</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>13 件</td><td>20 人 (本人 8・家族 11・支援者 1)</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>16 件</td><td>24 人 (本人 10・家族 11・支援者 3)</td></tr></table>		相談件数	参加者数	令和6年度	13 件	20 人 (本人 8・家族 11・支援者 1)	令和5年度	16 件	24 人 (本人 10・家族 11・支援者 3)
		相談件数	参加者数							
令和6年度	13 件	20 人 (本人 8・家族 11・支援者 1)								
令和5年度	16 件	24 人 (本人 10・家族 11・支援者 3)								
認知症介護者のつどい「ほっと」	同じ認知症等の家族を介護する者として、日頃、介護をしながら抱えている悩み等を介護者同士で共有したり、相談し合ったりして、認知症に関する知識を深め、様々な情報の交換や提供を行う。(丹波認知症疾患医療センター共催) 開催回数 12回 延べ 48 (42人) 人参加									

項目	内容									
家族介護支援事業	みんなで楽しもう（介護者のためのリフレッシュ教室） 3回 11（18人）名参加 椅子に座ってストレッチ、ラフターヨガ（笑いヨガ）で気分をリフレッシュ、アコーディオンの伴奏で童謡と懐メロを歌う。認知症介護についての意見交換を行い、交流会を開催。									
認知症サポーター養成講座	<table><tr><td></td><td>開催回数</td><td>受講延人数</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>14回</td><td>331人</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>19回</td><td>386人</td></tr></table> 平成18年度以降 延べ14,702人受講 （小学校7、自治会等3、医療介護サービス事業所2、民生委員児童委員連絡協議会1、行政1）		開催回数	受講延人数	令和6年度	14回	331人	令和5年度	19回	386人
	開催回数	受講延人数								
令和6年度	14回	331人								
令和5年度	19回	386人								
キャラバンメイト連絡会	開催回数 3回（3回） 延べ77（70）人参加 活動について：認知症の日・月間啓発イベント実施（商業施設でのチラシ等配布による啓発活動・図書館での認知症関連書籍の展示）									
オレンジ会議	開催回数 2回（2回） 認知症初期集中支援チーム員会議 延べ2回（0回） 認知症にかかる支援対象者情報提供書（県警から）延べ73件（60） 認知症講演会開催結果について（257人参加） 認知症高齢者等個人賠償保険について 他									
認知症市民講演会	認知症当事者の想いに触れ、認知症の理解を深める。 講演「認知症について」石井敏樹医師、「認知症当事者の想い」佐藤正彦氏 257名参加									

(12) 在宅医療・介護連携推進事業の実施状況

項目	内容
入退院時の医療と介護の連携強化	丹波圏域（丹波市及び丹波篠山市）において、医療機関と介護支援専門員で退院時ルールを策定、運用。年1回、運用状況調査。医療機関と介護支援専門員で推進会議を実施。
丹波市医療介護連携会議	開催回数 2回（うち、1回は実務者会議）医療と介護の連携における問題点の共有、課題の整理。共通のツール作成について協議。 ACP（アドバンス・ケア・プランニング）普及について（ACP出前講座：14団体385人）丹波市版エンディングノート（自分ノート）を作成、配布。（49団体1,278冊）

項目	内容
ACP (人生会議) 市民講演会	自分らしく生きるための講演会「写真が語る、いのちのボタンリレー～さまざまな看取りの現場に想う～」國森康弘氏(写真家・ジャーナリスト) 193 名参加

(13) 保健福祉事業の実施状況

事業名	事業実施状況								
介護用品給付事業	在宅の要介護者等を介護している方等に対して、介護用品（紙おむつ等 45 品目）を現物給付（宅配）し、併せて安否確認等を行う。（給付限度額：1 月当たり 4,000 円上限（内利用者負担 1 割有）、宅配委託業者：3 社）								
	<table><tr><td></td><td>実給付対象者</td><td>給付額</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>25 人</td><td>1,029,753 円</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>29 人</td><td>1,425,282 円</td></tr></table>		実給付対象者	給付額	令和 6 年度	25 人	1,029,753 円	令和 5 年度	29 人
	実給付対象者	給付額							
令和 6 年度	25 人	1,029,753 円							
令和 5 年度	29 人	1,425,282 円							

令和7年度地域包括支援センター事業計画

高齢者あんしんセンター（丹波市基幹型地域包括支援センター）

基幹型地域包括支援センターとして、圏域地域包括支援センターの「介護予防ケアマネジメント」「総合相談」「包括的・継続的ケアマネジメント」「権利擁護」の4つの業務の総合調整や後方支援を引き続き行う。

丹波市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の基本目標1である「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」のため、一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービス事業の現状把握及び調査研究し、第10期計画に向け総合事業の見直しを図る。同時に、地域課題分析会議や地域包括ケアシステム推進会議のあり方を含め、丹波市地域ケア会議の体制の見直しを図る。

また、基本目標2である「認知症施策の推進」のため、認知症の正しい知識の普及啓発や認知症当事者の社会参加の事業に取り組み、高齢者の権利擁護を推進するとともに権利利益の保護に努める。

1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数等
(1)総合相談支援事業	効果的な相談対応を行うため、圏域地域包括支援センターを含めた相談事例の状況を把握・分析し、適切な支援が行えるようスクリーニング等を通じて事例検討を行う。相談者の抱えている多問題に対し対応できるように内容に応じて庁内の関連部署や各機関と連携を行い、支援を実施する。	①スクリーニング会議：随時 ②三職種ミーティング：毎日
(2)権利擁護事業	高齢者の権利擁護に関する相談について助言を行う。高齢者の権利侵害が疑われる場合に事実関係を把握し適切な支援を実施する。新たに設置される権利擁護支援センターと連携し、関係機関等とのネットワーク構築、連携強化を行うほか、市民や専門職に向け、権利擁護や虐待に関する研修会を行い、高齢者の権利侵害に関する予防・啓発を行う。	事業所・専門職向け権利擁護研修会：10月頃 1回
(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	介護支援専門員からの相談等日々の関わりの中から現状の把握を行い、その結果により、必要であれば関係機関等との意見交換の場を設定する。また、介護支援専門員の実践力の向上支援として、必要時、圏域地域包括支援センターによる介護支援専門員を対象にした研修会や勉強会の開催を支援する。	年間2回～3回、センター長会議等で、課題について聞き取りする。
(4)介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援）・指定介護予防支援事業	丹波市自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントの基本方針に基づいて、圏域地域包括支援センターへの支援を行う。ケアマネジャーのケアマネジメントの振り返りを行うため、各圏域ケアマネ連絡会にて基本方針の再周知を行う。必要に応じて各圏域ブランチ連絡会を実施し、新たな介護予防事業の展開を検討するとともに、市及び圏域の地域包括支援センターにおいて介護予防の在り方についての規範的統合を進める。	年度初めに、圏域ケアマネ連絡会にて。

2 包括的支援事業（社会保障充実分）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数等
(1)在宅医療・介護連携推進事業	①医療と介護の連携が円滑に行えるよう、医師の情報を集めたリストの作成や在宅支援者が看取りの人の受け入れ時の確認票の作成の検討 ②介護関係者が医療的な知識の学びを得る機会。多職種の顔が見える関係づくり ③有事の際に家族・関係者間での高齢者の想いが共有されていることが少ないという実態を受けて、ACP（人生会議）について出前講座等で啓発。人が集まる機会を活用し出前講座の開催についても周知する。	①医療介護連携会議：原則年2回 ②総合診療医と介護関係者との勉強会：年1～2回 ③出前講座：随時

2 包括的支援事業(社会保障充実分)

事業名	目的・内容等	実施時期・回数等
(2)生活支援体制整備事業	①支えあいの取組みを推進するため、多様な担い手の情報共有及び協働による地域資源開発を支援する事業の検討 ②地域支えあい推進員との対話及び認識の統一を目的とした、市との定例意見交換会及び面談を実施する ③生活支援ニーズ及び不足する地域資源を把握するため、地域支えあい推進員と地域包括支援センターとの連携を図る。また、システムの導入により地域資源の情報取得しやすい環境づくりを行う。 ④社会福祉法人の地域貢献意識の醸成と、よろずおせっかい相談所を通じて得られた生活支援ニーズ等の共有に向けた、社会福祉法人と地域支えあい推進員の連携体制づくり ⑤丹波支えあい推進会議に参画し、資源開発の支援を行う	①随時 ②会議：月1回 面談：年1回程度 ③随時及び年度後半 ④随時支援 ⑤随時
(3)認知症総合支援事業 ・認知症初期集中支援事業 ・認知症地域支援・ケア向上事業 ・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	①認知症の疑いがあり、生活に支障をきたしているが受診に繋がっていない方に対し、早期診断、早期対応ができ、必要な医療や介護サービス等を利用しながら安心した生活が送れるよう、圏域地域包括支援センターと協力し対応を行う。 ②誰もが発症する可能性のある認知症だが、認知症に対する偏見や誤った認識は根強い。認知症になっても本人の心構えや周囲の環境、関わり方で、生きづらさを克服したり、出来ることを続けながら活躍できること（＝新しい認知症観）や認知症に対する正しい知識を啓発していく。 ③当事者や家族が集まって繋がり、認知症や介護の負担を共感したり、思いを発信できる場やネットワークの構築を進める。 ④認知症当事者の声を拾いあげ、実現できるようにするために、キャラバンメイトや認サが修了者の活動を支援し、認知症地域支援推進員の活動を促進する。	1. 初期集中支援チーム員会議は適宜開催。 2. キャラバンメイト連絡会：3回/年（予定） 3. 認知症サポーター養成講座の依頼には随時対応する。 4. 認知症月間を活用し啓発活動を強化する。 5. 認知症カフェ連絡会を年1回開催。 6. チームオレンジの構築に向け、ステップアップ研修や座談会を、年間2～3回程度実施する。
(4)地域ケア会議推進事業	①自立支援型個別地域ケア会議 自立支援について規範的統合を行うため、研修会を実施する。また他市の会議の情報収集を行い、当会議の意義について再検討を行う。 ②地域課題分析会議 前年度の地域課題を基に、地域データーや課題に関する資料を活用し、課題解決のための具体策を検討する。	①自立支援型個別地域ケア会議：10～12月 ②地域課題分析会議：5月～7月

3 丹波市指定事業

事業名	目的・内容等	実施時期・回数等
(1)一般介護予防事業	①いきいき百歳体操実施団体に出向き、代表者や参加者へのアンケート調査を実施し、課題抽出を行う。 ②いきいき百歳体操を開始し10周年となるため、「10周年記念大会」を実施し、活動の推進を図る。	①アンケート調査4月～3月 ②10月
(2)介護予防・生活支援サービス事業	①第10期介護保険計画に向けて、総合事業の見直しを図る。 ②くらし応援隊を適切に活用するため、介護支援専門員に周知を強化する。	①通年 ②ケアマネ連絡会：8月

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業（令和6年度実績）

加入脱退月	未経過（月）	既経過（月）	追加保険料	返戻保険料	加入者		脱退者	
4月	12	1	1,620	1,490	1人	1,620	0人	0
5月	11	2	1,490	1,350	14人	20,860	1人	1,350
6月	10	3	1,350	1,220	2人	2,700	0人	0
7月	9	4	1,220	1,080	4人	4,880	0人	0
8月	8	5	1,080	950	1人	1,080	1人	950
9月	7	6	950	810	3人	2,850	0人	0
10月	6	7	810	680	1人	810	0人	0
11月	5	8	680	540	0人	0	0人	0
12月	4	9	540	410	0人	0	1人	410
1月	3	10	410	270	2人	820	0人	0
2月	2	11	270	140	1人	270	3人	420
3月	1	12	140	0	2人	280	1人	0
					31人	36,170	7人	3,130

加入者 24 人
保険料 33,040 円

丹波市高齢者補聴器購入費助成事業の申請者数（6月末時点）

	申請者数	うち該当者数
4月	1	1
5月	4	4
6月	5	5
計	10	10

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

丹波市では、認知症の人が日常生活における偶然の事故（他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなど）により、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、負担を軽減する「丹波市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」を実施しています。

利用対象者

丹波市に住民票がある人で、以下の条件をすべて満たす人

- ① 40 歳以上の人
- ② 丹波市高齢者等早期発見 SOS システムに登録している人
- ③ 在宅生活をしている人（施設、病院等に入所、入院している人は保険加入できません。）
- ④ 日常生活に支障をきたすような認知症の症状（※）があり、自身で外出可能な人（※）介護保険における認定調査票または主治医意見書から「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ，Ⅲ，Ⅳ又は M」かつ「障害高齢者の日常生活自立度が自立、J、A 又は B」と確認できる方。

補償内容 個人賠償責任保険 1 事故につき上限 1 億円

費用 無料

申し込み方法 ご加入を希望される人は、
「丹波市高齢者等早期発見 SOS システム登録申請書
兼丹波市認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書」をお近くの市役所各支所もしくは下記問い合わせ先までご提出ください。



問い合わせ先

丹波市健康福祉部介護保険課地域支えあい推進係
（高齢者あんしんセンター）

☎：88-5267

西部地域包括支援センター

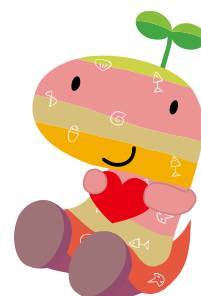
☎：82-7529

南部地域包括支援センター

☎：78-9123

東部地域包括支援センター

☎：74-1900



主な事故例

保険の対象となるご本人やそのご家族等が、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりしたこと等により、法律上の賠償責任を負う場合、1事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

誤って他人の自転車を壊してしまった。



レストランで食事中に、誤って椅子を汚してしまった。



漏水事故を発生させ、階下の建物や家財に損害を与えてしまった。



Q&A

Q1：「丹波市高齢者等早期発見SOSシステム」って何ですか？

認知症などにより行方不明になる心配のある方が、事前に本人の特徴や連絡先、写真などを登録しておく制度です。行方不明時、事前登録していた情報をもとに、市役所から協力機関へ発見協力依頼を行います。

Q2：「サービス付き高齢者向け住宅」で生活しているのですが、「在宅生活者」に該当しますか？

「在宅生活者」に該当します。なお、以下の施設で生活している方は、「施設入所者」として、保険に加入できません。

- ①介護保険サービスにおける施設サービスを利用する者及び居住系サービスを利用する者
 - ・施設サービス ＝ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設
 - ・居住系サービス＝認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）

②病院・診療所または社会福祉施設等にて長期に入院・入所しているなど①に準ずる者

ご自身の生活している施設が上記に該当するか否かご不明な場合、施設の職員の方にご確認ください。

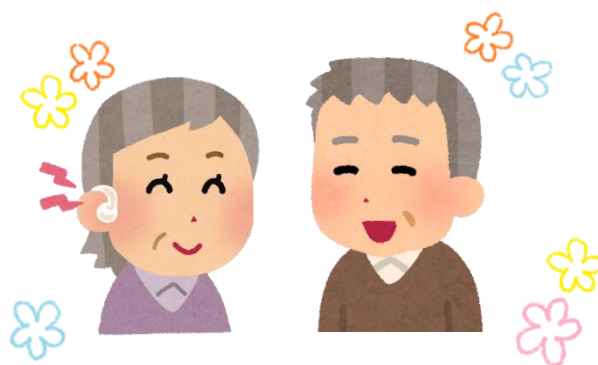
事故が起こった場合は、まずコールセンターにお電話ください。

（お手元に決定通知書をご用意し、証券番号・ご本人のお名前をお伝えください）

三井住友海上事故受付センター
フリーダイヤル（24時間365日受付）
0120-258-189

丹波市高齢者補聴器購入費助成事業

補聴器の購入費用の 一部を補助します



対象者

次のすべてに当てはまる方が対象です。

- (1) 市内に住所がある 65 歳以上の方
- (2) 両耳の聴力レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満の中等度難聴で、身体障害者手帳の交付対象にならない方
- (3) 耳鼻咽喉科治療で聴力改善が見込めない方
- (4) 耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める証明（丹波市指定の医師意見書）を受けた人
- (5) 過去 5 年以内にこの事業による補助を受けたことがない方

助成内容

両耳片耳問わず上限 3 万円助成します。

※補聴器の購入費が 6 万円に満たない場合はその 1/2 の額です。

- (1) 助成対象は、管理医療機器としての補聴器本体と付属品です。

助成対象外の項目

- ① 集音器
- ② 診察料（受診・検査費用）、文書料、送料等
- ③ レンタル、故障、メンテナンス等
- ④ 申請前に購入されたもの

- (2) 交付決定日から 3 か月以内に補聴器を購入し、申請年度の 3 月 31 日までに丹波市介護保険課へ助成金の請求をしてください。

購入前に受診、
補助申請が必ず必要です。



必要書類

- (1) 高齢者補聴器購入費助成事業 申請書 様式 1
- (2) 高齢者補聴器購入費助成事業 意見書 様式 2（医師が作成）
- (3) 補聴器の購入に係る見積書（型番の記載が必要）

※補聴器の購入前には耳鼻科への受診を受け、市へ補助申請が必要となります。
補助の決定が出る前に購入された補聴器は補助対象外です。

問い合わせ先

丹波市福祉部介護保険課地域支えあい推進係
〒669-3602 丹波市氷上町常楽 211 番地
電話：0795-88-5267
FAX：0795-88-5283

申請までの流れ

(1) 耳鼻科を受診（専門医師の診察・検査を受ける）

耳鼻咽喉科を受診し、医師から補聴器の使用が必要と認められ、購入される際は（丹波市指定の医師意見書）の作成を依頼してください。

(2) 補聴器販売店で見積書を作成

補聴器販売店で購入する補聴器を決定し、購入予定の補聴器の見積書を作成。

※(4)の「交付決定通知書」が市から届くまでは補聴器を購入しないでください。

※見積書に型番の記載がない場合は、購入予定の補聴器の型番がわかる書類（カタログ等）も受け取ってください。



(3) 助成の申請

表面記載の必要書類(1)から(3)を市へ提出（郵送可）



(4) 丹波市介護保険課から「交付決定通知書」と「請求書」が送付される。



購入までの流れ

(5) 助成が認められた場合、補聴器を購入

(2)の補聴器販売店で補聴器を購入し、領収書を受け取ってください。

※宛名は申請者本人に限ります。

(6) 助成金の請求

「領収書」と「請求書」を市へ提出してください。

見積書と領収書の金額が異なる場合は、再度助成額の審査を行い訂正した「請求書」が送付されますので、市へ提出してください。



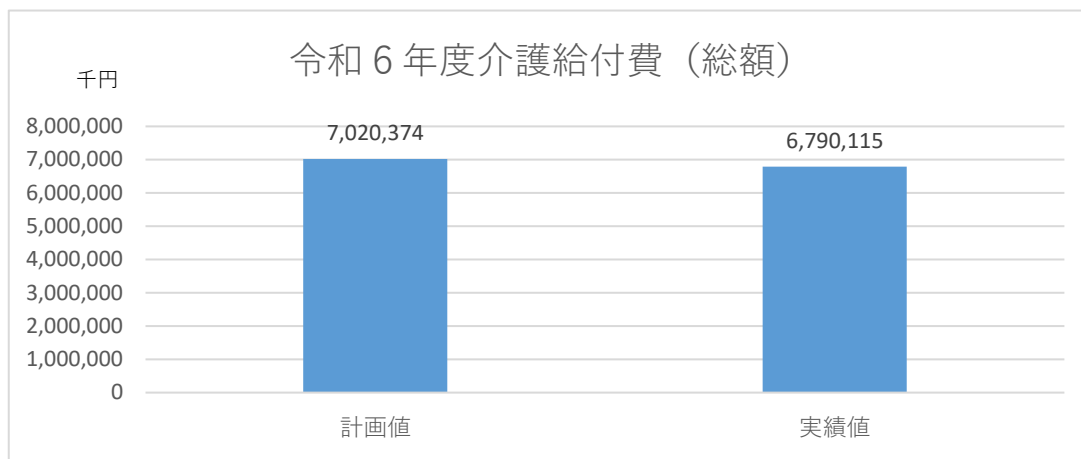
(7) 丹波市から申請者本人名義の指定口座に助成金が振り込まれます。

市内で意見書の作成が依頼できる医療機関（※予約をしてから受診してください。）

病 院		診 療 所	
兵庫県立丹波医療センター		医療法人社団 丹羽耳鼻咽喉科	
電 話	0795-88-5200（代表）	電 話	0795-73-3387
受付時間	月～水、金曜日 8:30～11:00 木曜日 8:30～10:30	診察日時	月～金曜日 9:00～11:00 16:00～18:00 ※木、土曜日は午前診のみ（予約制）
診察日時	月～金曜日 ※月、水曜日は午後診のみ	補聴器外来	火曜日のみ（完全予約制）
補聴器外来	月曜日のみ 9:00～11:00 （完全予約制）	住 所	丹波市柏原町柏原 3053-3
住 所	丹波市氷上町石生 2002-7	医療法人三医会 三井庄 細見医院	
医療法人敬愛会 大塚病院		電 話	0795-75-0030
電 話	0795-82-7534（代表）	専門外来	火、金曜日 8:30～11:30 第2、4土曜日 9:30～11:00
診察日時	火曜日 9:00～10:30 土曜日 9:00～11:30	住 所	丹波市春日町上三井庄 557
住 所	丹波市氷上町絹山 513		

第9期介護保険事業計画の進捗について（介護給付費分）

令和6年度は、第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の初年度となります。
介護給付費全体としては、計画値の70億2,037万4千円に対して、実績値は、67億9,011万4,908円となり約2億3,000万円下回りました。

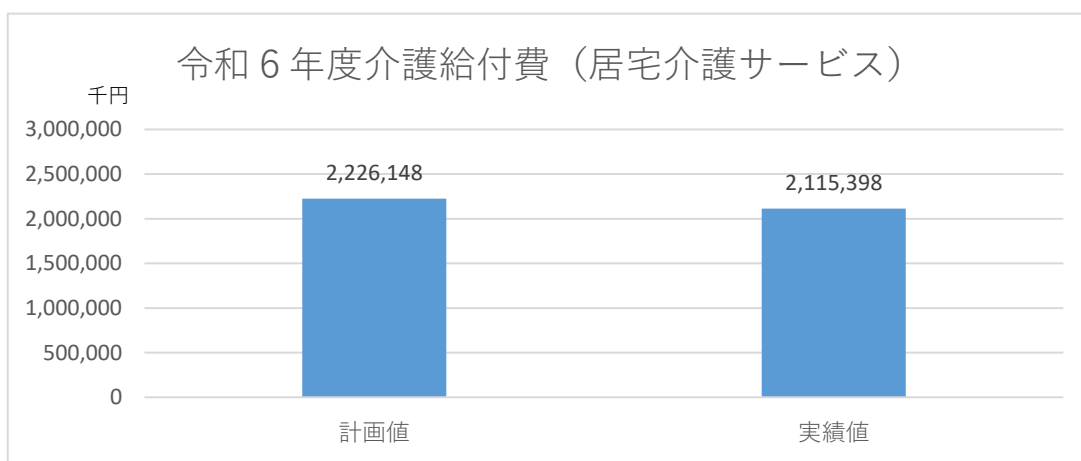


介護給付費を種別毎に計画値と比較すると次のとおりとなります。

（居宅介護サービス給付費）

計画値 22億2,614万8,000円

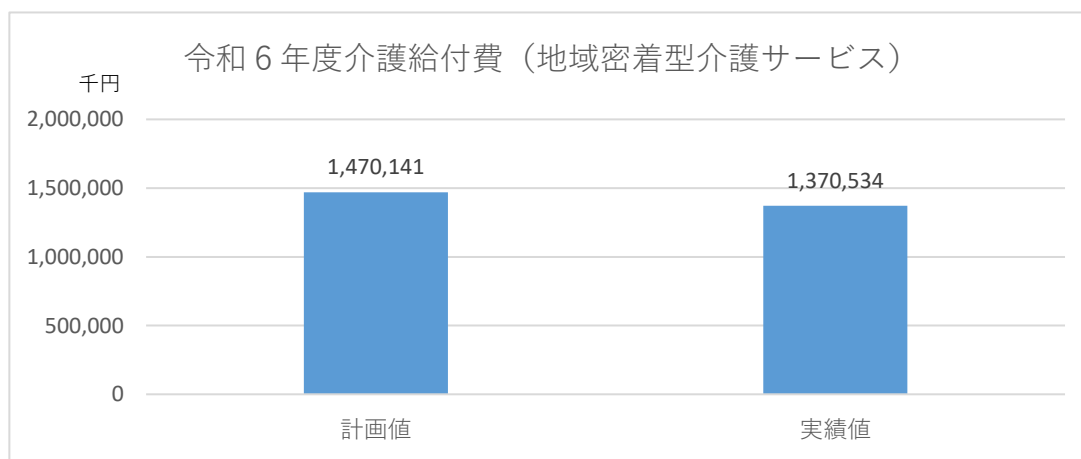
実績値 21億1,539万7,546円



（地域密着型介護サービス給付費）

計画値 14億7,014万1,000円

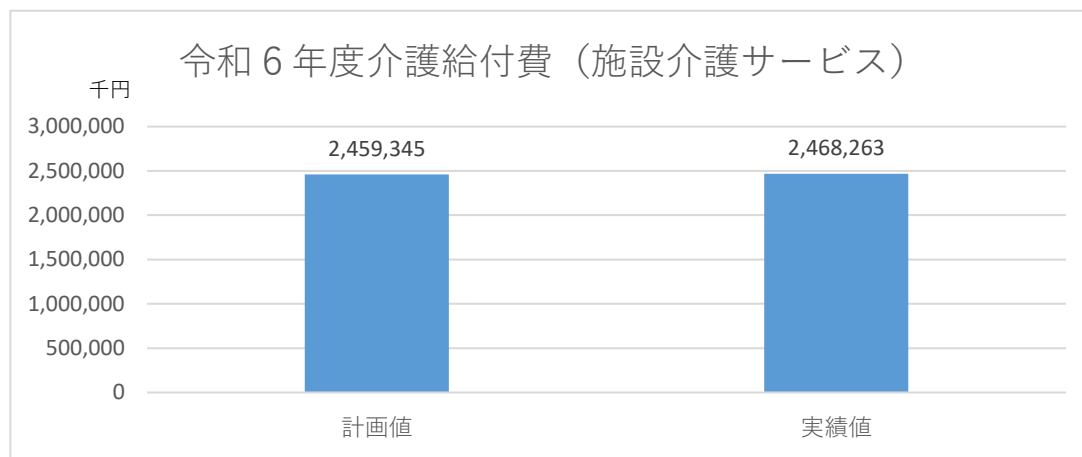
実績値 13億7,053万3,964円



(施設介護サービス給付費)

計画値 24億5,934万5,000円

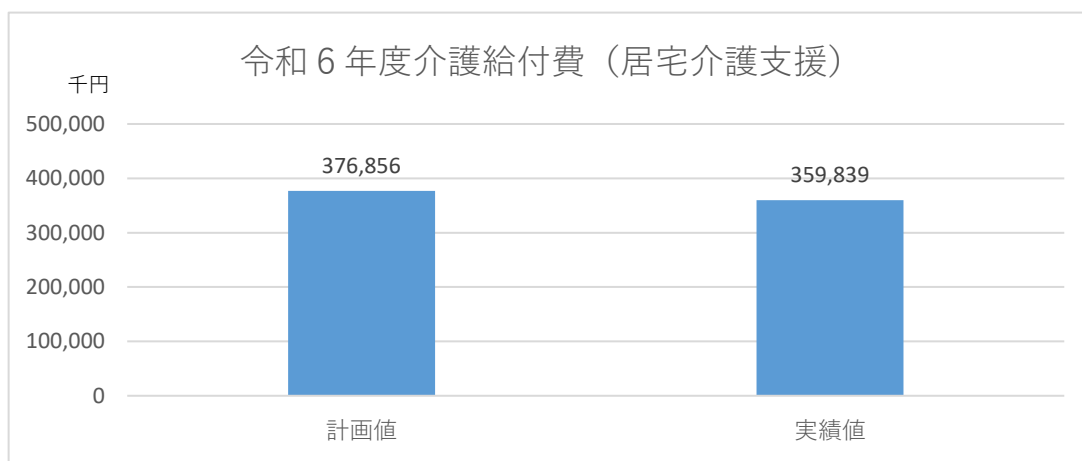
実績値 24億6,826万2,620円



(居宅介護支援費)

計画値 3億7,685万6,000円

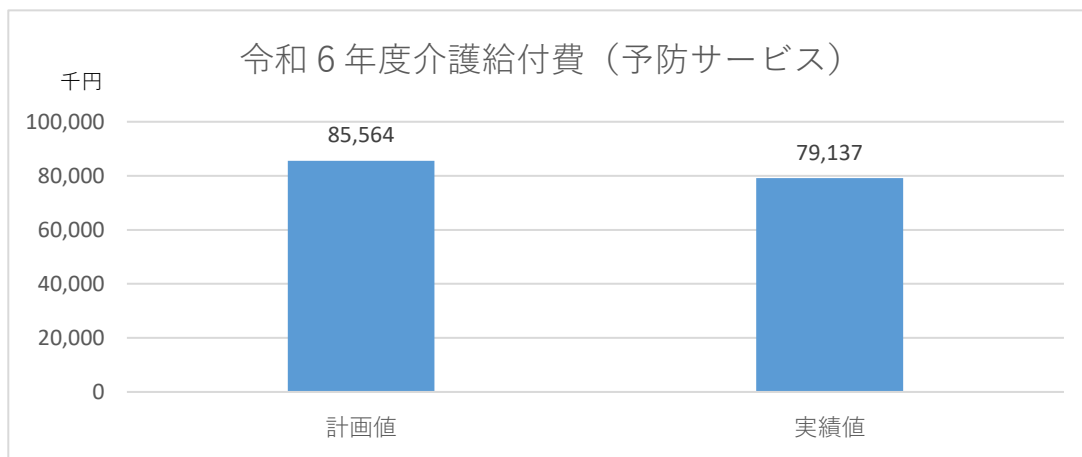
実績値 3億5,983万8,670円



(予防サービス給付費)

計画値 8,556万4,000円

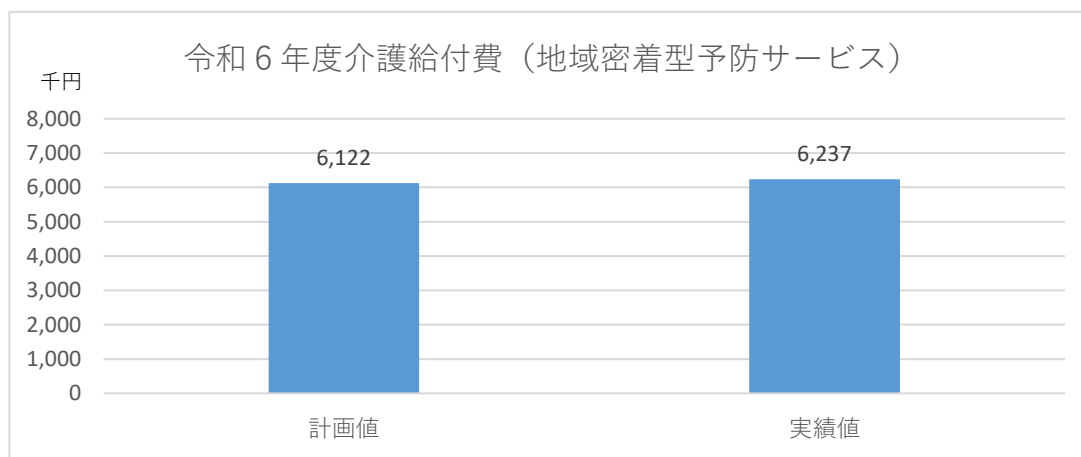
実績値 7,913万7,195円



(地域密着型予防サービス給付費)

計画値 612万2,000円

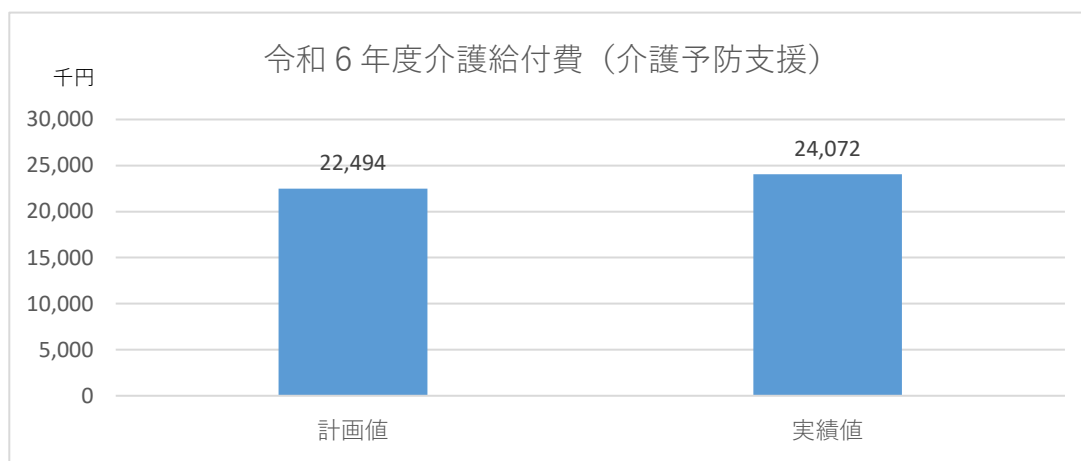
実績値 623万7,207円



(介護予防支援費)

計画値 2,249万4,000円

実績値 2,407万2,168円



計画値を上回っている介護サービスは、施設介護サービス、地域密着型予防サービス、介護予防支援費となります。

要因として、施設入所の増加、要支援認定者が増加していることにより給付費も増加していると考えられます。今後も各介護サービスについて、計画値と実績値について確認を行い、介護給付費の動向を注視していく必要があります。

次ページ以降に、各介護サービスについて、令和6年度の計画値と実績値との比較、過去3年間（令和4年度～令和6年度）の給付費の推移を示しています。

介護給付・予防給付(件数、給付費)						
サービス	件数			介護給付費		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6
訪問介護	6,674	6,715	6,850	341,045,860	356,829,807	362,235,426
訪問入浴介護	384	460	378	18,440,038	24,307,019	18,550,195
訪問看護	3,379	3,391	3,555	119,339,306	122,590,265	129,980,913
訪問リハビリテーション	1,233	1,261	1,189	34,976,240	37,071,829	34,438,232
通所介護	6,292	6,362	6,256	494,309,521	525,145,224	513,280,882
通所リハビリテーション	3,253	3,171	3,021	201,712,519	199,984,479	199,061,645
福祉用具貸与	18,410	18,625	18,261	233,411,983	238,656,367	239,122,202
短期入所生活介護	3,404	3,624	3,480	321,308,896	330,486,202	328,372,011
短期入所療養介護(介護老人保健施設)	537	533	508	59,020,259	55,585,583	57,715,120
短期入所療養介護(介護療養型医療施設)	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	2,554	2,812	3,093	19,498,345	21,393,841	24,021,992
特定施設入居者生活介護	633	716	982	118,552,577	139,111,980	187,158,362
特定施設入居者生活介護(短期利用)	18	22	14	1,448,377	2,414,250	1,784,250
特定診療費	0	0	0	0	0	0
(計) 居宅介護サービス給付費	46,771	47,692	47,587	1,963,063,921	2,053,576,846	2,095,721,230
認知症対応型共同生活介護	874	888	879	215,226,674	228,704,646	231,916,260
認知症対応型共同生活介護(短期利用)	18	12	17	985,293	870,111	1,286,955
地域密着型老人福祉施設	336	349	349	95,695,705	101,932,830	104,764,311
認知症対応型通所介護	742	734	771	82,098,734	90,135,182	93,362,184
小規模多機能型居宅介護	1,075	1,111	1,111	212,816,877	223,731,789	226,671,223
小規模多機能型居宅介護(短期利用)	104	74	90	2,693,700	2,475,349	2,505,295
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	300	215	90	44,682,528	31,909,839	19,846,494
特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	9,260	9,176	8,715	735,000,552	725,021,979	690,181,242
(計) 地域介護サービス給付費	12,709	12,559	12,022	1,389,200,063	1,404,781,725	1,370,533,964
介護老人福祉施設サービス	6,288	6,268	6,407	1,613,431,836	1,621,504,940	1,708,529,048
介護老人保健施設サービス	2,256	2,269	2,305	649,743,953	662,356,335	704,960,857
介護医療院	147	149	164	46,636,433	49,201,731	54,772,715
(計) 施設介護サービス給付費	8,691	8,686	8,876	2,309,812,222	2,333,063,006	2,468,262,620
居宅介護支援	25,062	24,936	24,471	367,973,733	362,506,784	359,838,670
(計) 居宅介護サービス計画給付費	25,062	24,936	24,471	367,973,733	362,506,784	359,838,670
介護予防 短期入所生活介護	45	41	38	1,131,621	1,225,377	1,177,108
介護予防 短期入所療養介護(介護老人保健施設)	1	0	5	11,070	0	249,480
介護予防 居宅療養管理指導	145	144	101	1,137,838	1,111,553	638,785
介護予防 特定施設入居者生活介護	70	55	47	6,115,479	4,308,085	3,318,053
介護予防 訪問介護	0	0	0	0	0	0
介護予防 訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	403	330	267	8,723,272	6,624,911	5,903,679
介護予防 訪問リハビリテーション	132	176	150	3,079,101	4,638,663	3,287,250
介護予防 通所介護	0	0	0	0	0	0
介護予防 通所リハビリテーション	632	618	657	19,690,622	19,749,781	20,702,635
介護予防 福祉用具貸与	4,628	4,480	4,767	33,725,817	32,488,452	34,940,424
(計) 予防サービス給付費	6,056	5,844	6,032	73,614,820	70,146,822	70,217,414
介護予防 認知症対応型通所介護	4	0	0	228,809	0	0
介護予防 認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)	0	1	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護(短期利用)	0	0	3	0	9,063	62,847
介護予防 小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)	77	82	88	5,182,344	5,312,286	6,174,360
(計) 地域予防サービス給付費	81	83	91	5,411,153	5,321,349	6,237,207
介護予防支援	5,276	5,076	5,319	23,584,555	22,724,643	24,072,168
(計) 予防サービス計画給付費	5,276	5,076	5,319	23,584,555	22,724,643	24,072,168
住宅改修	145	144	134	13,222,917	11,899,724	11,259,658
(計) 住宅改修	145	144	134	13,222,917	11,899,724	11,259,658
予防住宅改修	77	67	85	6,378,770	5,941,827	6,744,467
(計) 予防住宅改修	77	67	85	6,378,770	5,941,827	6,744,467
特定福祉用具販売	329	332	390	6,810,905	7,883,151	8,416,658
(計) 特定福祉用具販売	329	332	390	6,810,905	7,883,151	8,416,658
予防特定福祉用具販売	84	89	115	1,500,778	1,710,696	2,175,314
(計) 予防特定福祉用具販売	84	89	115	1,500,778	1,710,696	2,175,314

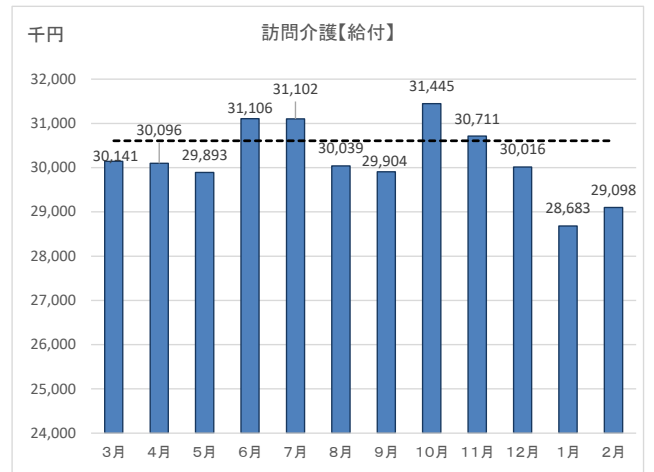
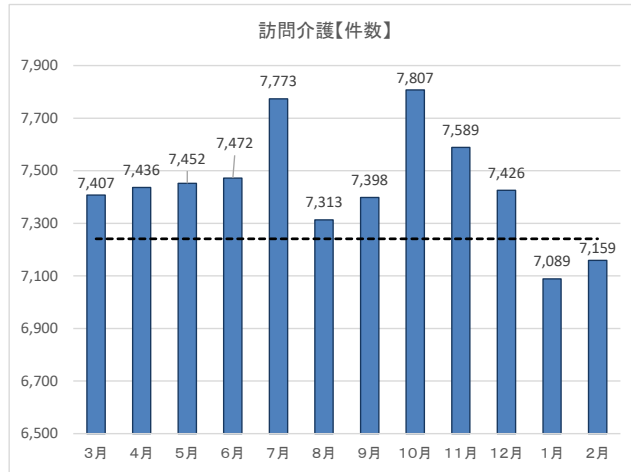
(出典)兵庫県国民健康保険団体連合会「介護給付費等請求額通知書」

★介護給付状況(第9期介護保険事業計画値との比較)

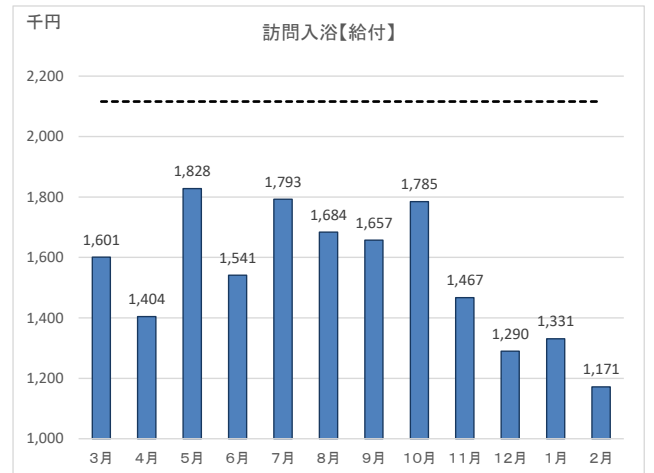
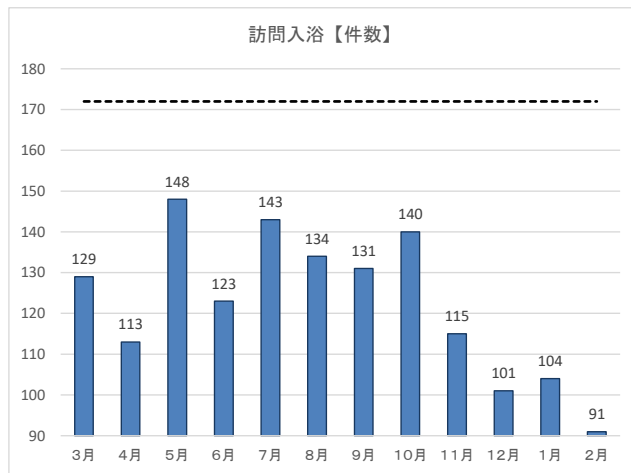
--- R6 計画値

■ R6 実績値

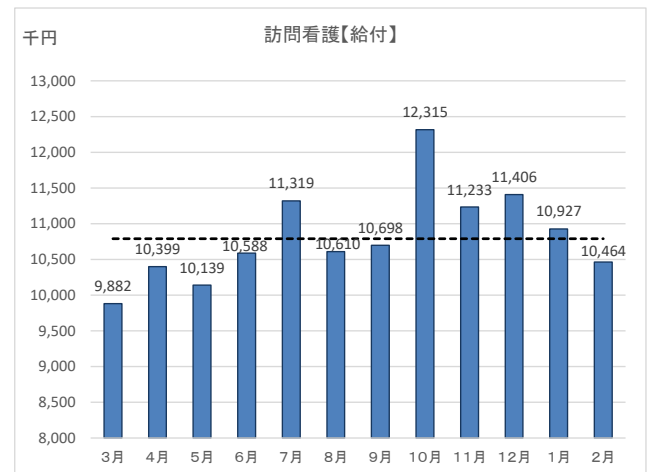
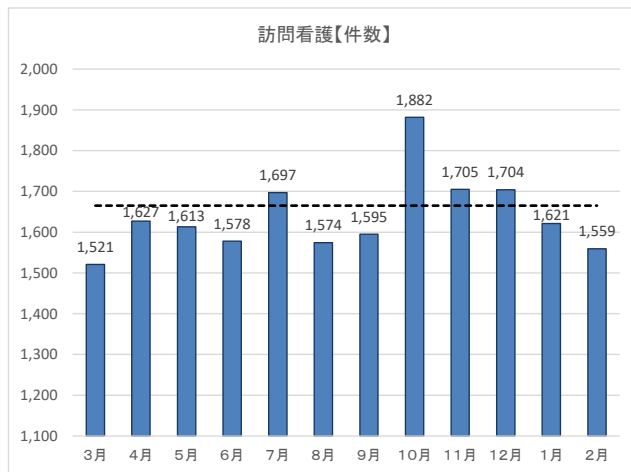
訪問介護



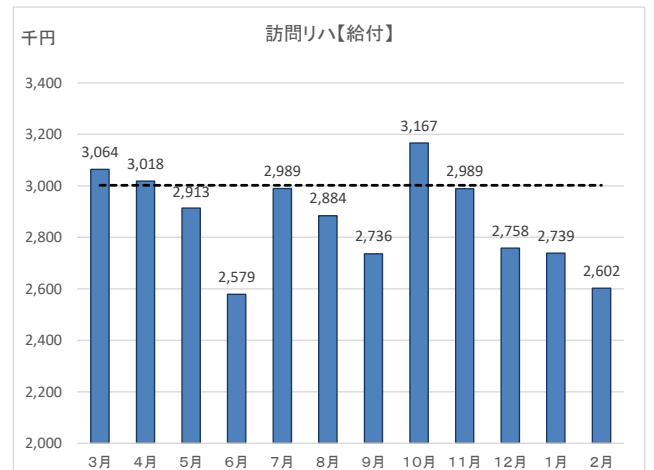
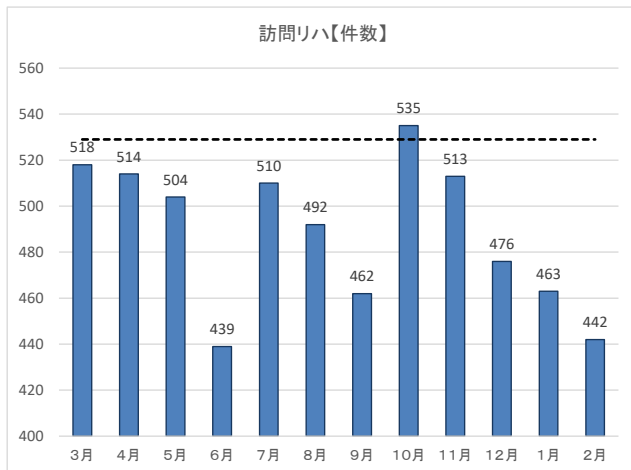
訪問入浴介護



訪問看護



訪問リハビリテーション

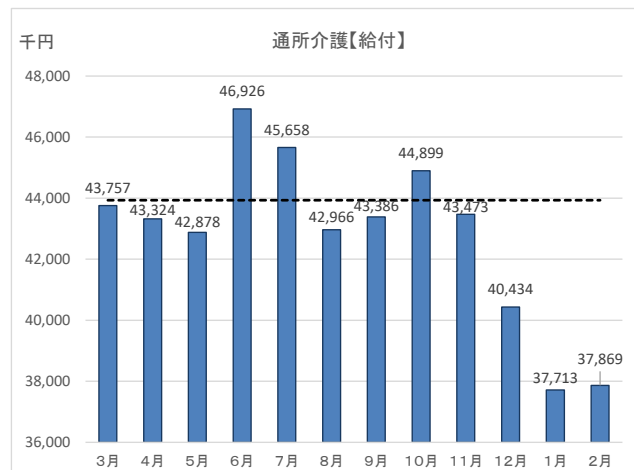
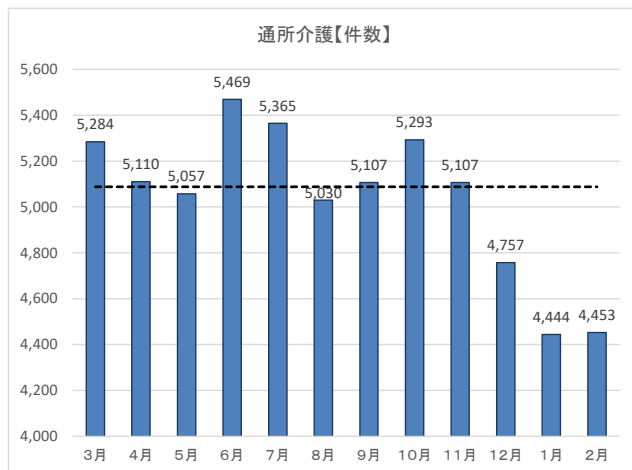


★介護給付状況(第9期介護保険事業計画値との比較)

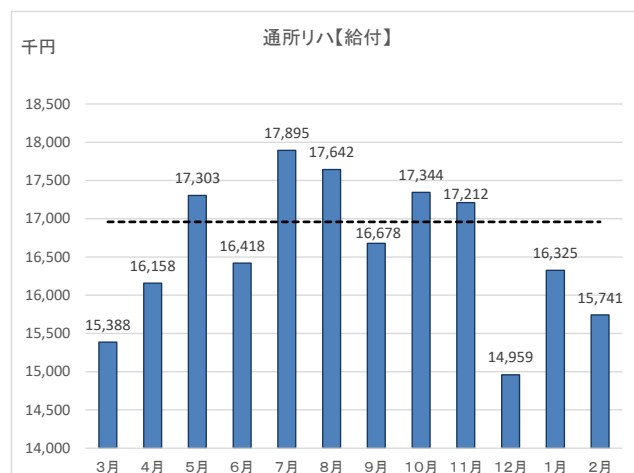
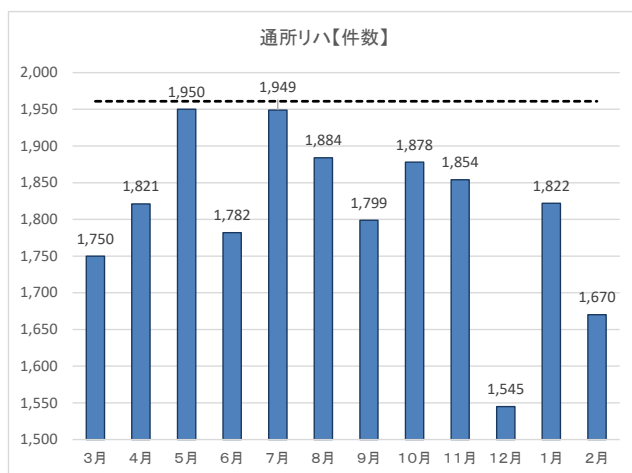
- - - R6 計画値

■ R6 実績値

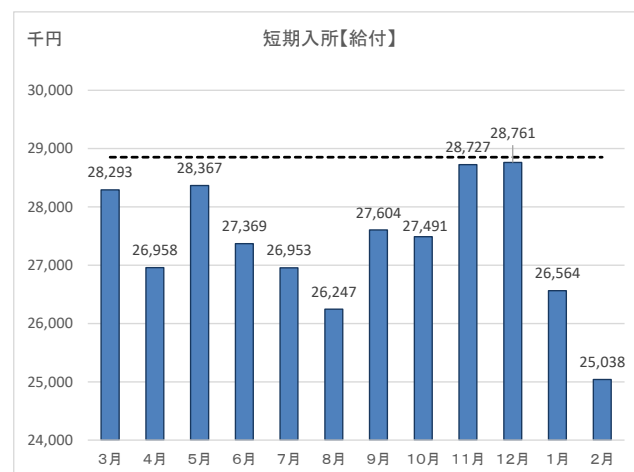
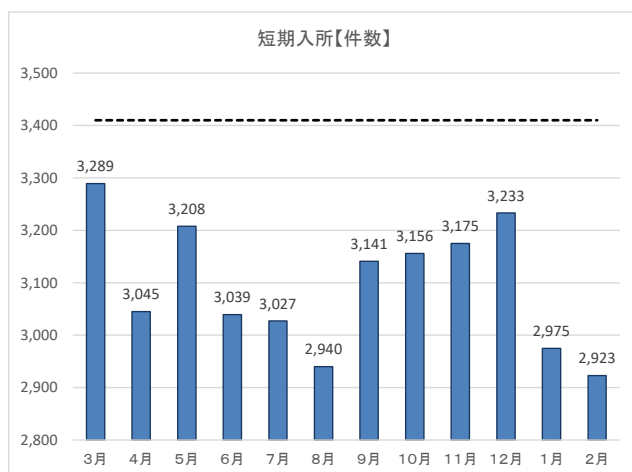
通所介護



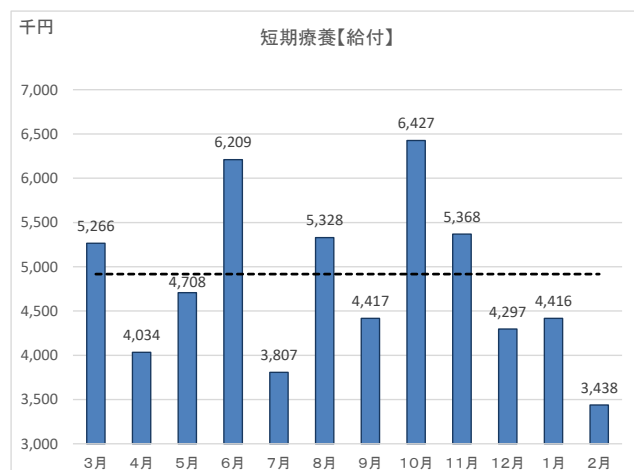
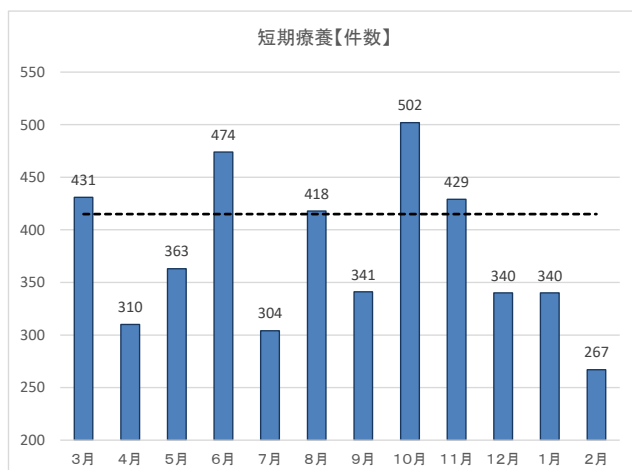
通所リハビリテーション



短期入所生活介護



短期入所療養介護（老健）

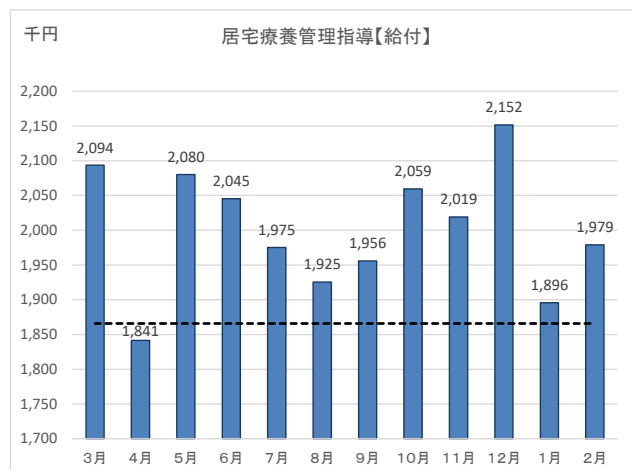
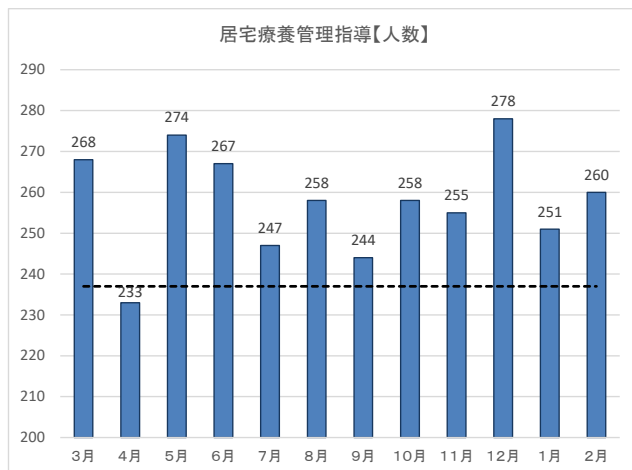


★介護給付状況(第9期介護保険事業計画値との比較)

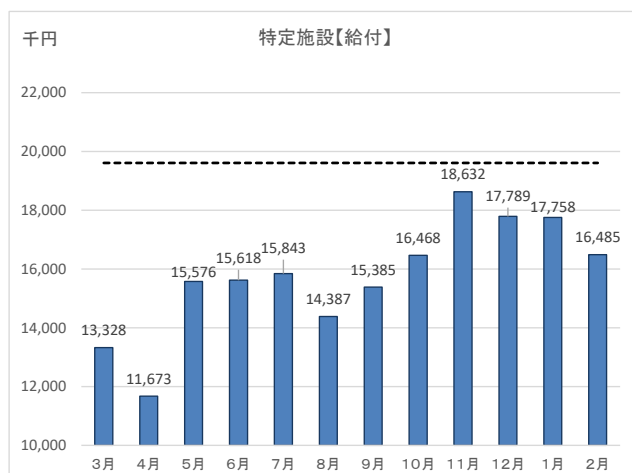
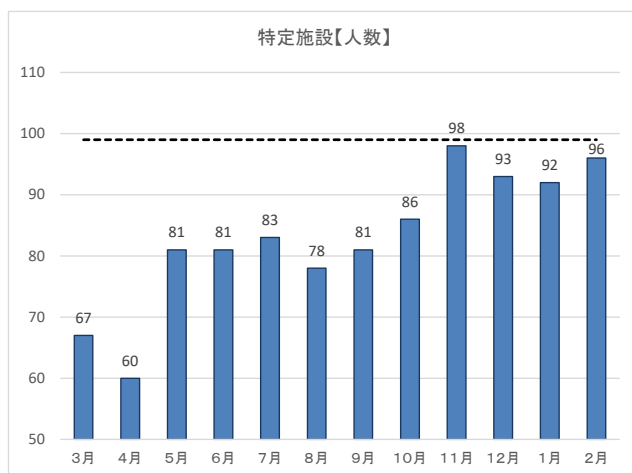
- - - R6 計画値

■ R6 実績値

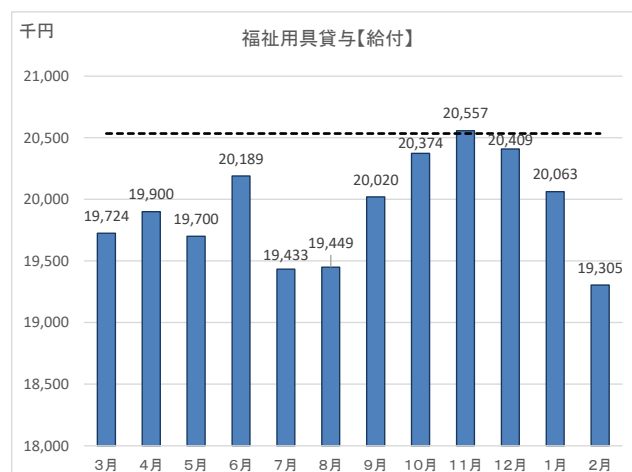
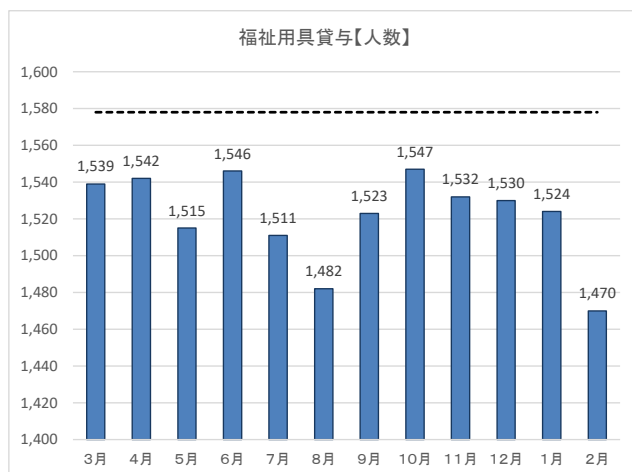
居宅療養管理指導



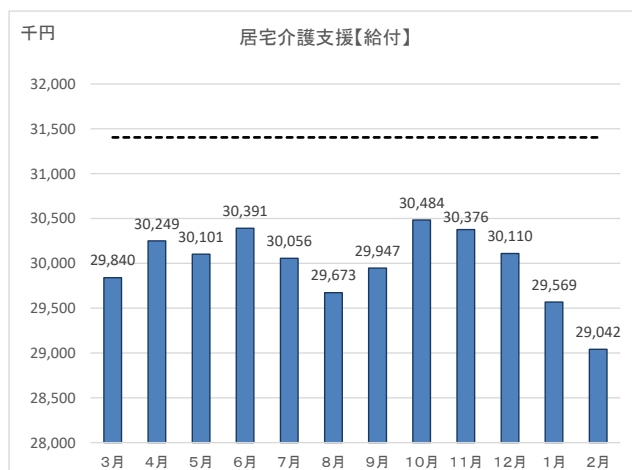
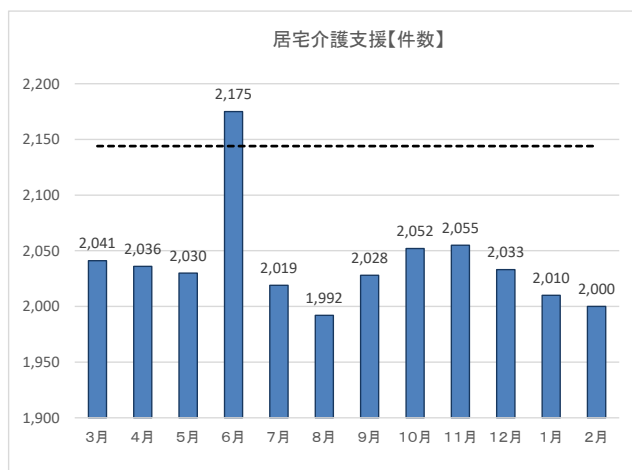
特定施設入居者生活介護



福祉用具貸与



居宅介護支援

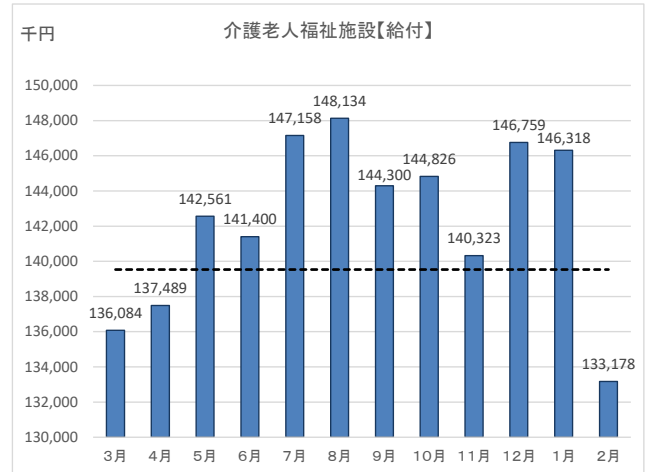
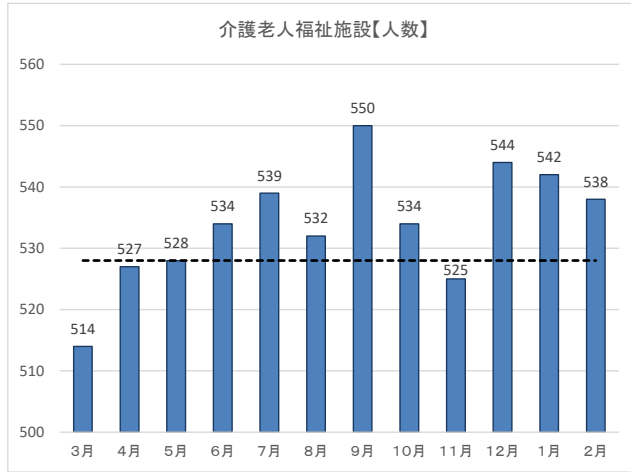


★介護給付状況(第9期介護保険事業計画値との比較)

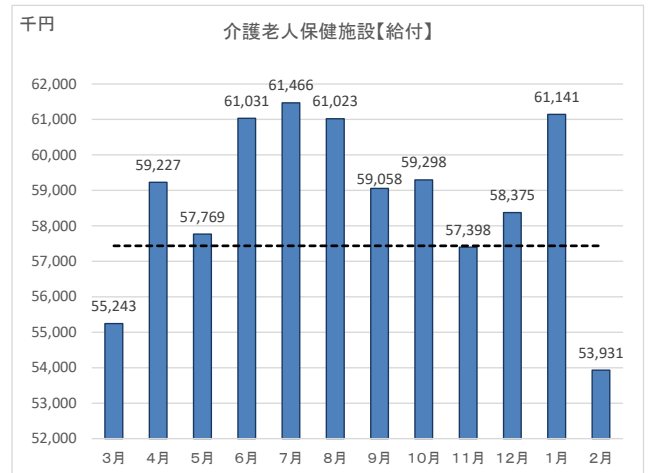
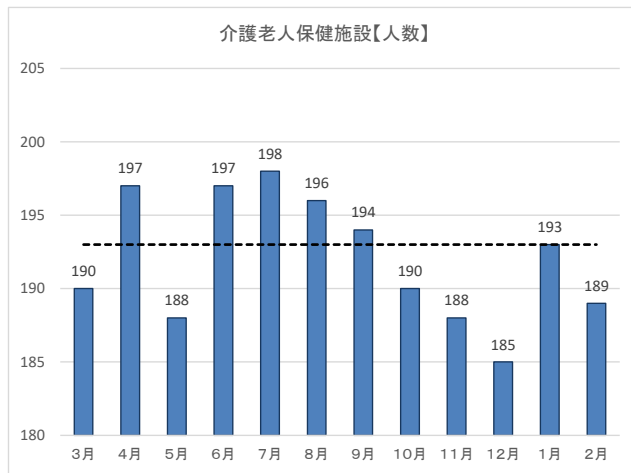
--- R6 計画値

■ R6 実績値

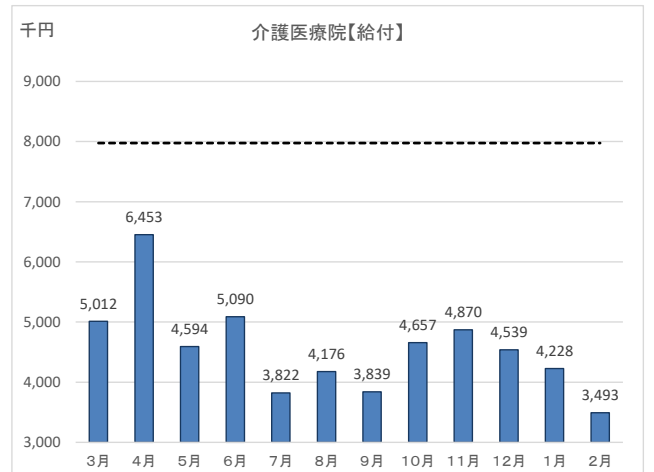
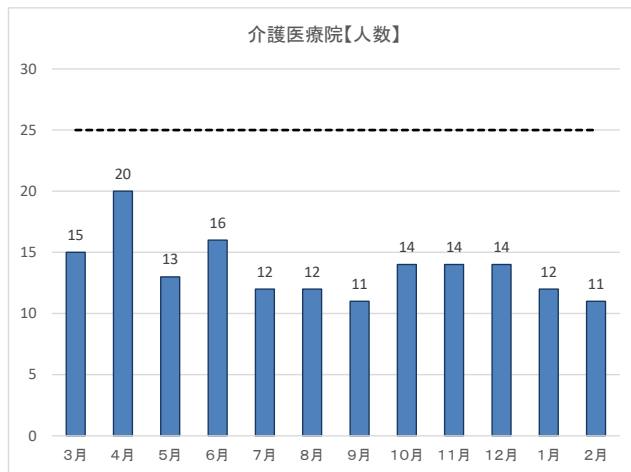
介護老人福祉施設



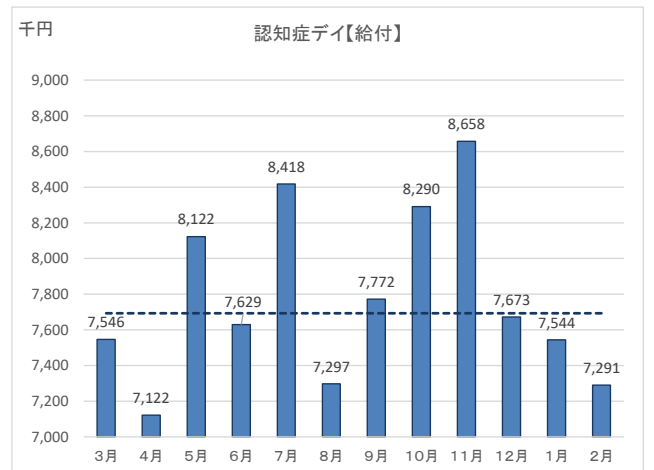
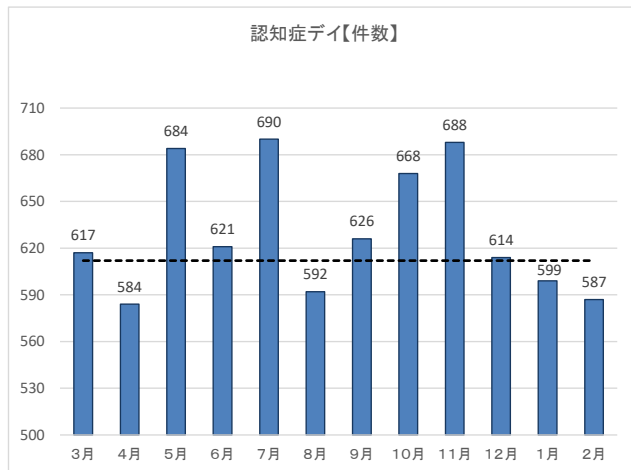
介護老人保健施設



介護医療院



認知症対応型通所介護



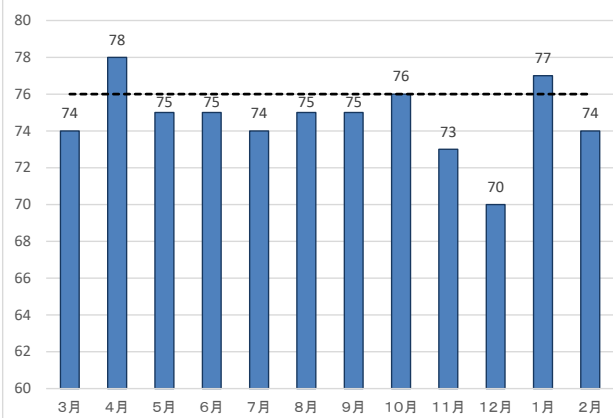
★介護給付状況(第9期介護保険事業計画値との比較)

- - - R6 計画値

■ R6 実績値

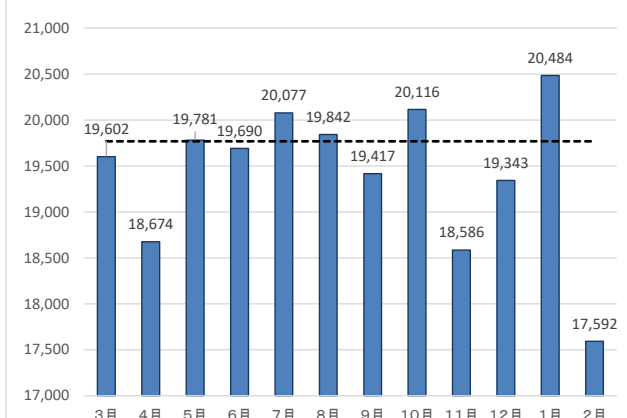
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

グループホーム【人数】



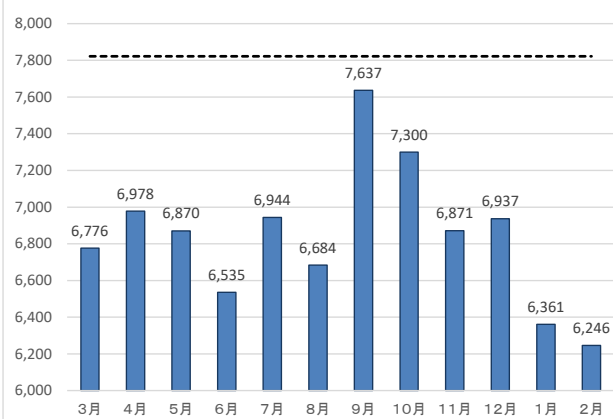
千円

グループホーム【給付】



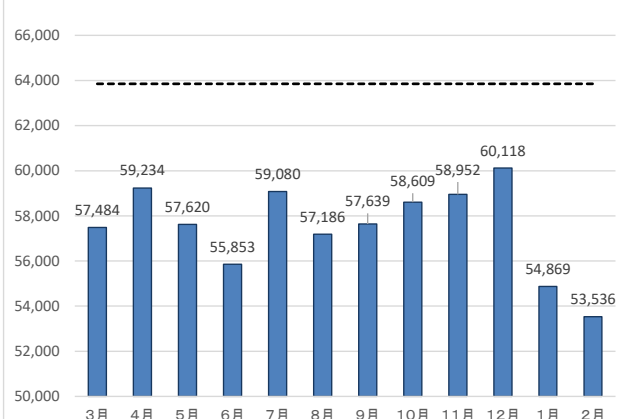
地域密着型通所介護

地域密着型通所介護【件数】



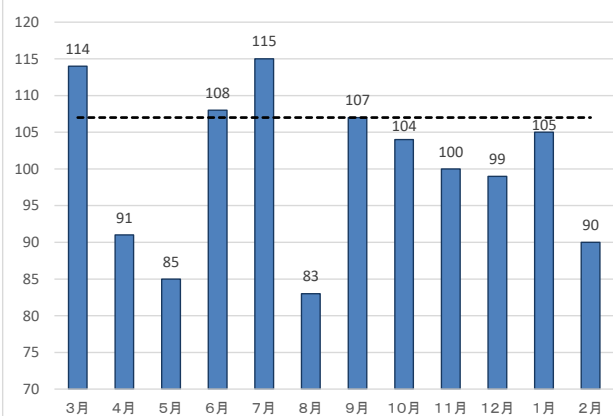
千円

地域密着型通所介護【給付】



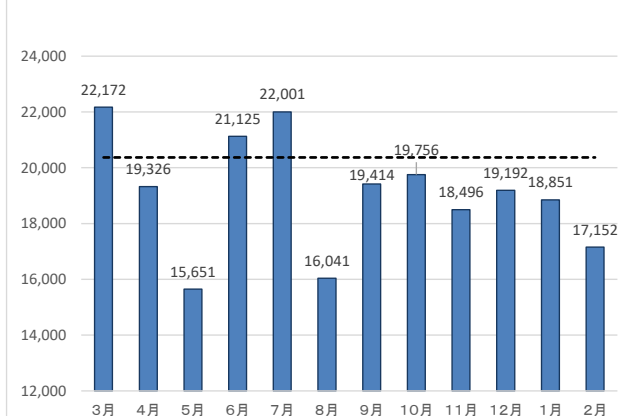
小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護【人数】



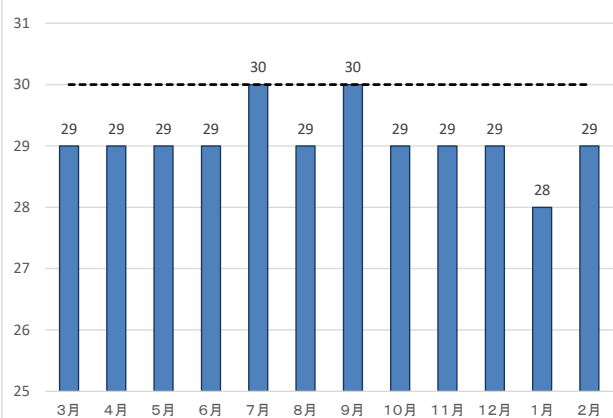
千円

小規模多機能型居宅介護【給付】



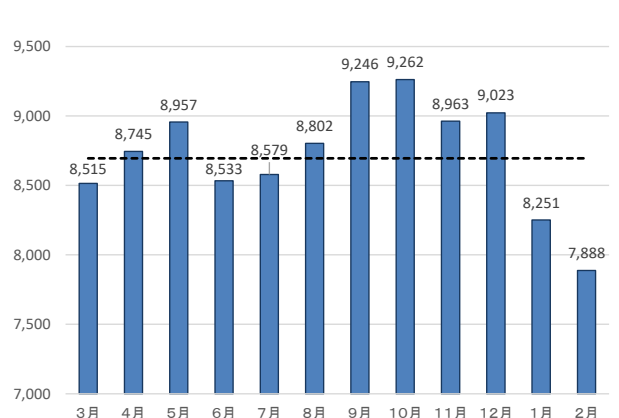
地域密着型介護老人福祉施設

地域密着型介護老人福祉施設【人数】



千円

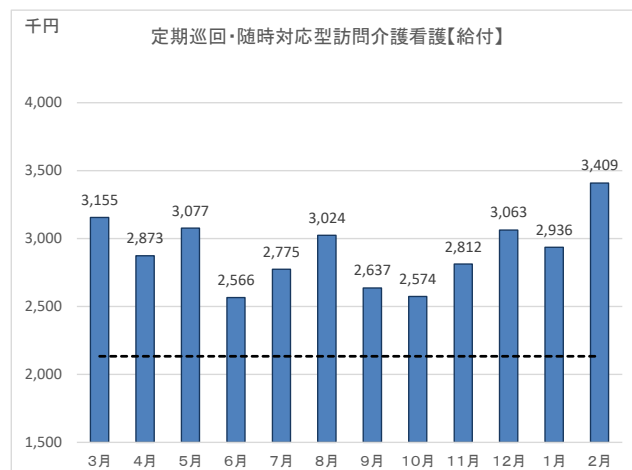
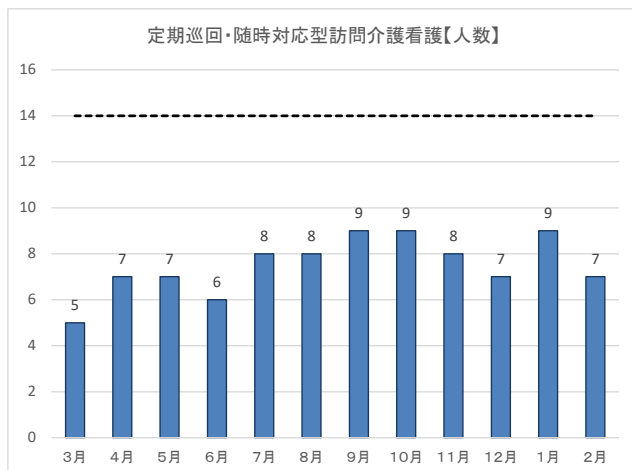
地域密着型介護老人福祉施設【給付】



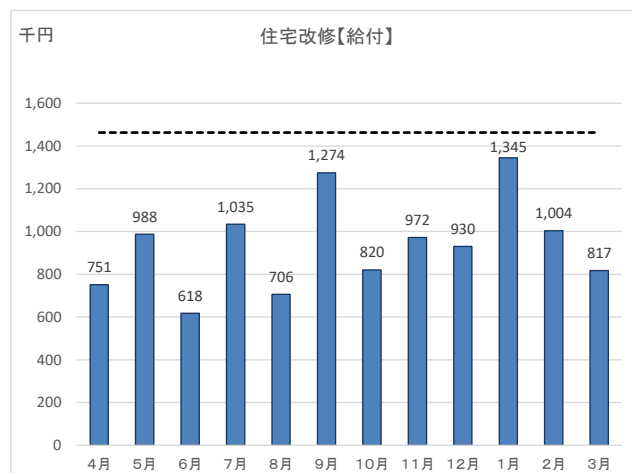
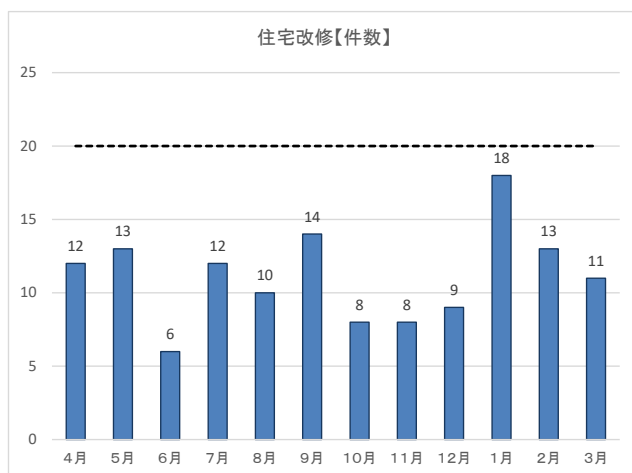
★介護給付状況(第9期介護保険事業計画値との比較)

- - - R6 計画値

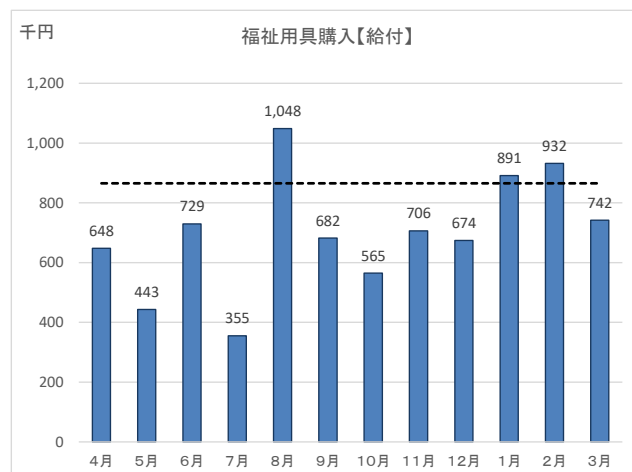
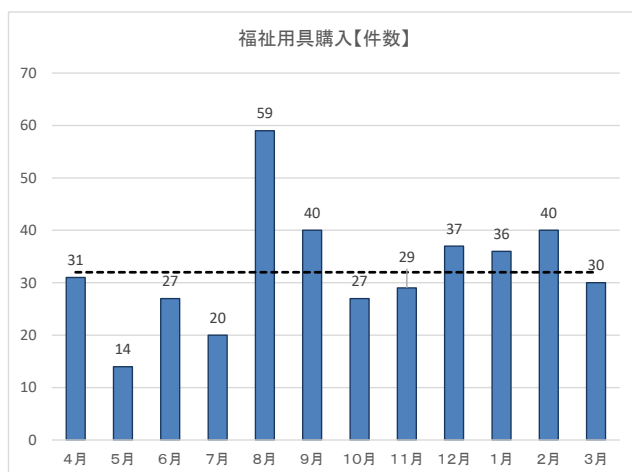
■ R6 実績値

定期巡回・随時対応型
訪問介護看護

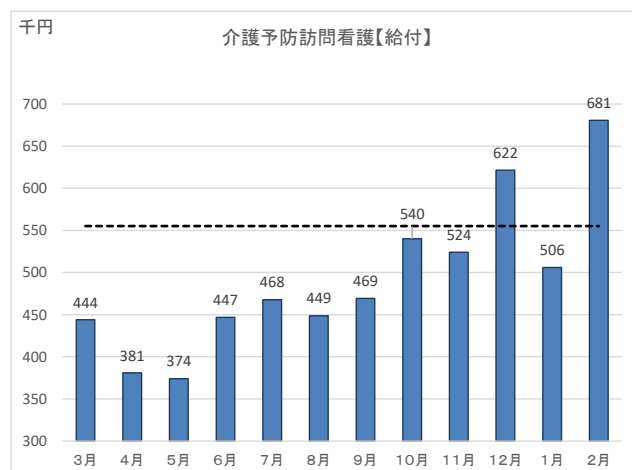
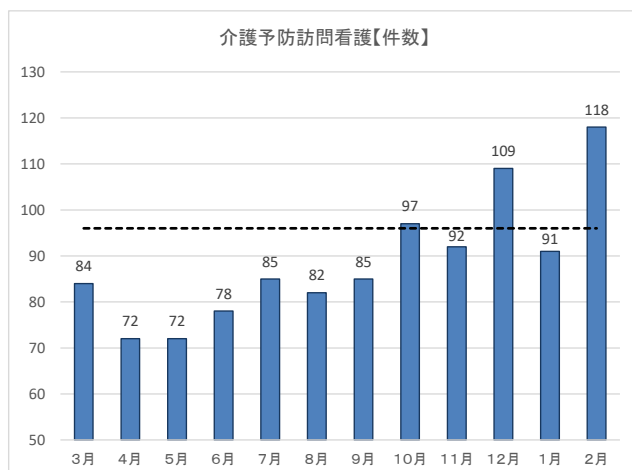
住宅改修



福祉用具購入



介護予防訪問看護

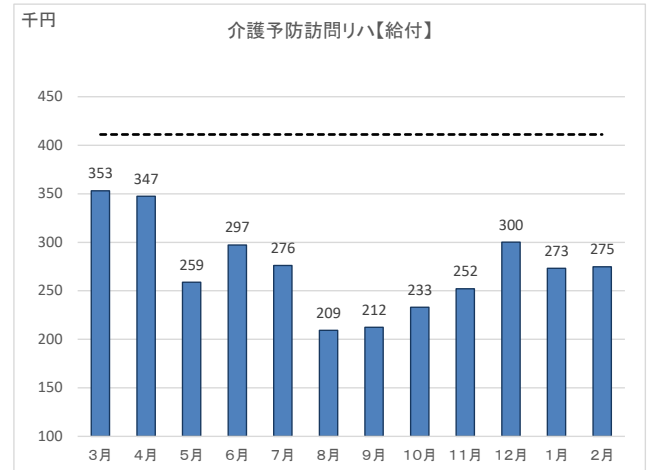
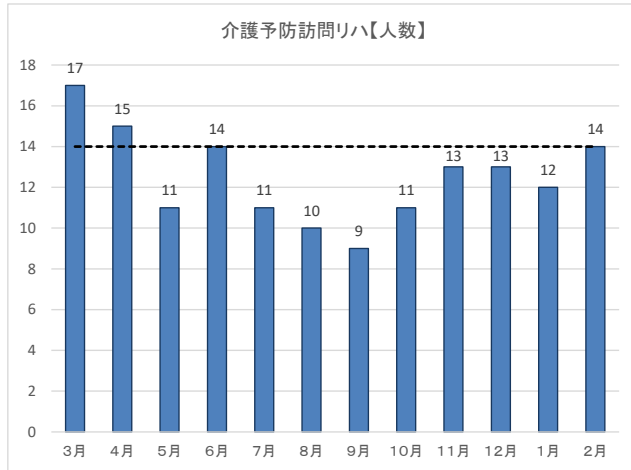


★介護給付状況(第9期介護保険事業計画値との比較)

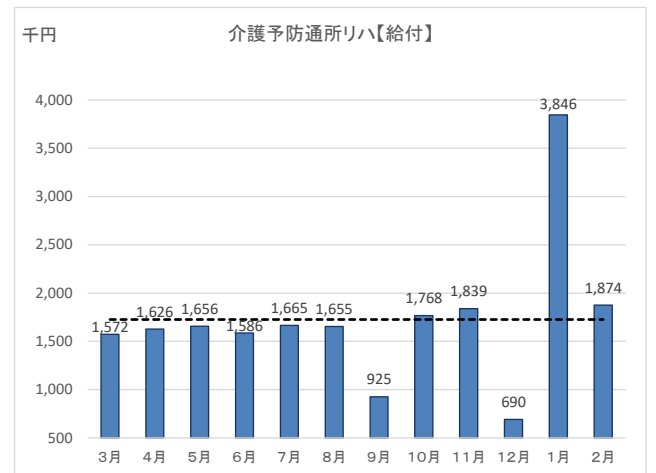
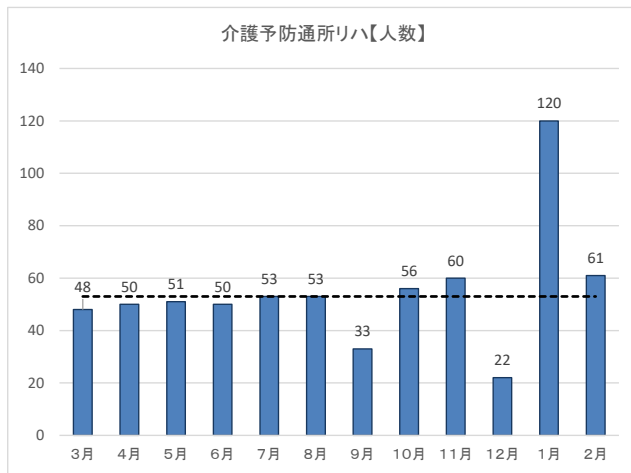
--- R6 計画値

■ R6 実績値

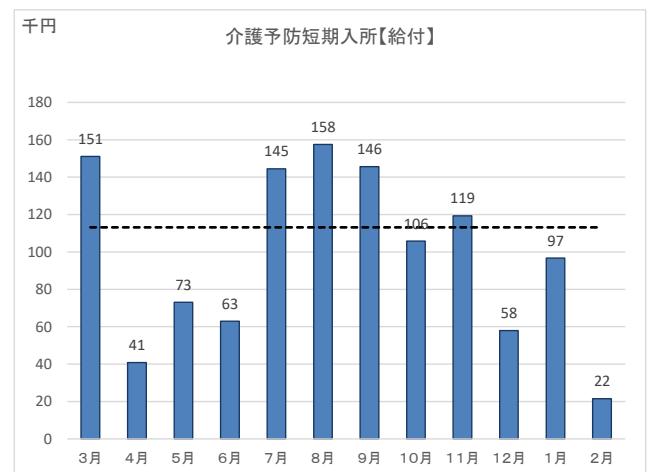
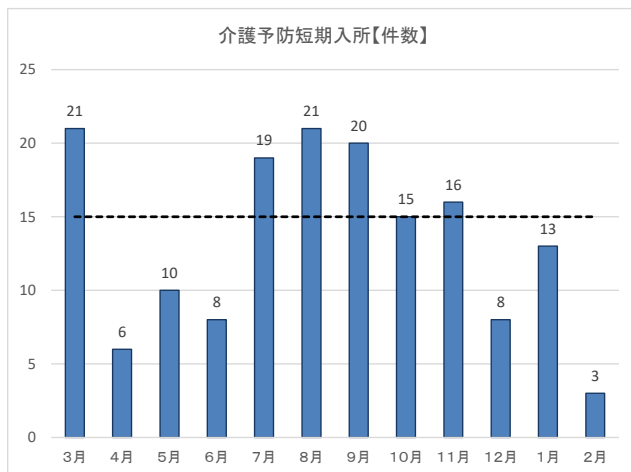
介護予防訪問
リハビリテーション



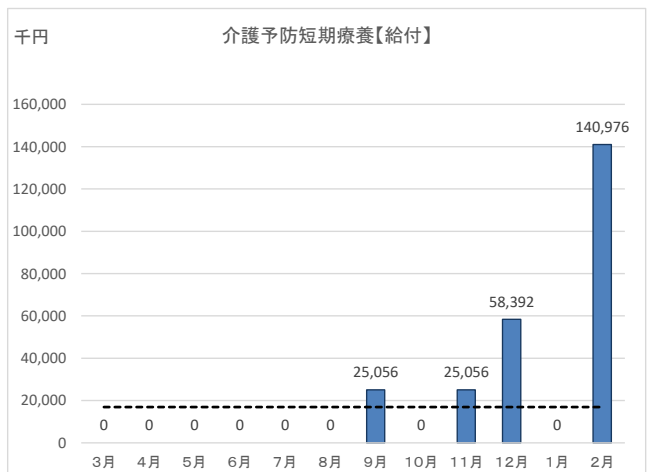
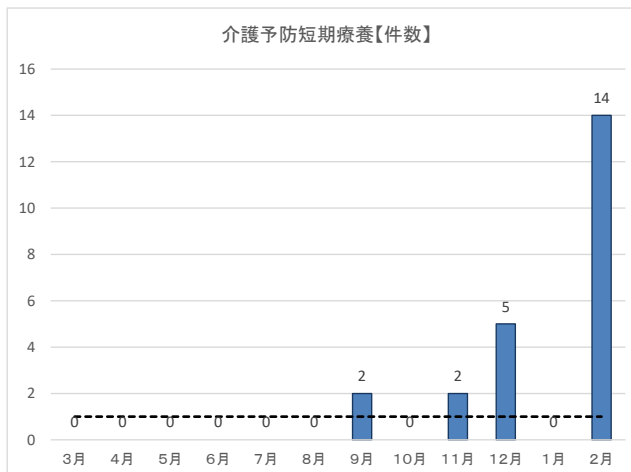
介護予防通所
リハビリテーション



介護予防短期入所
生活介護



介護予防短期入所療養介護
(老健)

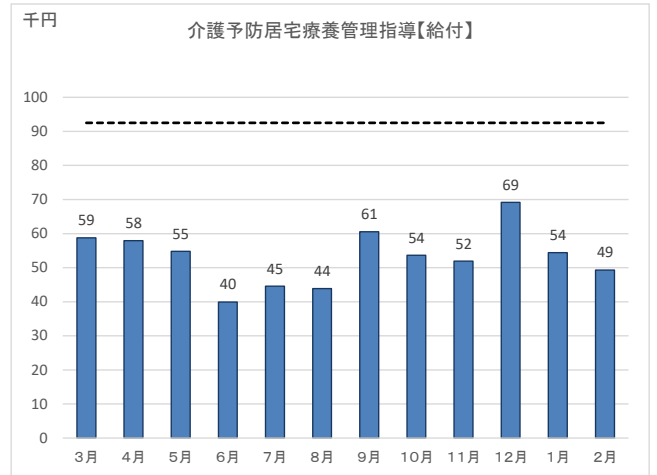
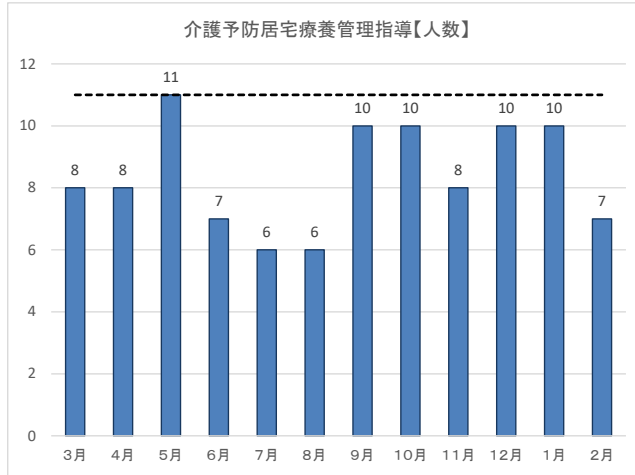


★介護給付状況(第9期介護保険事業計画値との比較)

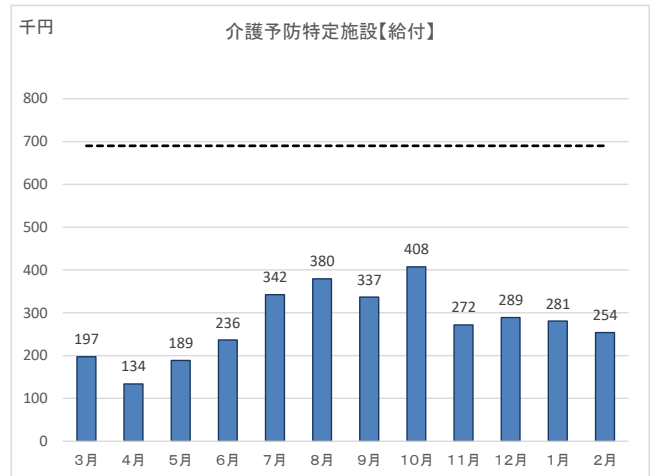
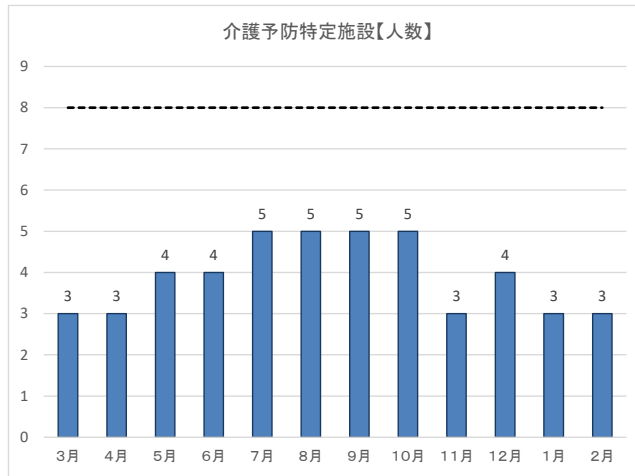
--- R6 計画値

■ R6 実績値

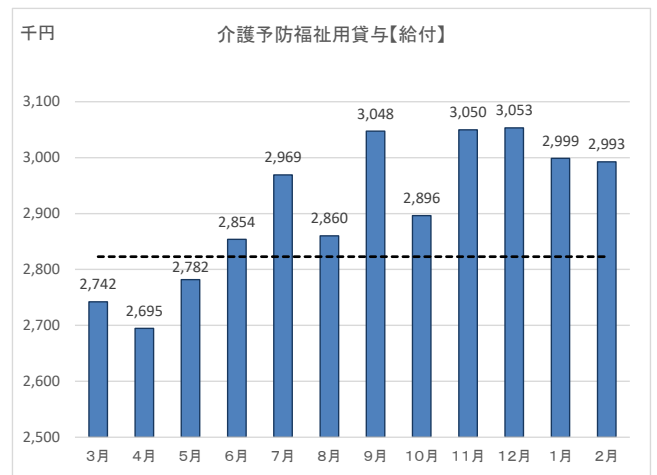
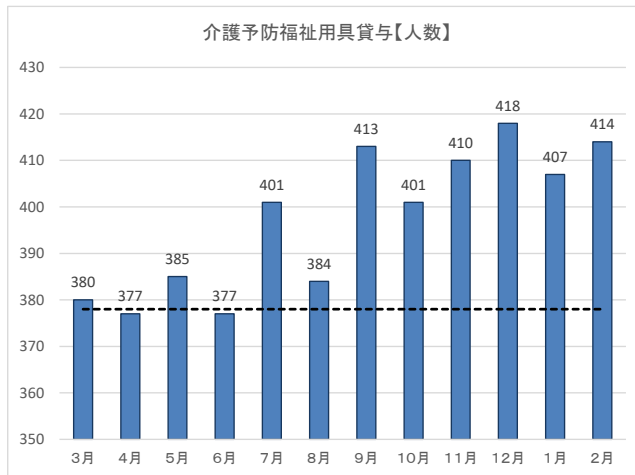
介護予防居宅療養管理指導



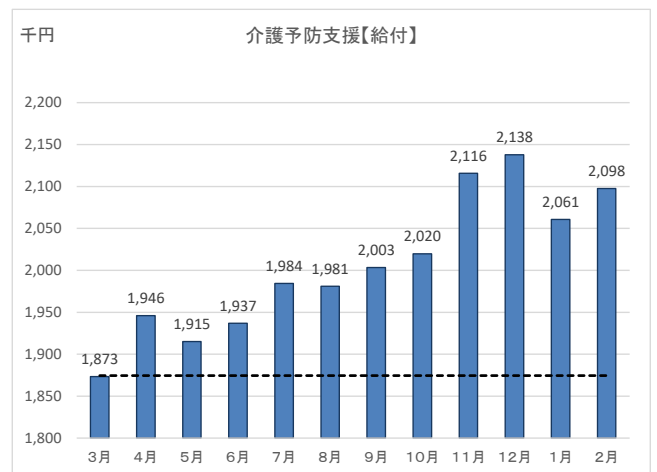
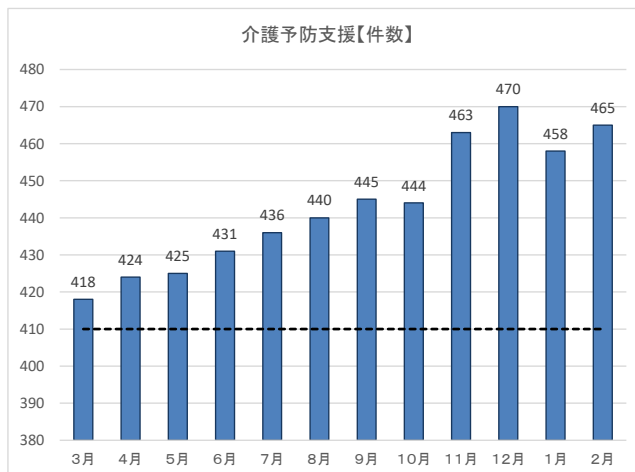
特定施設入居者生活介護



介護予防福祉用具貸与



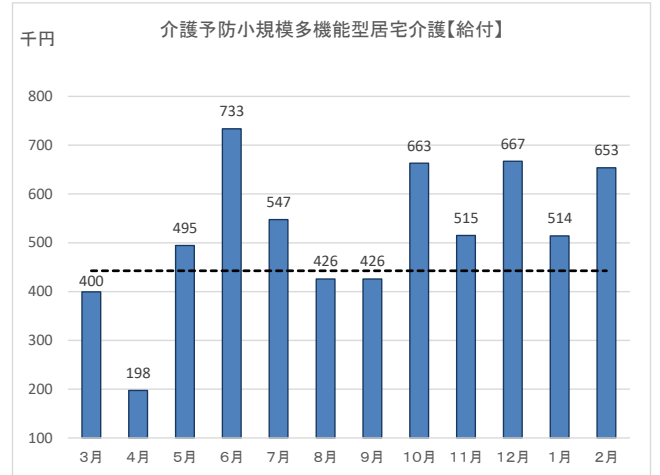
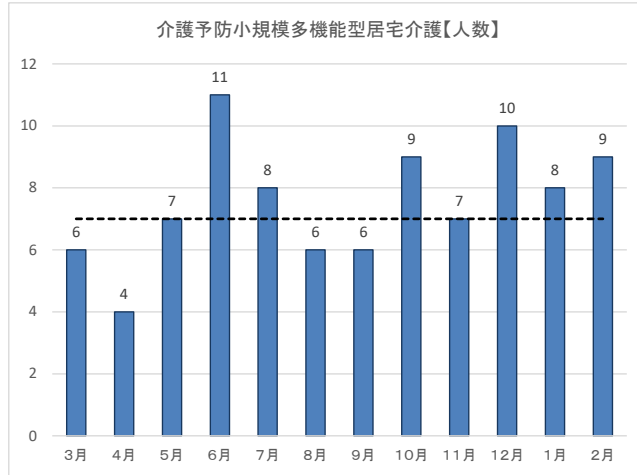
介護予防支援



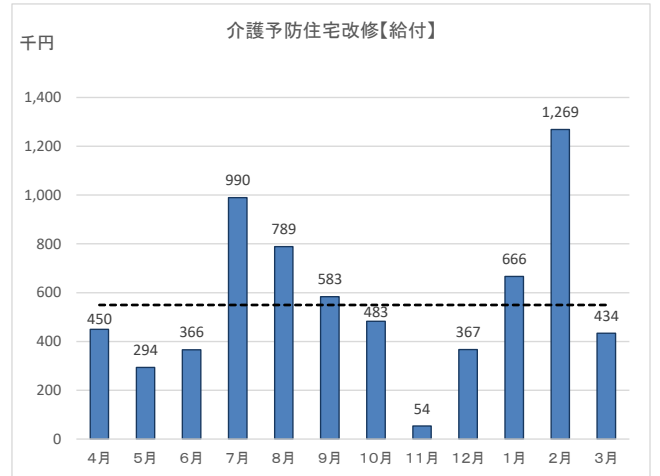
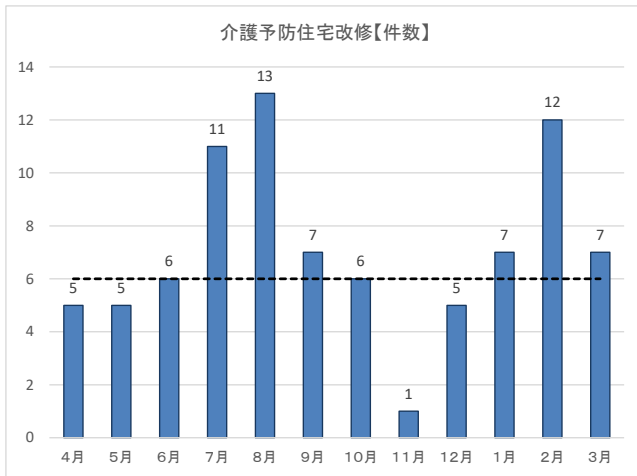
★介護給付状況(第9期介護保険事業計画値との比較)

- - - R6 計画値

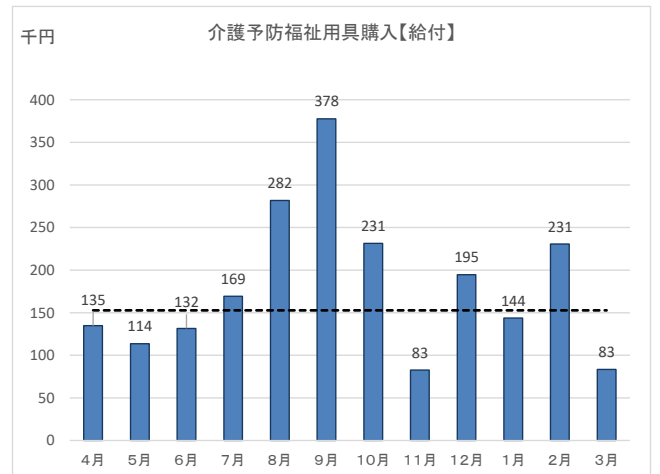
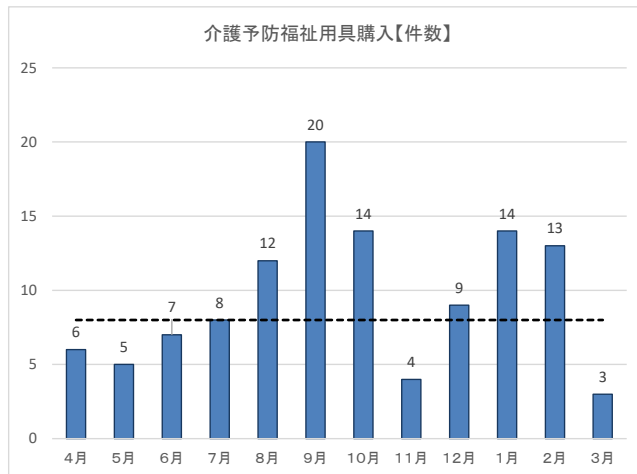
■ R6 実績値

介護予防小規模多機能型
居宅介護

介護予防住宅改修



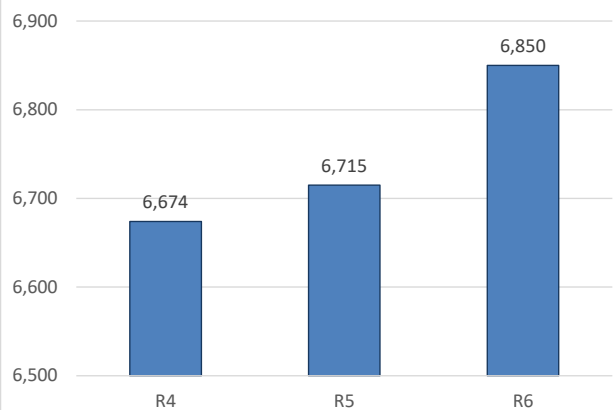
介護予防福祉用具購入



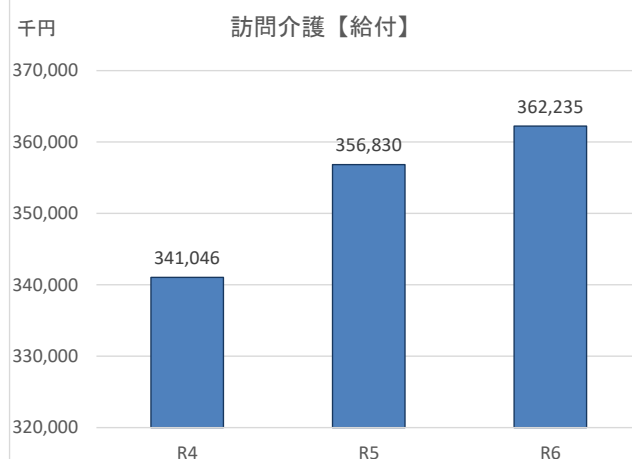
★介護給付状況(過去3年間の推移)

訪問介護

訪問介護【件数】

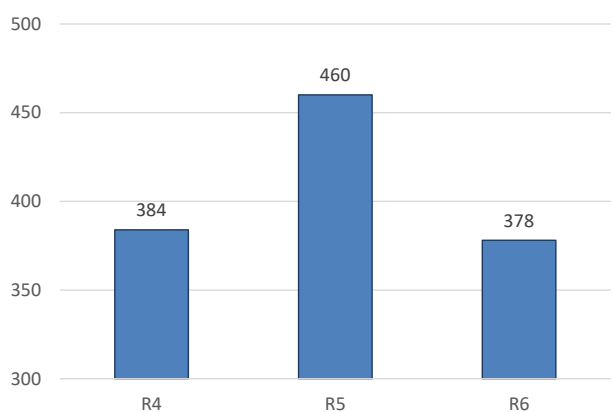


訪問介護【給付】

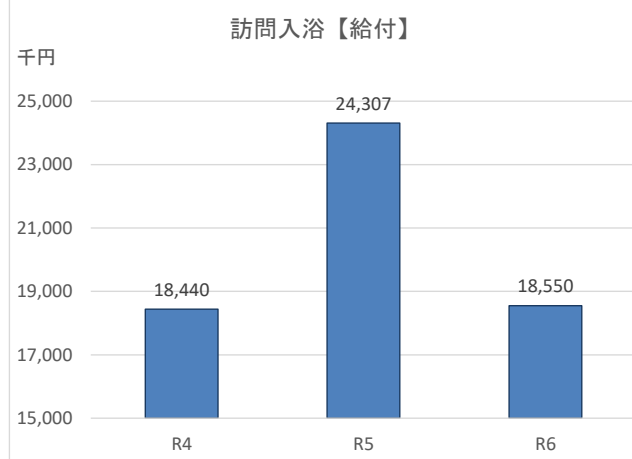


訪問入浴介護

訪問入浴【件数】

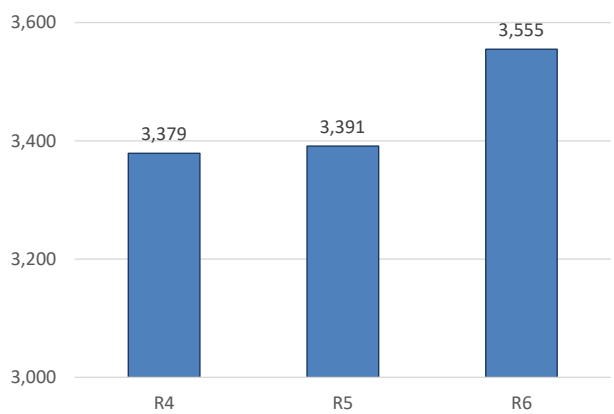


訪問入浴【給付】

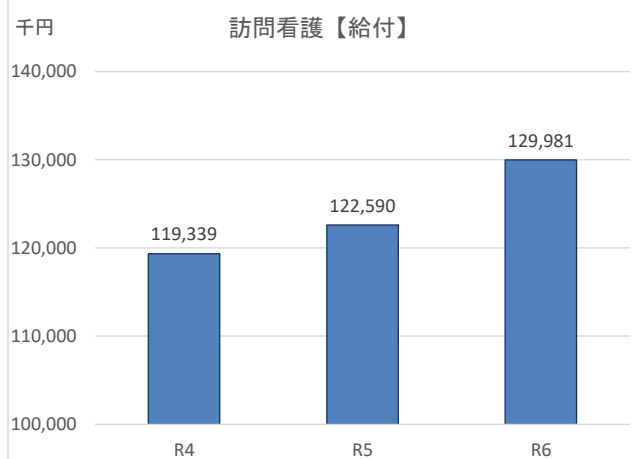


訪問看護

訪問看護【件数】

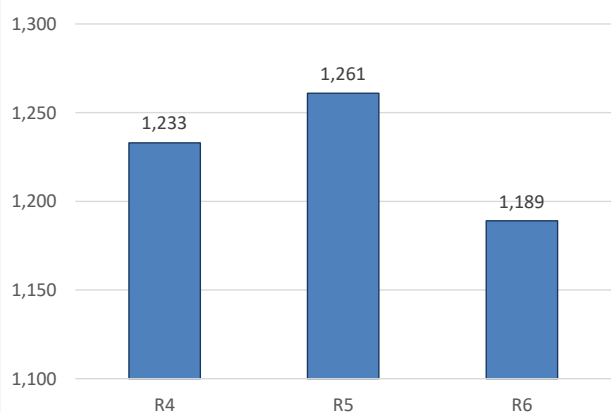


訪問看護【給付】

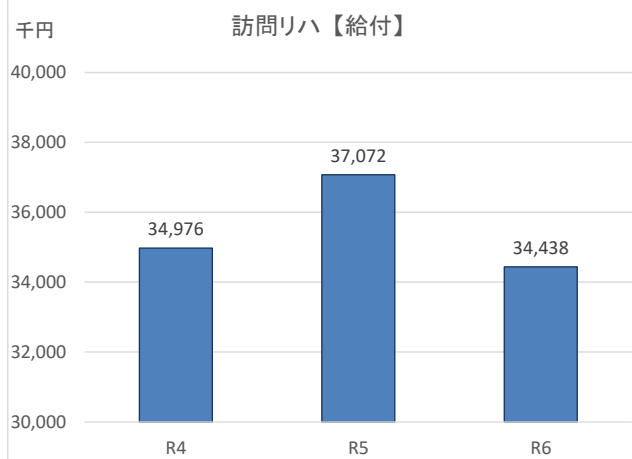


訪問リハビリテーション

訪問リハ【件数】

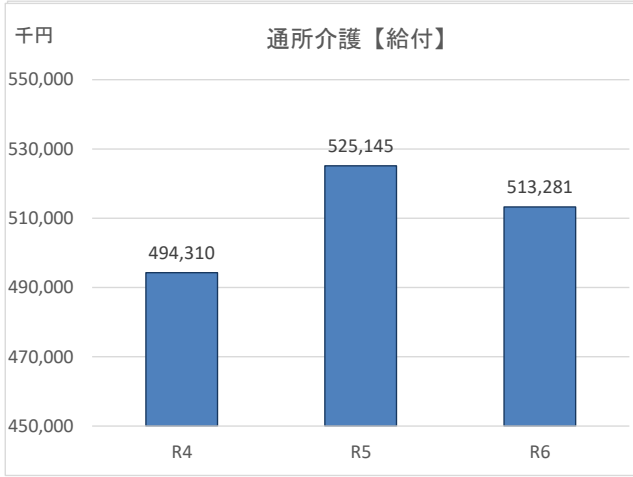
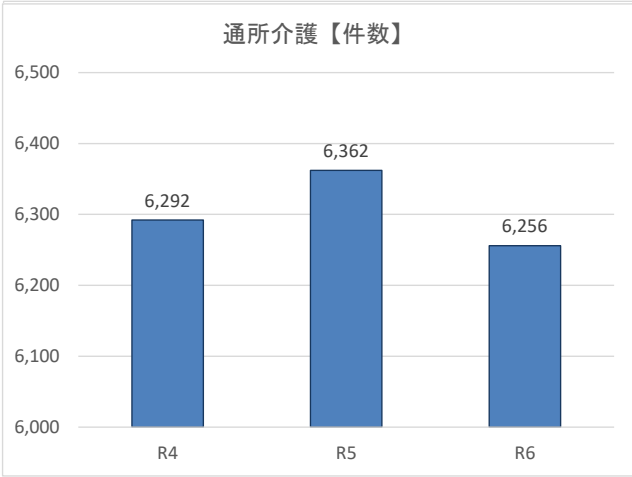


訪問リハ【給付】

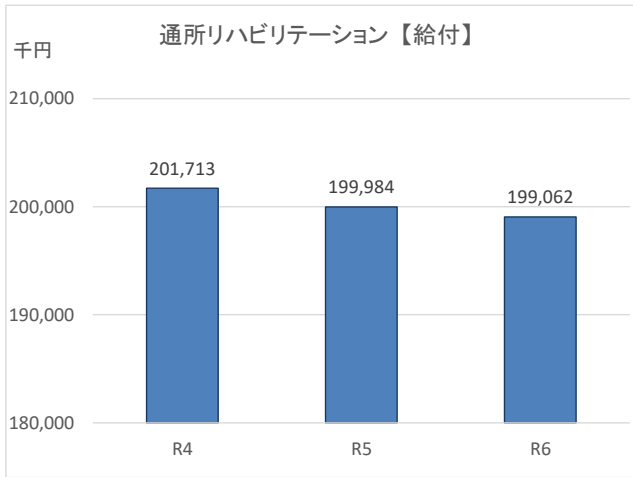
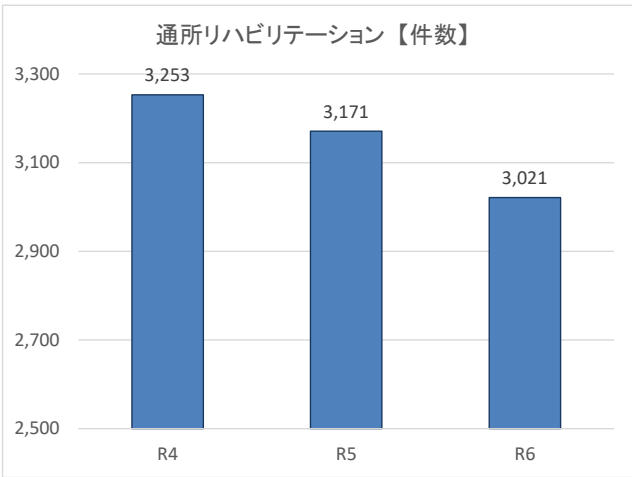


★介護給付状況(過去3年間の推移)

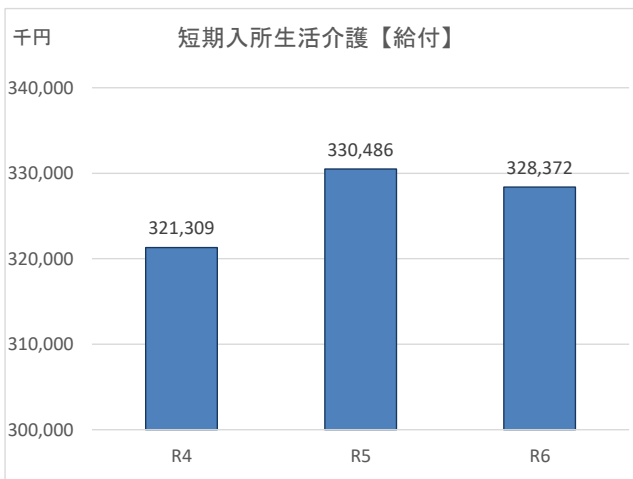
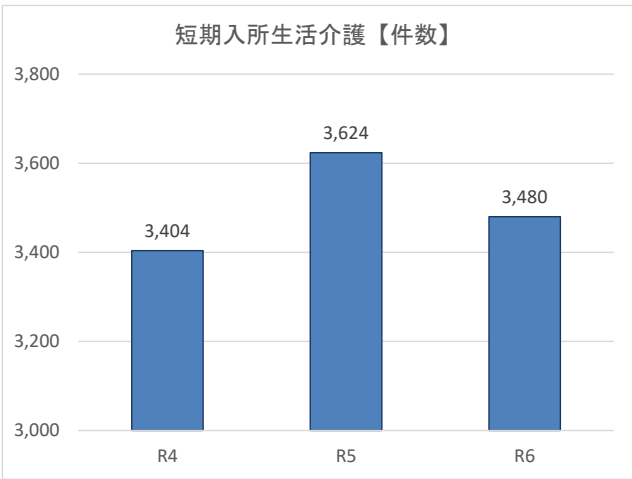
通所介護



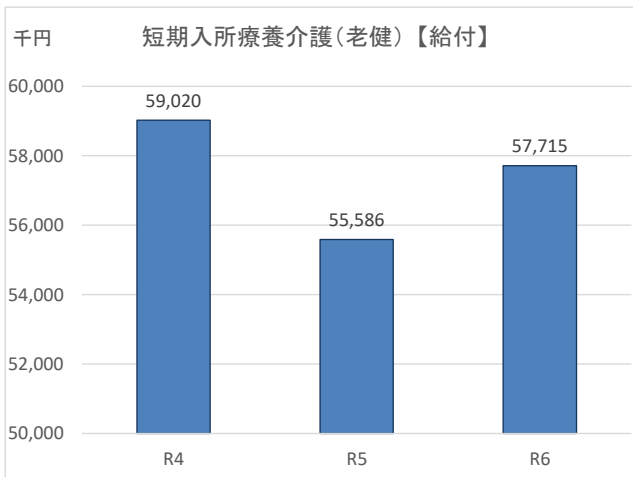
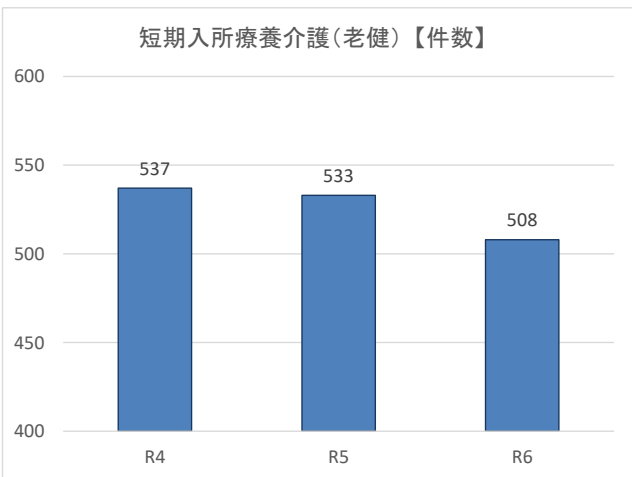
通所リハビリテーション



短期入所生活介護



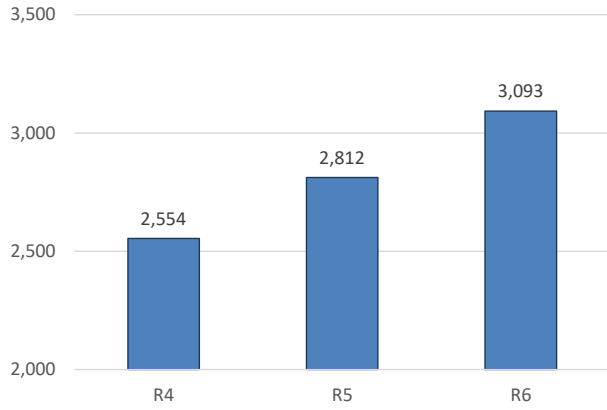
短期入所療養介護(老健)



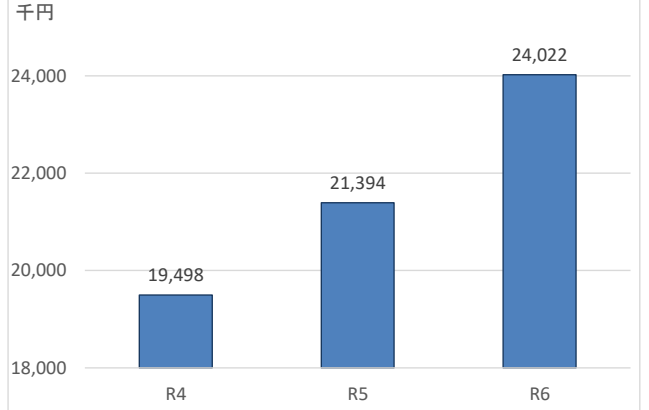
★介護給付状況(過去3年間の推移)

居宅療養管理指導

居宅療養管理指導【件数】

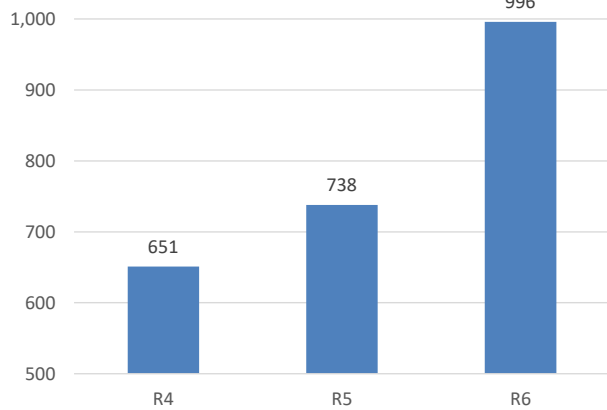


居宅療養管理指導【給付】

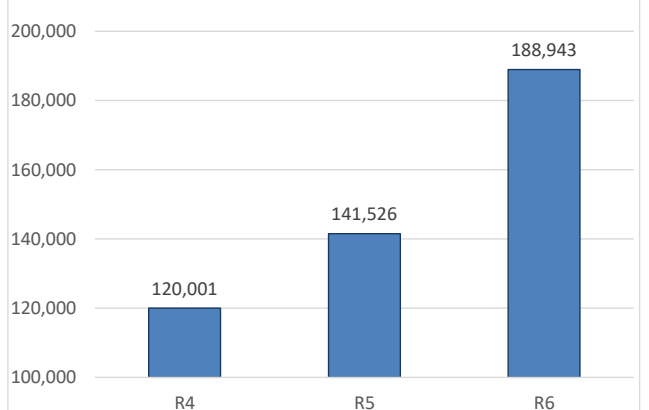


特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護【件数】

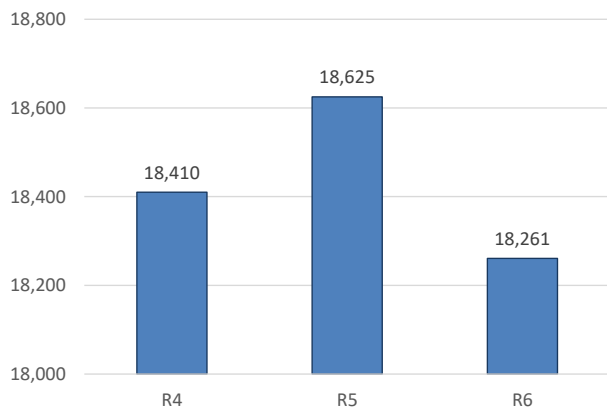


特定施設入居者生活介護【給付】

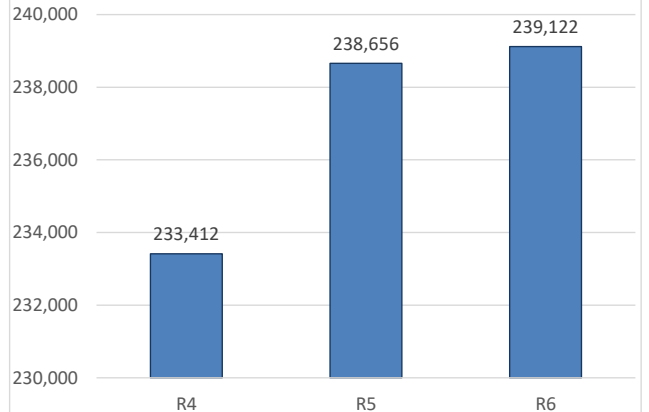


福祉用具貸与

福祉用具貸与【件数】

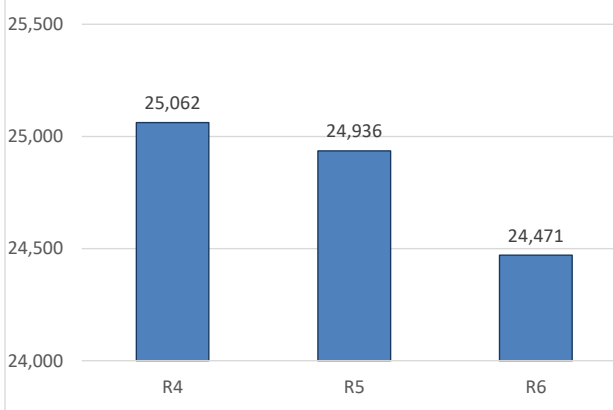


福祉用具貸与【給付】

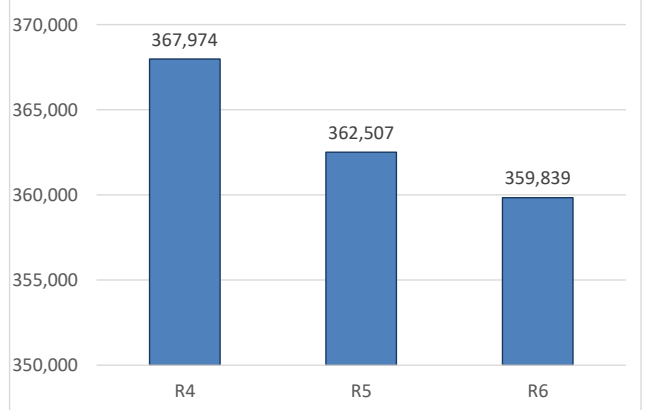


居宅介護支援

居宅介護支援【件数】

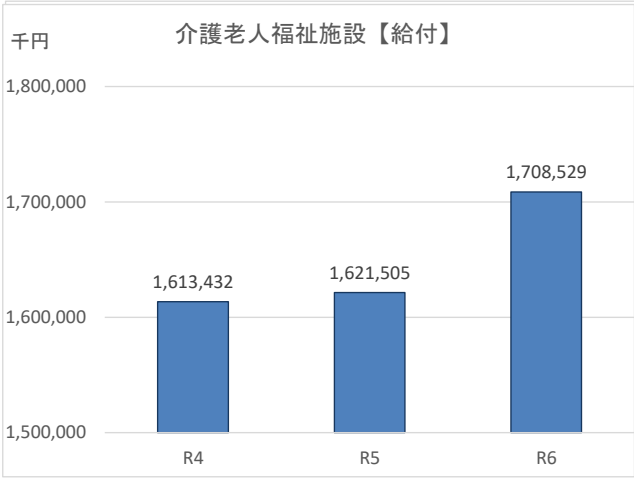
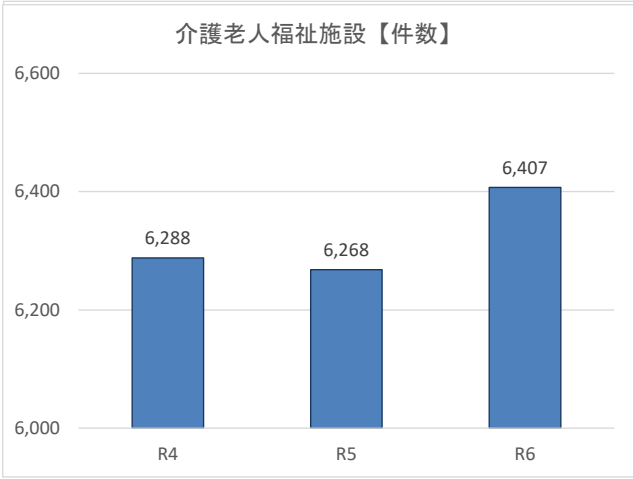


居宅介護支援【給付】

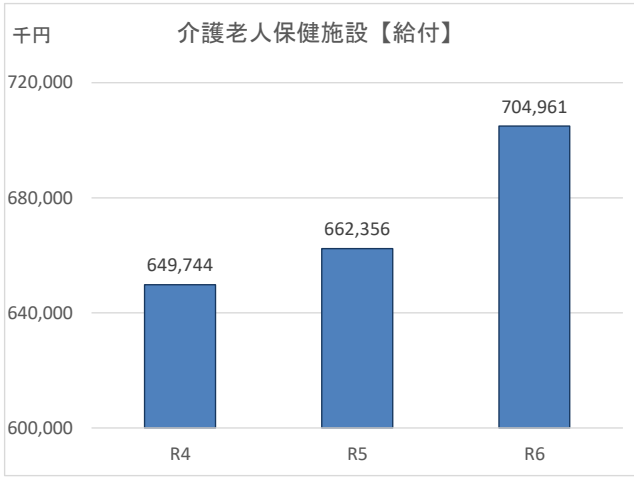
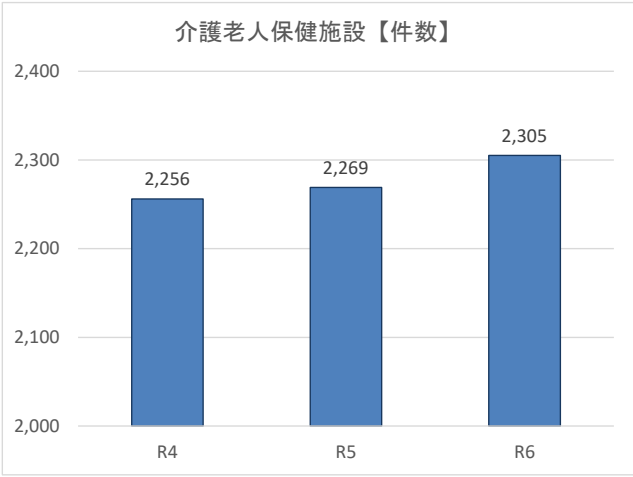


★介護給付状況(過去3年間の推移)

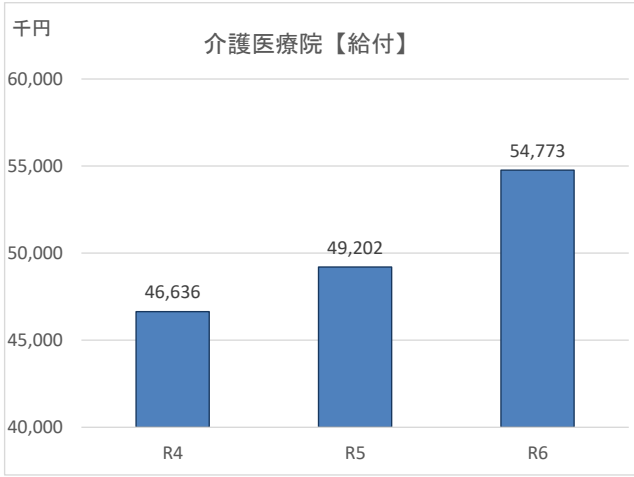
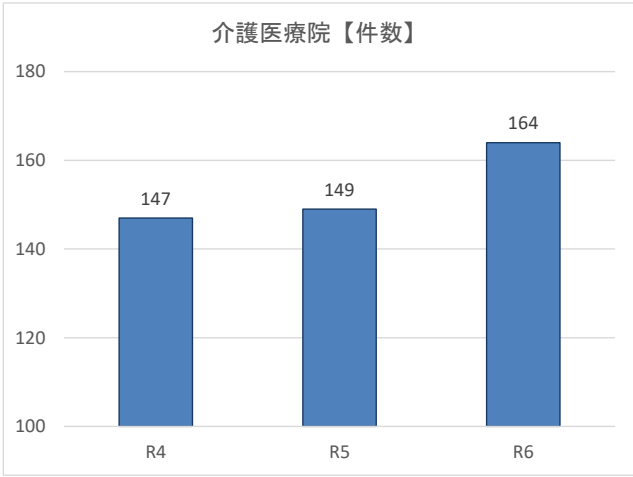
介護老人福祉施設



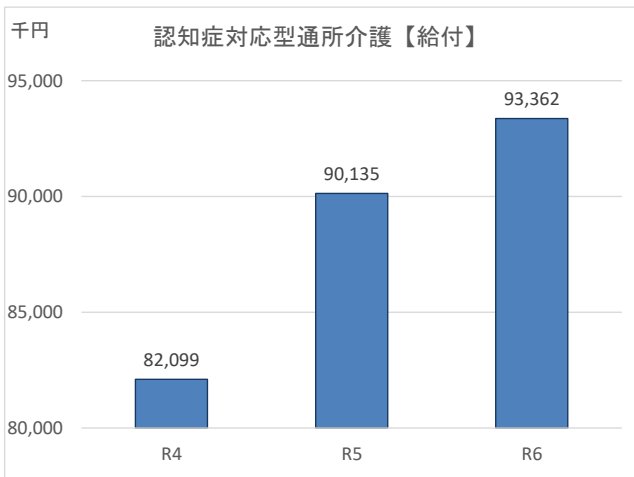
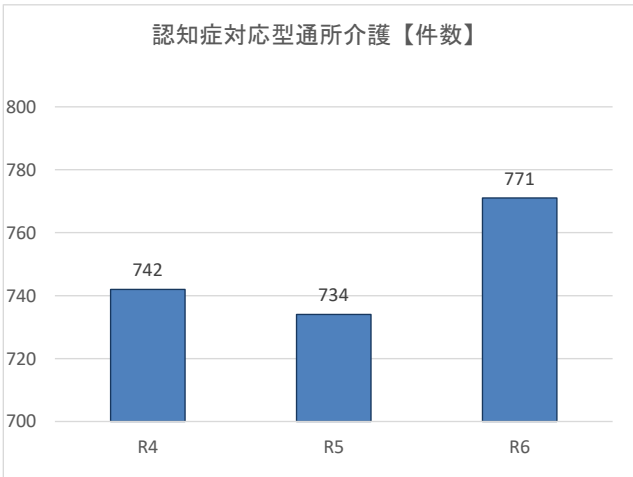
介護老人保健施設



介護医療院

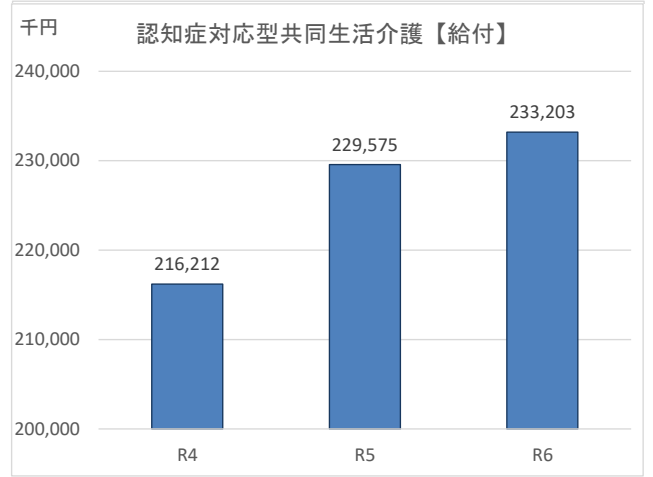
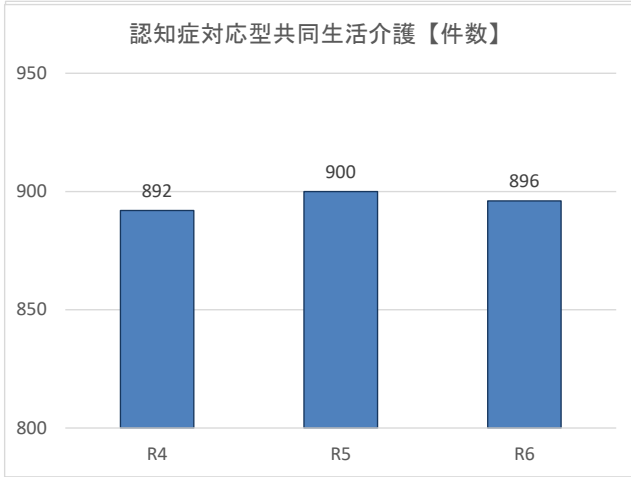


認知症対応型通所介護

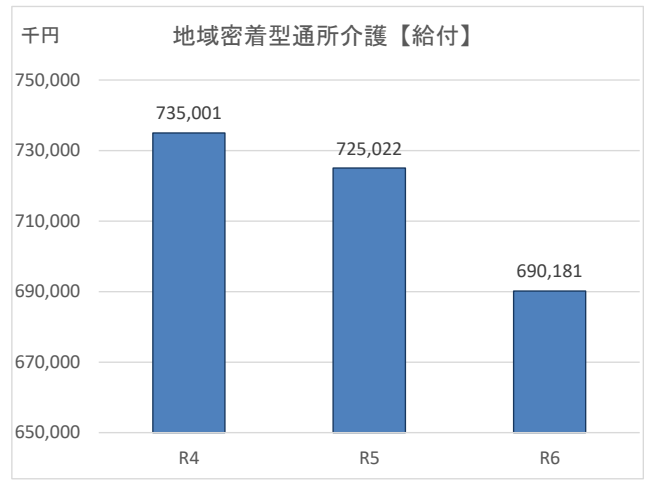
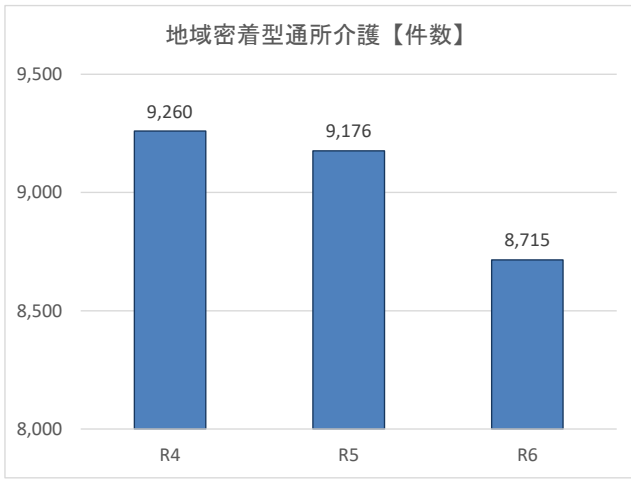


★介護給付状況(過去3年間の推移)

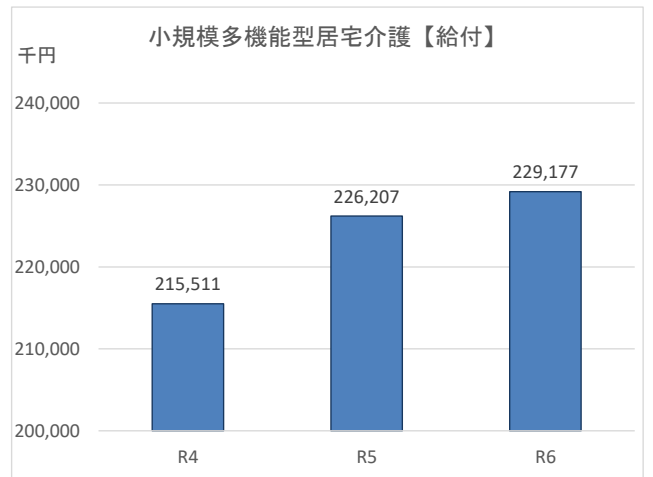
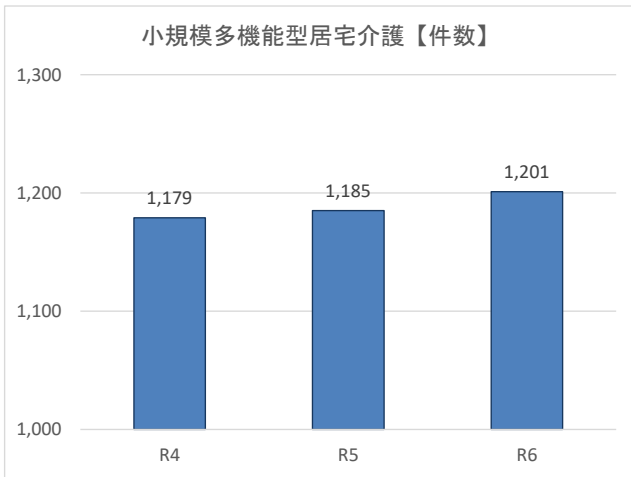
認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)



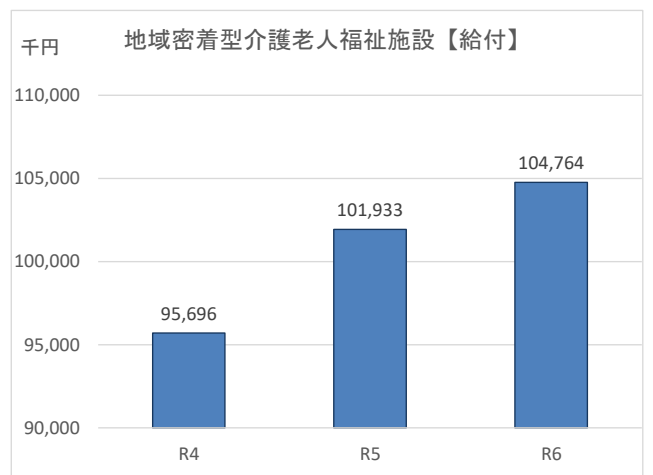
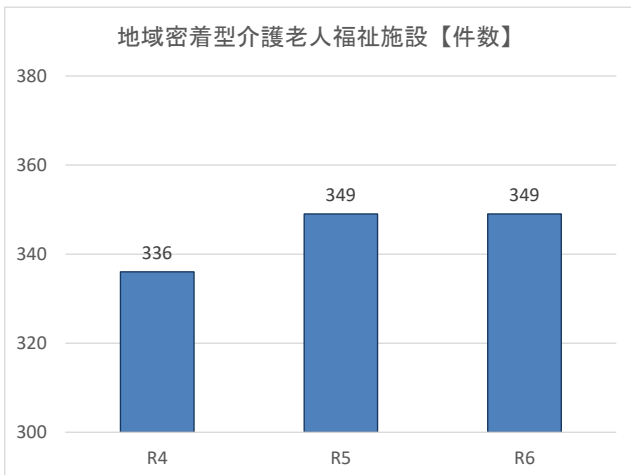
地域密着型通所介護



小規模多機能型居宅介護

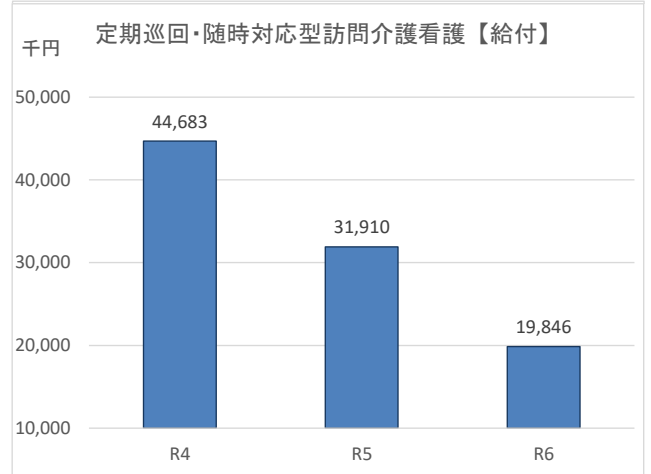
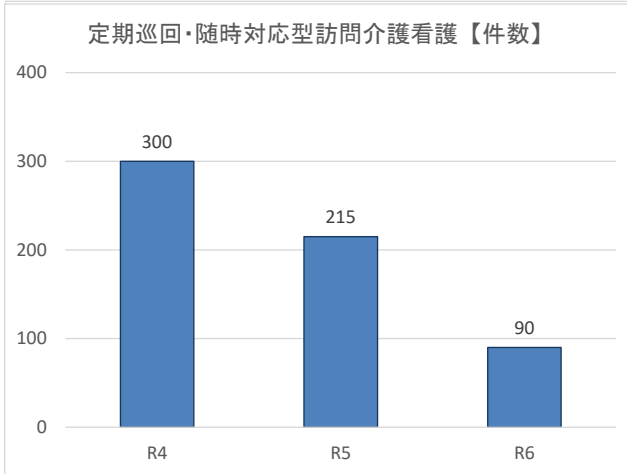


地域密着型介護老人福祉施設
施設入所者生活介護

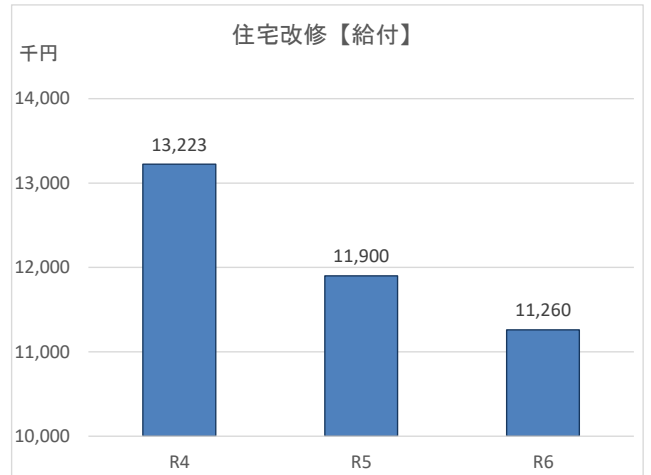
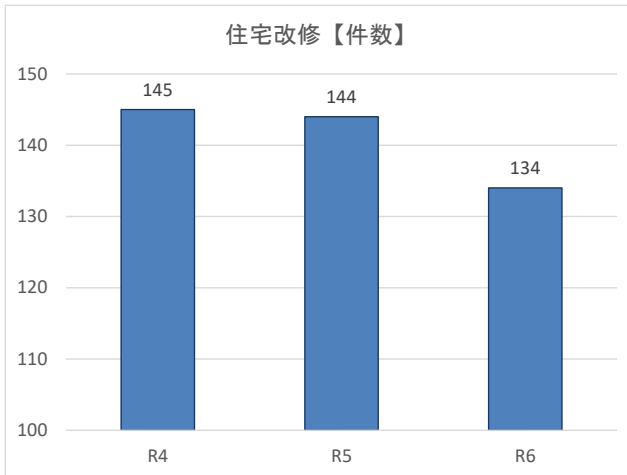


★介護給付状況(過去3年間の推移)

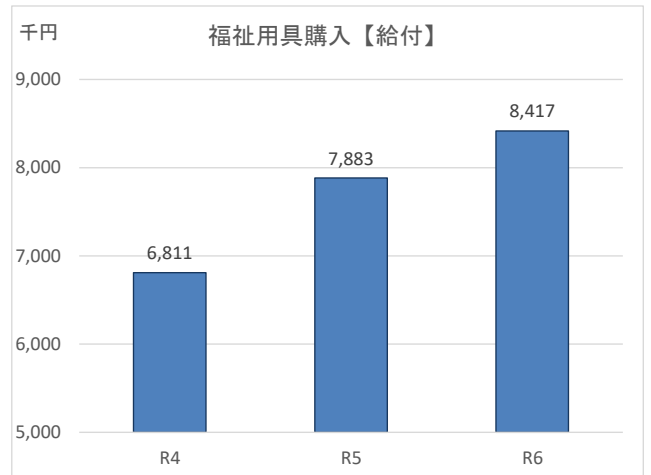
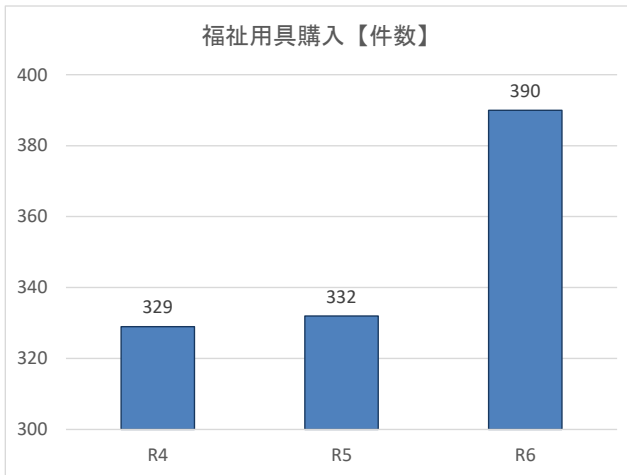
定期巡回・随時対応型訪問介護看護



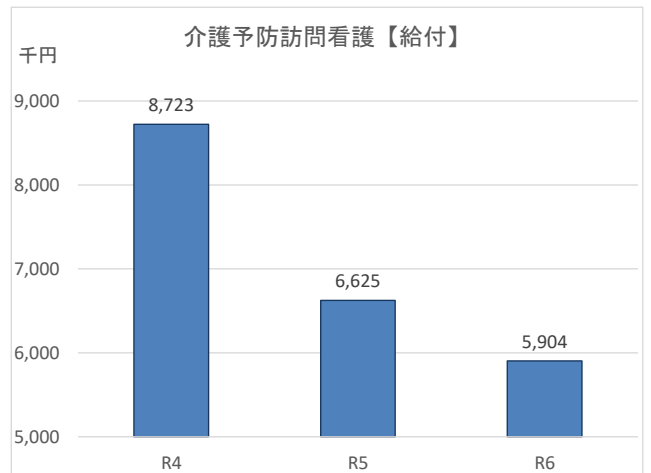
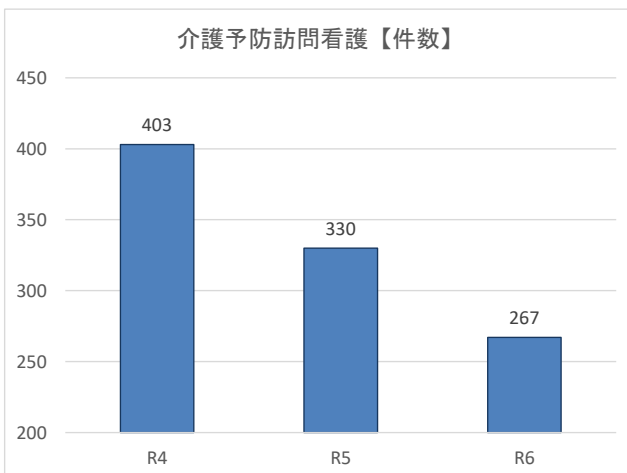
住宅改修



福祉用具購入

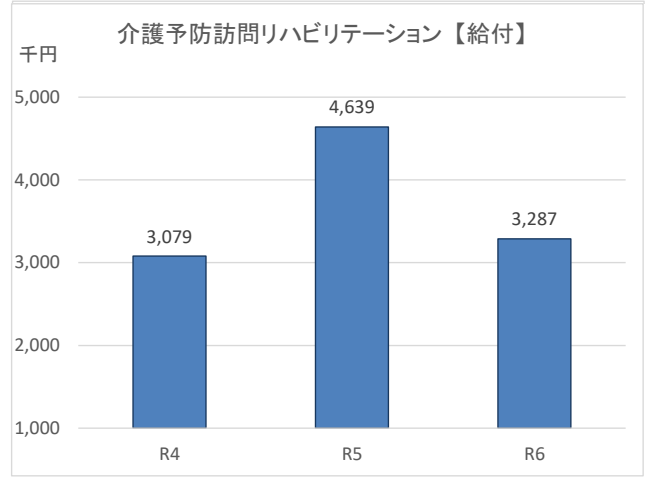
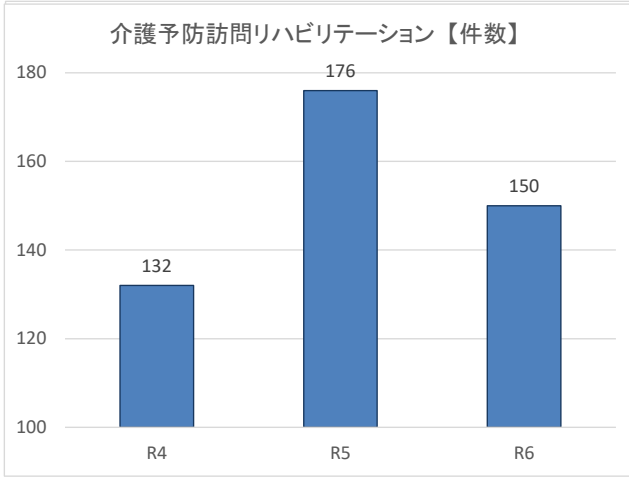


介護予防訪問看護

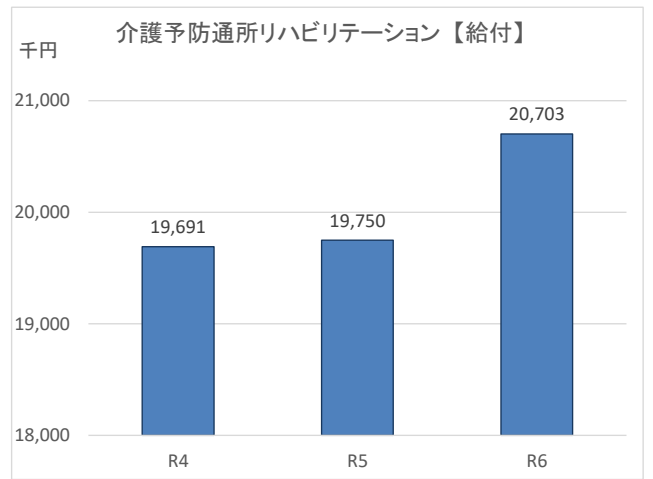
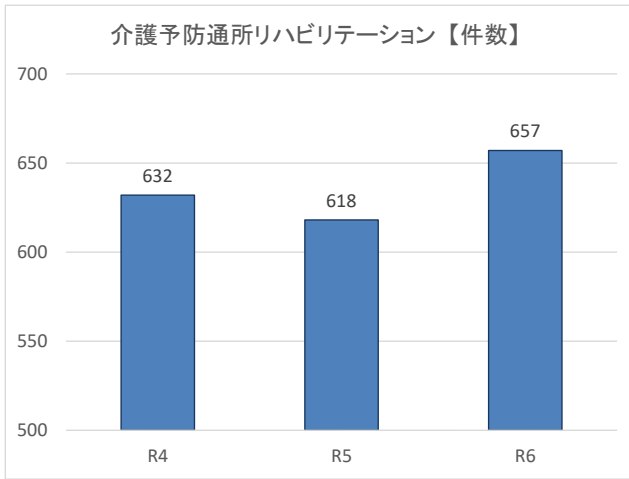


★介護給付状況(過去3年間の推移)

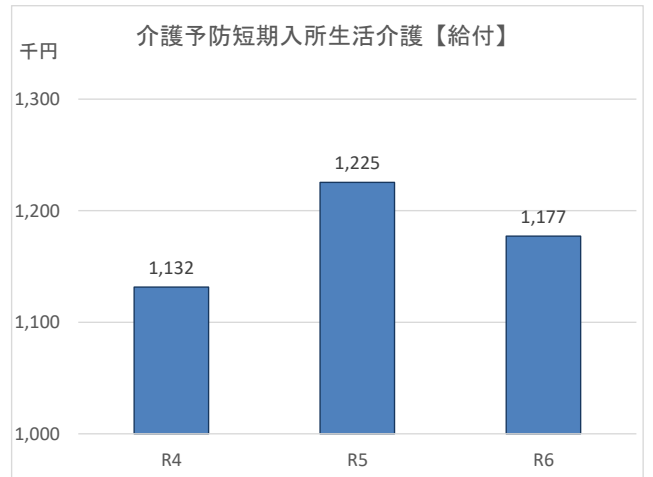
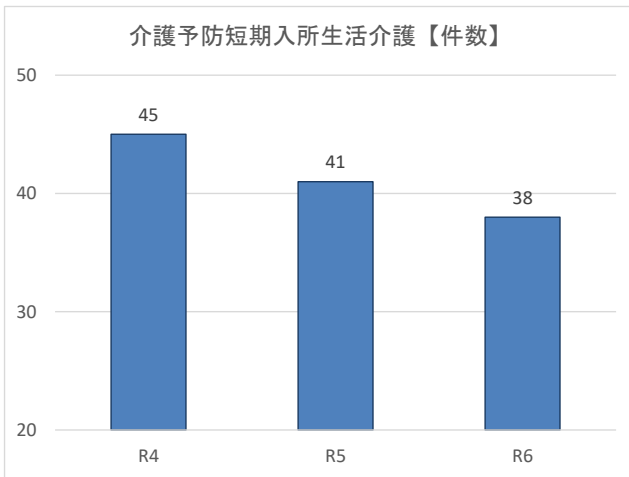
介護予防訪問リハビリテーション



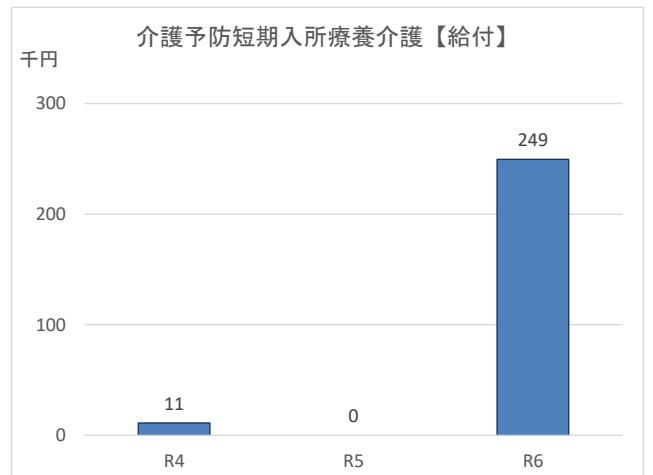
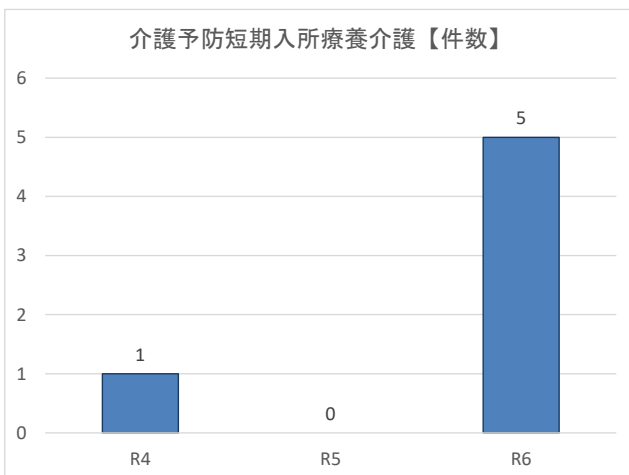
介護予防通所リハビリテーション



介護予防短期入所生活介護

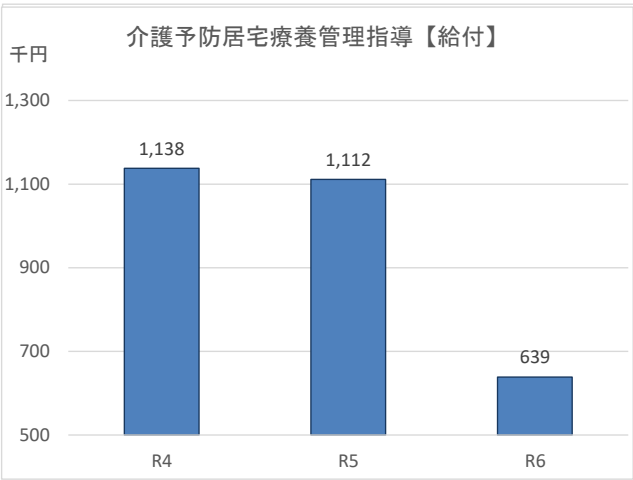
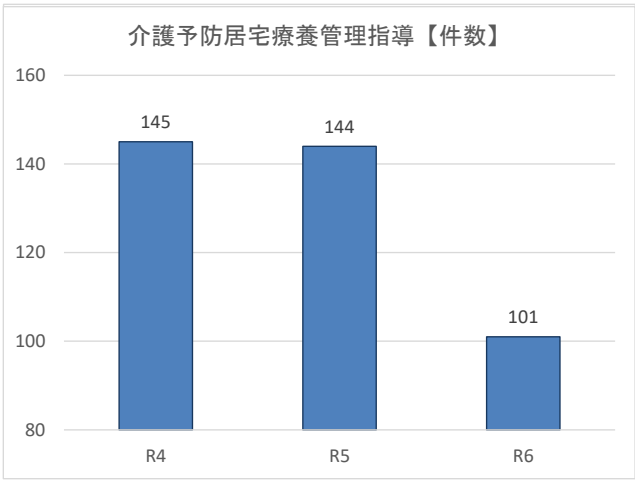


介護予防短期入所療養介護
(老健)

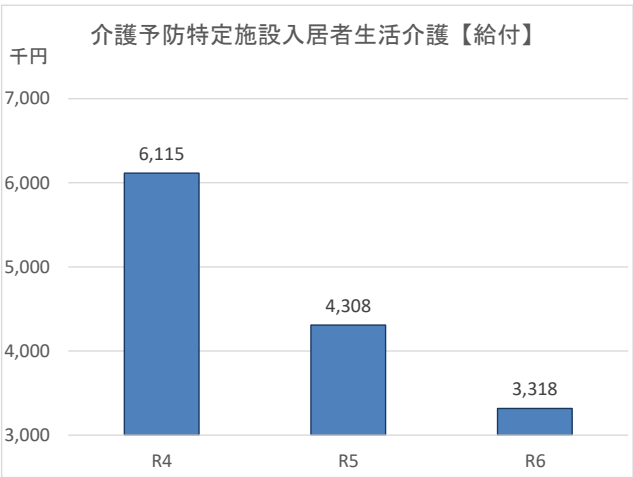
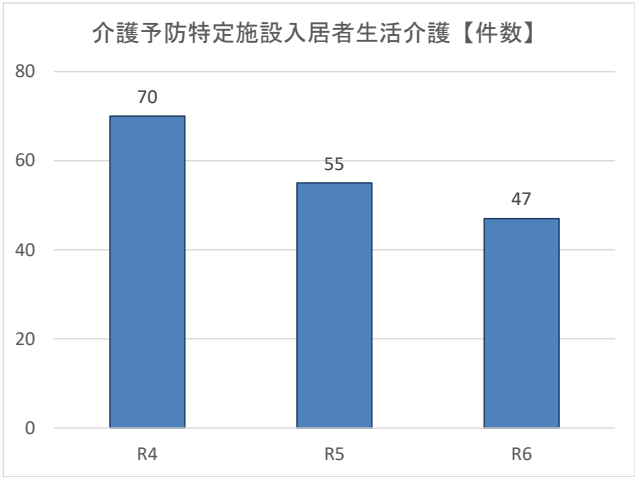


★介護給付状況(過去3年間の推移)

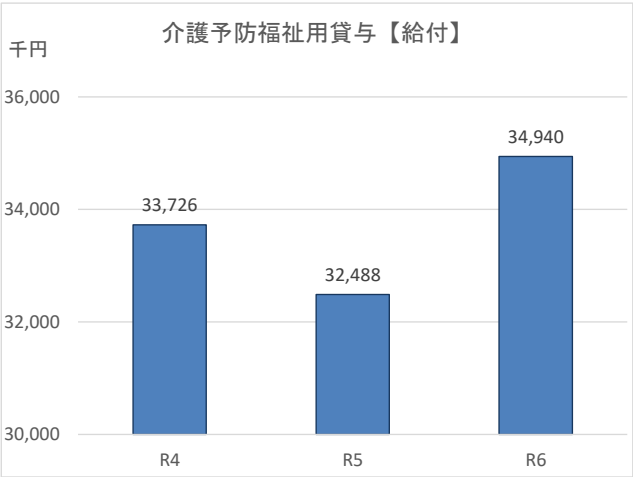
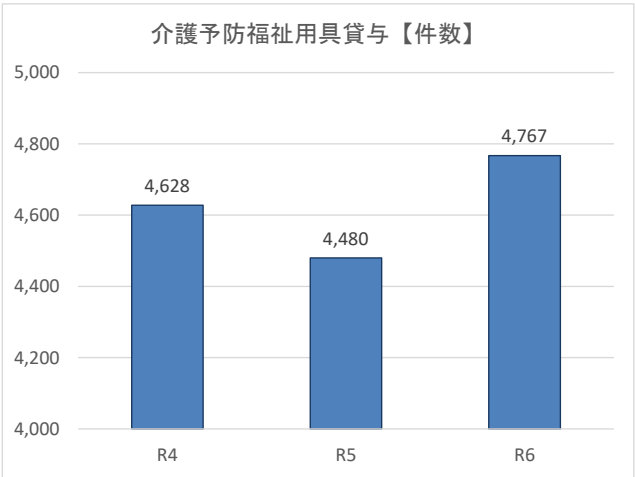
介護予防居宅療養管理指導



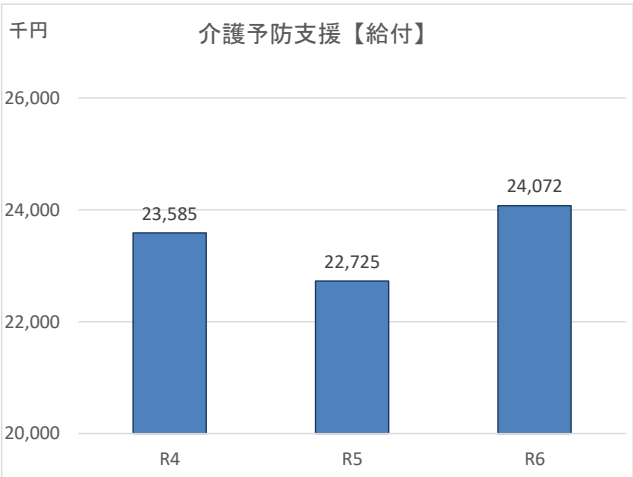
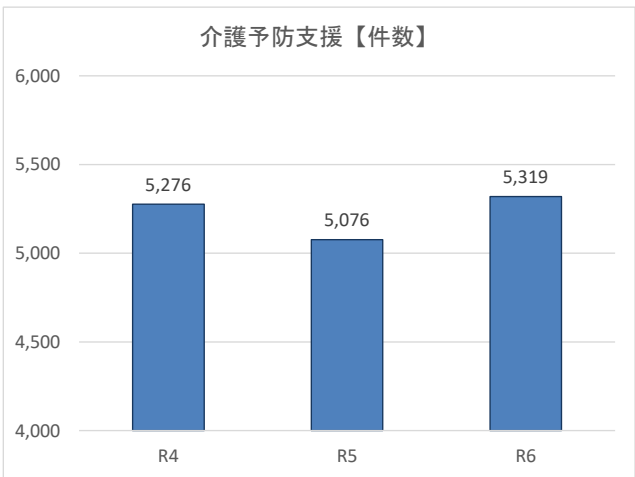
特定施設入居者生活介護
介護予防



介護予防福祉用具貸与

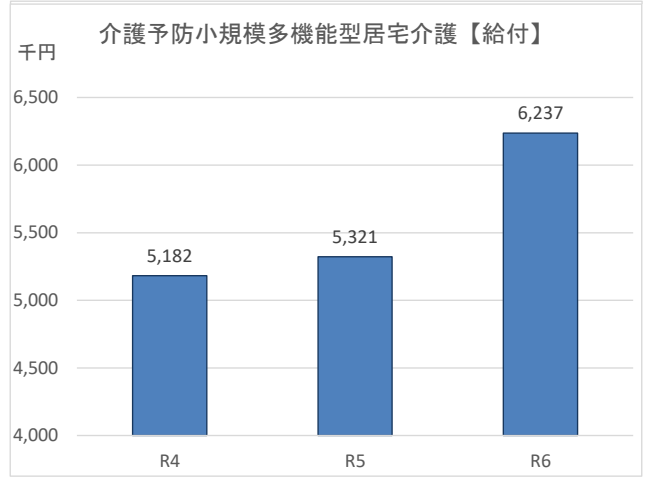
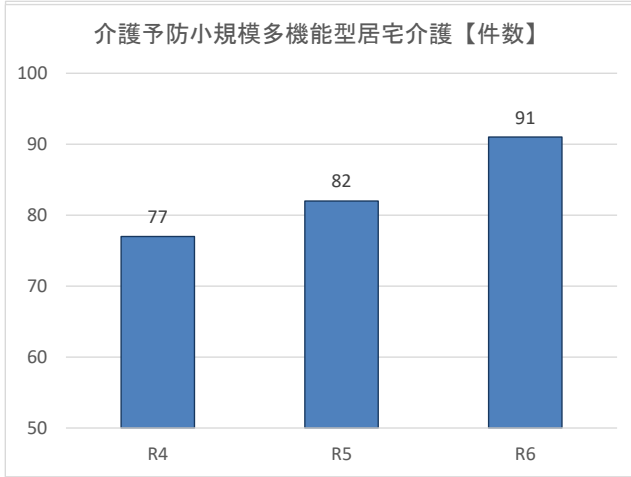


介護予防支援

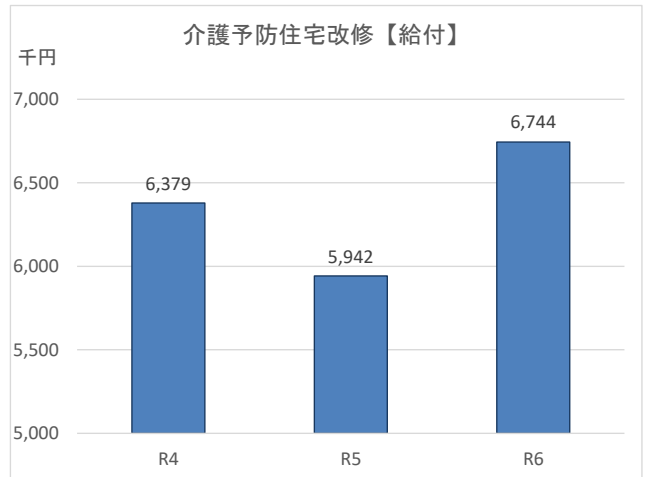
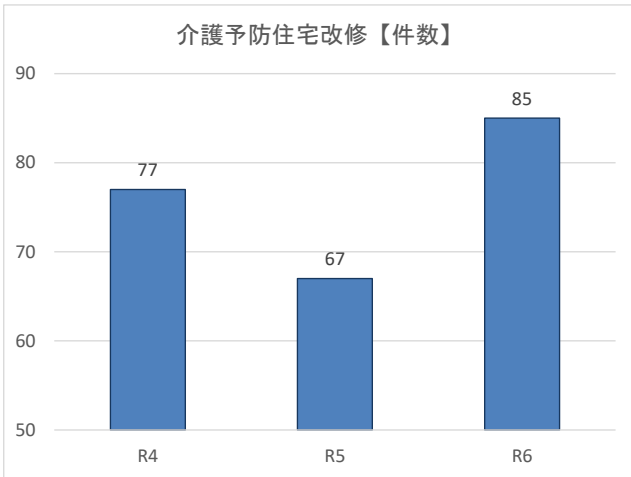


★介護給付状況(過去3年間の推移)

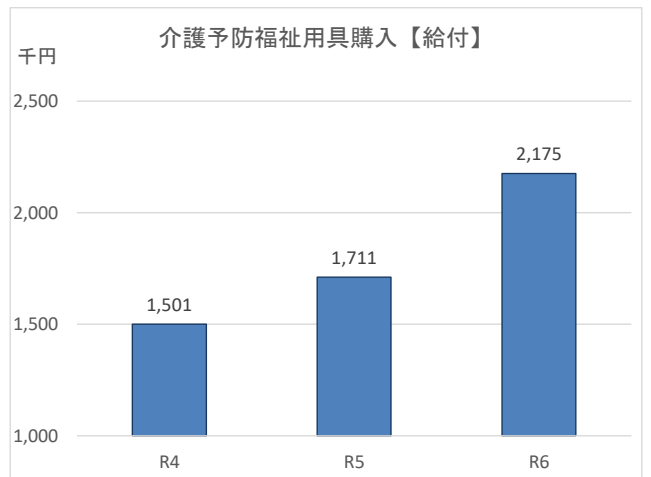
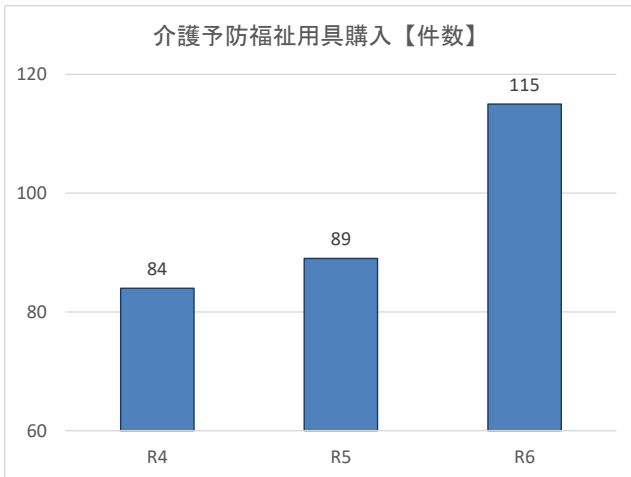
介護予防小規模多機能型居宅介護



介護予防住宅改修



介護予防福祉用具購入



高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画 策定スケジュール(予定)

項目	令和7年						令和8年										令和9年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
◆現状把握・ニーズ調査																			
基礎調査（高齢者・認定者アンケート調査）																			
介護サービス提供事業者実態把握調査																			
市介護サービス等の特徴分析等（他市町比較等）																			
第9期計画の総括・検証（実績把握）																			
課題整理																			
◆サービス見込量・保険料の算出																			
人口・認定者・サービス利用者推計																			
介護サービス・地域支援事業 見込量の算出																			
介護保険料の算定・兵庫県との調整																			
◆計画書の作成																			
計画骨子案（体系・構成等）の作成・修正																			
計画素案の作成・修正																			
計画最終案の承認・計画書印刷																			
◆会議・条例改正等																			
パブリックコメント																			
議会報告・条例改正																			
運営協議会																			

※ 計画案資料を公表し、意見を募集するとともに、丹波市自治基本条例に基づき市民活動課と連携してパブコミーティングを開催し、直接意見を聴く場を設ける。

（注）第9期介護保険事業計画策定時基に作成

運営協議会開催計画

回	日程（予定）	主な協議事項
R 7 年度 第 2 回	11月	・介護保険事業計画策定に係る一般高齢者、要介護(支援)認定者対象の基礎調査等の実施
R 7 年度 第 3 回	2月	・介護サービス提供事業者実態把握調査の実施
R 8 年度 第 1 回	5月	・一般高齢者、要介護(支援)認定者対象の基礎調査等の結果報告
R 8 年度 第 2 回	7月	・介護サービス提供事業者実態把握調査の結果報告 ・丹波市介護サービス等の給付実績（他市町比較・本市の特徴分析）
R 8 年度 第 3 回	9月	・第 9 期計画の総括・検証報告 ・第10期計画の骨子案検討
R 8 年度 第 4 回	11月	・介護サービス見込量、第 1 号被保険者保険料見込額の検討 ・計画素案の検討
R 8 年度 第 5 回	1月	・介護サービス見込量、計画素案の修正 ・第 1 号被保険者保険料の協議 ・パブリックコメント、パブコメミーティングの実施
R 8 年度 第 6 回	2月	・計画最終案の提案、承認